

令和元年度

武庫川女子大学大学院

博士學位論文

学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程

—1960～1980年代を中心に—

臨床教育学研究科臨床教育学専攻

田中佑弥

目次

序章

1	本研究の概要	1
(1)	研究目的	1
(2)	研究対象	2
(3)	研究方法	3
2	用語の説明	4
(1)	学校に行かない子ども	4
1)	文部省調査の歴史の概観	4
2)	本研究における「学校に行かない子ども」	6
(2)	学校外の学びの場	7
3	臨床教育学における本研究の意義	9
4	先行研究の検討	10
(1)	学校に行かない子どもに関する研究	11
1)	精神医学および臨床心理学	11
(a)	1990年代までの研究状況	11
(b)	2000年以降の研究状況	13
2)	教育社会学	14
(a)	量的研究	14
(b)	質的研究	15
(2)	フリースクール研究	17
5	本研究が歴史記述において重視する点	18
(1)	学校に行かない子どもの問題化過程	18
(2)	多様な人びとによる複雑な相互作用	19
6	本論文の構成	21

第 I 部 学校に行かない子どもの問題化と学校外における諸対応 —日本児童精神医学会と学校外の学びの場に着眼して—

1章 学校に行かない子どもの研究と専門的対応の開始 —1960年代を中心に—

	はじめに	25
1	学校に行かない子どもの研究の開始	25
(1)	研究開始以前の学校に行かない子ども	25
(2)	学校に行かない子どもと専門家の出会い	26
(3)	日本児童精神医学会の発足	28
1)	学際領域としての児童精神医学	28
2)	学校に行かないという曖昧な「病気」	30
2	医師や行政職員による学校に行かない子どもへの対応	33
(1)	診断書発行	34
(2)	施設収容	35
	おわりに	37

2章 教育問題の顕在化と学校外の学びの場の成立 —1970年代を中心に—

	はじめに	39
1	大学と学問の問い直し	40
2	初等中等教育における教育問題の顕在化	41

3 「落ちこぼし」：学校に行かない子どもに先行する教育問題	42
(1) 「落ちこぼれ」のリフレーミング	42
(2) 遠山啓と算数教室	43
(3) 母親たちによる算数教室	45
4 補習塾による子ども支援	46
(1) 「わかる子をふやす会」の発足	47
(2) 「学校外で学ぶ子の支援塾全国ネット」の発足	48
(3) 学校に行かない子どもへの支援事例	50
1) 事例の概要	50
2) 教育を問い直す場としての補習塾	53
5 学校に行かない子どもへのその他の対応	55
おわりに	56

3章 子どもの人権侵害と新しい教育の希求 —1980年代を中心に—

はじめに	58
1 子どもの人権侵害	58
2 新しい教育の希求	61
(1) 『ミュンヘンの小学生』と『窓ぎわのトットちゃん』	61
(2) フリースクールへの注目	63
(3) フリースクール研究会	65
(4) 諸外国におけるオルタナティブ教育の紹介	67
(5) 新たな学びの場の開設	68
おわりに	70

第Ⅱ部 学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容 —奥地圭子たちの活動に着目して—

4章 学校に行かない子どもに関する新たな認識の生成 —渡辺位と奥地圭子を中心に—

はじめに	72
1 学校に行かない子どもに関する渡辺の認識の変容過程	73
(1) 1960年代までの認識	73
(2) 保護者に対する認識の変容	75
(3) 1970年代における認識の変容	77
2 奥地親子の医療経験	79
(1) 国府台病院を受診するまでの経緯	79
(2) 渡辺との面談	81
3 希望会に参加した母親たちの変容	82
(1) 母親たちの手記	82
(2) 母親教師としての奥地の葛藤	85
おわりに	87

5章 学校に行かない子どもの治療をめぐる論争 —稲村博と奥地圭子を中心に—

はじめに	89
1 東京シューレの開設	89
(1) 開設以前の経緯	89
(2) 奥地圭子と学校	90

(3) 「OKハウス」から「東京シューレ」へ	91
2 学校に行かない子どもの治療への異議申し立て	94
(1) 稲村博の見解についての新聞報道	94
(2) 奥地圭子たちによる異議申し立て	96
3 学校に行かない子どもに関する稲村の認識と治療	97
(1) 稲村の研究歴	97
(2) 学校に行かない子どもに関する認識	98
1) 「一種の病気」	98
2) 「一種の精神障害」	99
(3) 関係者からの批判	100
(4) 学会による調査と稲村の反論	102
(5) 小括	104
4 奥地の主張とそれへの懸念	106
(1) 「明るい登校拒否」	106
(2) 「明るい登校拒否」への懸念の表明	107
1) 教育雑誌『ひと』における母親の投稿	107
2) 「登校拒否を考える緊急集会」における石川憲彦の講演	108
(3) 小括	109
おわりに	112
6章 学校に行かない子どもに関する行政の認識と対応の変容	
—実態調査と有識者会議を中心に—	
はじめに	114
1 学校に行かない子どもに関する実態調査	115
(1) 東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」	115
(2) 法務省による「不登校児人権実態調査」	117
(3) 大阪市立大学の森田洋司たちによる「生徒調査」	122
2 学校不適応対策調査研究協力者会議	125
(1) 文部省の方針転換	125
(2) 事後対応から未然防止へ	128
(3) 学校不適応対策	130
おわりに	132
終章	
1 本研究の総括	134
(1) 本研究が明らかにしたこと	134
(2) 総合考察：文部省の方針転換に至る過程における相互作用	136
(3) 結語	140
2 インプリケーション	140
(1) 既成概念にとらわれない当事者への理解と研究	141
(2) 支援の適切性についての対話と第三者評価	144
(3) 学校外の学びの場における学校に行かない子どもへの支援	146
3 今後の課題	149
引用文献	153

序章

1 本研究の概要

(1) 研究目的

本研究は、1960～1980年代を中心に、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程を考察する。1960年代からを主要な研究対象とする理由は、本研究が明らかにするように、学校に行かない子どもの研究が1960年代から本格的に始まったからである。主要な研究対象を1980年代までとする理由は、学校に行かない子どもが1980年代に社会問題として注目され、学校に行かない子どもに関する教育行政の転換点となる学校不適応対策調査研究協力者会議（文部省の有識者会議）が1989年に発足したからである。文部省は同会議の報告を基に、1990年代から適応指導教室の整備やスクールカウンセラーの配置などを推進していることから、同会議を今日につながる不登校生支援の起点として位置づけることができる。

2018年度の義務教育段階の不登校児童生徒数（小中学生）は16万人を超え、前年度に続いて過去最多を更新した。「教育機会確保法」¹が2016年に制定され、文部科学省が「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を2017年に策定するなど、学校に行かない子どもへの支援が拡充され、フリースクールなどの学校外の学びの場が注目されている現在、学校に行かない子どもをどのように認識し、対応するかが改めて問われている。不登校生支援の起点であ

¹ 正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」である。本法は、学校に行かない子どもが増加傾向にあることを背景として、学校外における教育機会の確保を主要な目的の一つとしている。法律制定の経緯は高山（2017）などを参照。

る学校不適応対策調査研究協力者会議に至る過程を検討することは、今後の不登校生支援のあり方を考察するにあたって必要不可欠な基礎的作業である。

(2) 研究対象

学校不適応対策調査研究協力者会議は、学校に行かない子どもに関する認識と対応を刷新したが、これを単に教育行政内部における力学の変容と捉えることは適切ではない。教育行政は隔絶されたシステムではないから、学校に行かない子どもや保護者、彼らを支援した学校外の学びの場の運営者、医師や心理職、ジャーナリストなど、多様な人びとによる複雑な相互作用の結果として、その変容を捉える必要がある。本研究では特に、これまで十分に検討されてこなかった学校に行かない子どもや保護者および彼らを支援した学校外の学びの場の運営者や専門家に着目する。その代表的な人物は、日本のフリースクールの草分けとして知られる東京シューレを1985年に開設した奥地圭子である。自身の子どもが学校に行かなくなったことが小学校教師であった奥地がフリースクールを開設した契機であったように、彼女は学校に行かない子どもの母親でもあった。奥地は「フリースクール全国ネットワーク」や「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」の代表理事をはじめ、文部科学省が2015年に発足させた「フリースクール等に関する検討会議」の委員を務めるなど、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容に大きな影響を与えてきたが、その活動は十分には研究されていない。

なお1980年代までの当事者たちの活動は主に、学校に行かない子どもの母親たちによって担われた。1980年代以降は一部で学校に行かない子ども自身による活動も見られたが、学校に行かないことに対する批判

が強かった当時において、子どもが社会的に発言するにあたっては大人による支援を必要とした。1990年代には『学校に行かない僕から学校に行かない君へ』（東京シュレーの子どもたち編 1991）のように子どもの社会的発言がより見られるようになるが、これらも支援する大人によって文脈づけられているという批判もある²。本研究では、学校に行かない子ども自身の声も重視するが、彼らの声が社会的に認識されるように努力した専門家や保護者、特に母親たちの活動に着目する。子育ての責任が母親に求められる傾向が強かった時代に、子どもが学校に行かない要因と見做された母親たちは、子どもが学校に行かないことを根源的に問わざるを得ない「当事者」であった³。

（3）研究方法

本研究では、学校に行かない子どもに関する認識と対応についての文献調査を実施した⁴。学校に行かない子どもに関する代表的な歴史研究である加藤（2012）が、教育行政文書を中心に参照しているのに対し、本研究ではさまざまな図書、雑誌、学会誌、会報、報告書、新聞記事、法務省を含む行政資料、関係者のインタビューなど、参照できる資料を可能な限り活用した。これは、行政文書が計画的に保存されているのに対し、本研究が着目する人びとの活動は十分に記録されていないためである。

² 貴戸（2004）などを参照。『子どもたちが語る登校拒否：402人のメッセージ』（石川・内田・山下編 1993）も出版されたが、同書は医師・カウンセラー・ソーシャルワーカーによって編集されている。

³ 貴戸（2004）は、学校に行かない子どもと保護者は同じ立場ではないと指摘しており、狭義の「当事者」は学校に行かない子ども本人に限定されるだろう。親子の立場の違いは慎重に考慮されなければならないが、本研究が対象とする1980年代に、社会に向けて発言することが困難な子どもに代わり、保護者が広義の「当事者」として発言してきたことを鑑み、本研究では学校に行かない子どもに加え、保護者も含めて「当事者」と呼ぶことにする。

⁴ 第1章では、学校に行かない子どもに関する研究の黎明期に重要な役割を果たした臨床心理学者や精神医学者のインタビュー・データも使用している。

参照資料が多様であることによって記述の一貫性を損なう恐れがあるが、小さな出来事の連なりを丁寧に記述することを本研究では重視した。人びとの相互作用は複雑であり、系統的に明示することは容易ではないが、重層的に継走する実践史を明らかにすることにより、そのダイナミズムを提示したい。

2 用語の説明

(1) 学校に行かない子ども

1) 文部省調査の歴史の概観

本研究における「学校に行かない子ども」という用語について説明するにあたって、学校に行かない子どもに関する文部省調査の歴史をまず概観しておく。

1872年の学制公布によって日本における義務教育制度は始まったが、すべての子どもが学校に行ったわけではなく、不就学は少なくなかった。学校に行かない子どもがいないという状況は義務教育が始まってから現在に至るまで一度もなく、学校に行かない子どもは必ず存在し、戦前にも心理的な理由によって欠席する子どもがいた（山岸 2018）。

第2次世界大戦後、実施体制や集計方法に変遷はあるが、長期欠席調査が文部省によって1950年（調査対象年度は1949年度。以下同様）から始められ、1960年からは、学校基本調査の一部として実施された⁵。当初、学校基本調査では欠席理由を尋ねていなかったが、1964年から欠席理由を「病気」「経済的理由」「その他」の3つから選ぶ様式になった。朝倉（1995）によれば、「学校恐怖症または登校拒否児童の実態調査」が

⁵ 長期欠席調査や学校基本調査の変遷については、保坂（2000）、Shimizu（2011）、加藤（2012）などを参照。

なされていないという精神科医たちによる指摘(若林ほか 1965)を受け、1967年の調査からは欠席理由に「学校ぎらい」が追加され、欠席理由は4分類となった。

文部省の調査における「学校ぎらい」の定義は必ずしも一貫していなかったが、「学校ぎらい」は「登校拒否」に相当するとされ(文部省編 1983)、「学校基本調査において、昭和41年度から登校拒否児童生徒として「学校ぎらい」を理由に50日以上欠席した児童生徒を調査している」(文部省編 1997, p.10)と説明された。1998年度対象の調査から「学校ぎらい」は「不登校」に変更され、現在に至っている。学校基本調査では、50日以上の欠席は1966～1998年度、30日以上の欠席は1991年度以降を対象に調査されている(図1参照)。

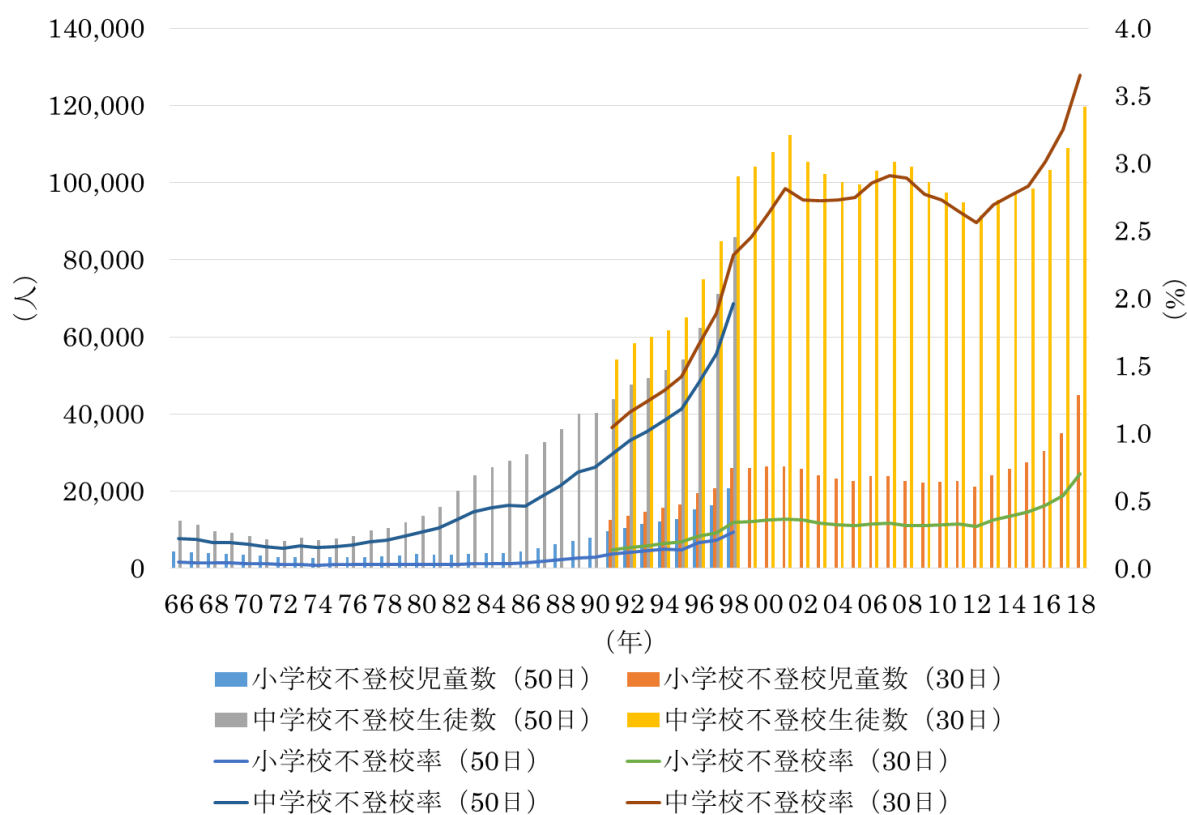


図1 不登校児童生徒数と不登校率の推移 (学校基本調査より筆者作成)

不登校（学校ぎらい）の小学生と中学生の合計人数は、1974年度の9961人を最低値として、その後2001年度の13万8722人まで一貫して増加し、2002年度以降は13万人前後で推移した。2017年度および2018年度は2年連続で過去最多を更新し、2018年度には16万人を超えた。

全児童生徒に対する不登校児童生徒の比率は2013年度以降、増加傾向にあり、2018年度は小学生0.70%、中学生3.65%となっている。

2) 本研究における「学校に行かない子ども」

本研究では以下の理由から「学校に行かない子ども」という用語を用いる（ただし、文部科学省が指し示す近年の「不登校」について言及する場合などには、文脈に応じて「不登校」の呼称を用いる。また、統計資料等に言及する際には「長期欠席」との混同を避けるために「学校ぎらい」などの当時の呼称を用いる）。

学校に行かない子どもに対しては、「不就学」「長期欠席」「学校恐怖症」「学校ぎらい」「登校拒否」「不登校」など、さまざまな呼称が付与されてきた。現在は「不登校」が一般的呼称であるが、1960～1980年代の歴史を記述するにあたって「不登校」を用いることは適切でないとも考えられる。各用語は、それぞれの歴史的な文脈に位置づけられており、分析にあたって用いることは望ましくないことから、本研究では「学校に行かない子ども」という用語を用いることにする⁶。

「学校に行かない子ども」という呼称は、学校基本調査の調査項目である「病気」「経済的理由」「その他」との区別ができないというデメリット

⁶ なお酒井（2010）は、障害等により就学を免除または猶予された子ども、就学義務のない外国籍の子どもなど、文部科学省による長期欠席者調査の対象外となっている者も含め「学校に行かない子ども」と呼んでいる。これらの子どもの教育機会保障も重要な課題ではあるが、本研究では文部科学省による長期欠席者調査の対象者に焦点を当てる。

ットがある。しかし、山本（2008）は欠席理由の各割合は都道府県によって相当に異なり、同一都道府県においても年度によって激しい変動があるため、指標としての妥当性を欠くと指摘していることから、欠席理由によって峻別するのではなく、緩やかに「学校に行かない子ども」と捉えることが適切であると考えられる。「不登校」が「病気」として報告されることがあることは知られており⁷、2015～2017年度には欠席理由が「その他」のうち「不登校」の要因を含んでいる者が調査されていたように、「不登校」と「その他」の差異も明確ではない。また、相対的貧困が不登校の一因と指摘されているように、「不登校」と「経済的理由」の差異も不明確である⁸。

（2）学校外の学びの場

学校外の学びの場には、社会教育施設のほか進学塾など、さまざまあるが、本研究のテーマに関連して着目するのは、フリースクールおよびその源流である補習塾である。本研究で明らかにするように、学校復帰以外の選択肢がないなかで、一部の補習塾は学校に行かない子どもを受け入れており、これは教育支援センター（適応指導教室）などの公的支援に先行する実践であった。また、1985年には日本のフリースクールの草分けである東京シューレが開設され、学校に行かない子どもに関する

⁷ 例えば、現職教員を対象に行われた質問紙調査（石田 1999）には、「不登校」を「病気」とした記述が散見される。

⁸ 「不登校」という用語そのものが混乱の一因でもある。「不登校」は、学校基本調査では長期欠席の理由の一つであるが、登校していないという状態を意味する言葉でもある。長期欠席と同等の意味合いを持ち得る「不登校」が、長期欠席の理由の一つであることはきわめて分かりにくい。また、心理的不安が身体化することによって病欠し不登校になる、あるいは家庭の経済的困窮による心理的負担によって不登校になる場合もあるだろうが、これらの場合「不登校」は結果であって、「病気」「経済的理由」と同様に並べられるべき理由ではない。「病気」「経済的理由」も心理面と密接に関わっているのであるから個別に捉えるのではなく、さまざまな要因による複合的なものとして捉えるべきである。

認識と対応の変容過程において大きな役割を果たした。本研究では、フリースクールやその源流である補習塾を指して「学校外の学びの場」と呼ぶことにする。

なお「フリースクール」という語の定義は明確ではなく、曖昧に濫用されている(田中 2016)。強いて定義するならば、狭義には Neill(1960)の影響を受けたアメリカのフリースクール運動であり、広義には文部科学省の言う「不登校の子供を受け入れることを主な目的とする団体・施設」である⁹。両者の様相はまったく異なるが、両者が重なるものとして成立した点に、日本におけるフリースクールの特徴があるとも言える。つまり、学校に行かない子どもを受け入れた場が、「フリースクール」という用語を採用することになったのである¹⁰。

日本における「フリースクール」が曖昧であるのは、アメリカのフリースクール運動の理念を継承した上での「フリースクール」という用語の採用、あるいは用語のみの採用、およびその中庸がグラデーションの

⁹ アメリカのフリースクール運動については岩田(2015)などを参照。

文部科学省は「フリースクール」を明確に定義してはいないが、2015年に発表した「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」において、「ここで言う「フリースクール(フリースペースを含む)」とは、不登校の子供を受け入れることを主な目的とする団体・施設を指す」(p.6)としている。調査報告は下記サイトから取得(2018年12月6日)。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360614_02.pdf

日本における「フリースクール」については『教育社会学辞典』(日本教育社会学会編 2018)なども参照した。

¹⁰ フリースクールの草分けである東京シューレを開設した奥地圭子は、「フリースクール」という用語の採用について以下のように述べている。「種類としてはフリースクールになるのかなとは考えていたんですが、最初は「学校外の学びと交流の場」と言っていました。…私自身は、すでにフリースクールについて知っていて、シューレをつくる前に、クロンララスクール校長のパット・モンゴメリさんにも会っているんです。…たぶん、はっきり使うようになったのは、クロンララとの交流からだと思います。…シアトルから帰ってきた子どもたちが、何かシューレとフリースクールはすごく似ていて、成り立ちはすごくちがうのに、いっしょのようだというんです。…シューレもフリースクールなんだね、みたいなことを言っていたんです。…私も、子どもたちもそう思うんだっいたらいいかなという感じがして、90年代ぐらいからはフリースクールと言うようになったと思います」(全国不登校新聞社編 2018, pp.1252-1254)。

ように広がっていることが一因である。

3 臨床教育学における本研究の意義

臨床教育学研究科に提出される本論文が、臨床教育学研究において、どのような意義があるかについて、臨床教育学の歴史を概観しながら説明する。

1988年、京都大学大学院教育学研究科に臨床教育学専攻が設置された¹¹。1994年には臨床教育学を初めて研究科の名に掲げる武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科が設置された。両大学の臨床教育学専攻および研究科が設置された時期は、学校不適応対策調査研究協力者会議が1989年に発足し、1992年に最終報告を発表するなど、学校に行かない子どもに関する認識と対応をめぐって活発な議論が交わされた時期であった。武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科長であった小林剛は、学校における最も深刻な問題として不登校を挙げ、教育現場がさまざまな課題を抱えるなかで臨床教育学は誕生したとしている（小林 2002）。

学校に行かない子どもを主要な研究テーマとする臨床教育学の初発の問題意識には学問の再構築があった。河合（1995）は子どもを「科学的」手法によって認識する限界を指摘しており¹²、新堀（1996）は「学

¹¹ 臨床教育学という名称が専攻名に採用されたのはこれが初めてである（和田・皇編 1996）。京都大学の臨床教育学は、和田たちが交流していたオランダの教育学者であるランゲフェルト（Langeveld, M. J.）の影響を受けている（和田・皇・矢野編 2011）。

また1993年には北海道大学教育学部に教育臨床心理学講座が設置され、国立国府台病院の院内学級教員を務めた横湯園子が初代教授として着任し、臨床教育学研究の拠点校の一つとなった（間宮 2018）。

¹² 河合は以下のように例を挙げている。「小学校に入学してきた子どもが、一言も言葉を発しない。名前を呼んでもぼうっとしているだけ。担任教師はこの子どもを「科学的」に扱おうとして、客観的観察をはじめ。記録も書くかも知れない「呼びかけても応答なし、行動はきわめて遅く、外界に対して無関心」。こんなふうに教師が子どもに接すると、子どもはますますいじけてくる。

際性」を強調している。臨床教育学とは、限定された専門性を超えて、子どもと支援者の関係性を問い直す試みなのである。臨床教育学の初発の問題意識を受け継ぎ、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程を考察する本研究は、このような研究史に位置づけられるものである。

「エビデンス」「アセスメント」「ソリューション」といった言葉が氾濫する状況において、臨床教育学はどのような役割を果たしてきただろうか。このような流れに棹差す傾向もあるなかで、測定可能性の重視によって捉え損ねてしまったものがあるのではないだろうか。筆者は、子どもの「問題行動」の要因を安易に説明する危険性を強調したい。なぜならば、それは臨床教育学の初発の問題意識に通ずるものであり、今日において再認識されなければならない点だからである。

4 先行研究の検討

本節では、学校に行かない子どもに関する先行研究、本研究が着目するフリースクールに関する先行研究を検討する。

学校に行かない子どもに関する先行研究については、精神医学および臨床心理学領域、教育社会学領域に分けて検討する。前者は学校に行かない子どもへの具体的対応を目的として蓄積されてきた研究群であり、後者は学校に行かない子どもの社会学的分析を目的として蓄積されて

そこで教師はもっと客観的に測定しようとして知能検査を施行。もちろん言語の応答がないので動作検査をすると知能指数が低いことがわかった。と言ってもこんな状況で、この子が自分の能力を全く発揮できないことはおわかりのことと思う。教師は、この子が話をしない「原因」は「低知能」とであると判断する。このようなことが重なってゆくと、この子がたとえ潜在力をもっていたとしても、それを示す機会を教師によっておさえられていることになる」(河合1995, p.8)。

きた研究群である。

教育学における学校に行かない子どもに関する考察(佐伯ほか編 1998 など)も重要であるが、本研究では学校に行かない子どもに関する研究において重要な役割を果たした精神医学および臨床心理学、学校に行かない子どもについての社会学的分析が蓄積されている教育社会学に焦点を当てた。なお、精神医学領域と臨床心理学領域を分けずに検討している理由は、臨床心理学における学校に行かない子どもについての研究では、精神医学の概念が主に用いられてきたからである¹³。

(1) 学校に行かない子どもに関する先行研究

1) 精神医学および臨床心理学

(a) 1990年代までの研究状況

学校に行かない子どもの研究の嚆矢は、学校恐怖症 (school phobia) に着目したアメリカの Johnson et al. (1941) とされている¹⁴。第1章で述べるように、学校に行かない子どもの研究が戦後日本で始まるにあ

¹³ 横田正雄は日本臨床心理学会の学会誌『臨床心理学研究』において「登校拒否論の批判的検討」を6回にわたって連載しているが(横田 1989, 1990ab, 1991, 1992, 1994)、そこで参照されている文献のほとんどはアメリカ矯正精神医学会の学会誌に掲載されたものである。また、第1章で述べるように、臨床心理学を含む日本における学校に行かない子どもの研究は、主にアメリカの精神医学を参照することによって開始された。

臨床心理学における学校に行かない子どもに関する研究については、佐藤ほか(2011)、佐藤ほか(2012)なども参照。なお臨床心理学領域においては多くの事例論文があるが、本研究では取り上げない。その理由は、学校に行かない子どもがどのように捉えられていたかという共通性を見出すことが困難だからである。学校に行かない子どもに関する1980年代の事例論文はCinii(国立情報学研究所学術情報ナビゲータ)に57編が掲載されている(佐藤ほか2012)。事例論文において学校に行かない子どもがどのように認識されていたかを分類して検討することも可能ではあるかもしれないが、限られた数の事例論文が当時の実態を十分に反映しているとは考えられない。また、学校に行かない子どもの個別事例に関するカウンセラーの多様な認識を同一の基準で分類することも困難であるため、学校に行かない子どもに関する認識に大きな影響を与えた精神医学を中心に検討することが適切である。

¹⁴ 高木(1984)によれば、これ以前にも怠学(truancy)を研究したBroadwin(1932)やPartridge(1939)が学校に行かない神経症的な子どもの事例を取り上げている。

たって、アメリカの先行研究が参照されることになった。学校に行かない子どもについての日本における初の研究論文とされる「神経症的登校拒否行動の研究」(佐藤 1959)は、児童相談所の心理判定員が児童相談所において受理した事例を、アメリカ精神医学を参照して分析したものである。同時期に、高木ほか(1959)が、京都市における「長欠児の精神医学的実態調査」を報告し、学校に行かない子どもに言及している。

子どもが学校に行かない要因および対応策に関する研究史を検討した花谷・高橋(2004)は、1960～1990年代を3つの時期に分けている。この区分に従って、各期を概観すると以下のようになる。

第1期は1960年代である。学校に行かない子どもの研究が日本において本格的に始まった。1960年に日本児童精神医学会、1961年に日本臨床心理学会が発足し、学校に行かない子どもは主要な研究テーマの一つとなった。代表的な研究には、母子関係を分離不安として問題化した鷺見^{すみ}ほか(1960)、分離不安説を否定した Takagi(1963)、学校に行かない子どもの自己像を問題化した^{なつら}鑪(1963)などがある。

第2期は1970年から1980年代半ばである。従来から学校に行かない原因であるとされてきた子ども本人や家族だけでなく、新たに学校も検討対象とされるようになった。住田(1972)、藤本(1974)、渡辺(1976)などの精神科医が、学校に批判的な視点を提示した。

第3期は1980年代後半から1990年代である。学校に行かない子どもについて、特定の研究領域内だけでなく、広く社会的な見地から語られるようになった。東京シューレが1985年に開設されるなど、「当事者・関係者による問題提起を中心に、登校拒否・不登校問題は「特別な子どもの問題」ではなく「どの子にも起こり得る問題」としてその言説は大きく変化し、それに伴い対応策も拡大していく時期」(花谷・高橋 2004,

p.242) である。

学校に行かない子どもは、精神医学および臨床心理学領域で研究が始まったが、次第に学際的に研究されるようになっていった。

(b) 2000 年以降の研究状況

日本児童青年精神医学会(日本児童精神医学会が1982年に名称変更)の50周年記念特集号で、学校に行かない子どもに関する研究を概観した齊藤(2009)は、2000年以降の9年間に同学会誌に掲載された「不登校」に関する原著論文は2編のみであることを指摘し、「不登校という現象単位でとらえるよりも、背景にある精神障害単位でとらえるほうがより本質的であり、学問的ではないかという思いが強く関与しているのではないだろうか。近年における生物学的精神医学の目を見張る進歩に伴い、障害の形成を担う脳障害の解析のほうに関心が移り、心理社会的な問題の大半も同じ方法で解決できるとする期待が大きいこととも無縁ではないだろう」(p.153)と述べている。2010年代も日本児童青年精神医学会では、不登校研究はごく僅かであり、発達障害が主要な研究テーマとなっている。

高木(2010)は、精神科医として日本の児童精神医学の黎明期から携わってきた学校に行かない子どもについての研究を振り返り、Conrad and Schneider(1992=2003)の「医療化(medicalization)」に言及した上で「脱医療化(demedicalization)」の必要性を指摘し、以下のように述べている。「不登校の事例に接して、精神科医はあまり逃げずにやれるだけのことはやったが、特別の例を除いてあまり役に立たなかった。そもそも社会現象である不登校の原因など精神科医に分かるはずもないのに……舶来理論にとらわれた。……demedicalization—それが正し

い用語なのかもしれないが、もう一度社会学に戻すという意味で再社会（学）化 *resocialization* の方向がたどれぬものか。……不登校を社会現象としてはっきりと位置づけるとともに、医療を含めてあらゆる社会資源が協力してかかわることの必要性が求められている」（高木 2010, p.218）。高木は、学校に行かない子どもを社会現象として研究することを重視している。学校に行かない子どもを閉じられた学問領域の研究対象とするのではなく、学際的に研究することに意義があると言えるであろう。

臨床心理学領域においては、1995年から文部省の「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」、2001年から文部科学省の「スクールカウンセラー活用事業補助」が開始され、スクールカウンセラーの配置が広がるとともに、スクールカウンセラーと教師、他の専門職との連携のあり方が議論されるようになった¹⁵。連携のあり方は今日においても盛んに議論されているが、連携することによって学校に行かない子どもをどのように支援するか、そもそも学校に行かない子どもをどのように認識するかについては十分に議論されていない。

2) 教育社会学

(a) 量的研究

学校に行かない子どもについての教育社会学における代表的な研究は、『「不登校」現象の社会学』（森田 1991）である。ただし、長期欠席も視野に入れるならば、学校に行かない子どもの研究は、戦後日本にお

¹⁵ 1996年の『教職研修総合特集』（教育開発研究所）128号、2001年の『臨床心理学』（金剛出版）1巻2号などが、スクールカウンセラーとの連携を特集している。また、河合（1995）や佐藤（1996）なども、学校と臨床心理士等の専門家、専門機関との連携について述べている。

ける教育社会学の黎明期から始まっている。『教育社会学研究』第1集掲載の「漁村及び農村中学校の長期缺席生徒について」（富田 1951）は、統計分析による実態把握を試みている。そのほかにも初期の『教育社会学研究』には、漁村の社会構造分析を通して長期欠席を捉えようとした佐藤（1957）など、農漁村における就学状況に関する研究が掲載されている¹⁶。

特定地域ではなく全国を対象とした教育統計の詳細な分析を行ったものとして『日本の教育地図』（新堀編 1980）がある。本書において押谷（1980）は「学校ぎらい」などの分析を行っている。

森田（1991）は、中学生等への質問紙調査を通して、学校と生徒のつながりの強弱をボンド理論（social bond theory）によって検討し、不登校の背景にある「私事化（privatization）」を指摘した¹⁷。

以上のように量的研究では、特定地域の調査から全国調査、そして生徒等への質問紙調査がなされてきた。1990年代以降、質的研究も盛んになるが、近年は相対的貧困率の上昇を背景に「脱落型不登校」（保坂 2010 など）という概念も提唱されている。また、文部科学省の不登校調査の妥当性を検討した前述の山本（2008）も重要な研究である。

（b）質的研究

教育社会学領域に社会構築主義が広がると、学校に行かない子どもの質的研究が始まった。管見の限り、社会構築主義の観点からなされた最

¹⁶ その後の『教育社会学研究』には、第19集（特集：青少年非行）に「在学非行青少年の指導に関する教育社会学的研究」（青少年指導研究会 1964）など、第30集（特集：教育における社会病理）に「現代教育の病理：教育病理学の構造」（新堀 1975）などが掲載されている。

¹⁷ ほかに森田の共同研究者たちによる成果として、森田・松浦編（1991）や竹川（1993）がある。また、不登校生追跡調査として森田編（2003）がある。

初期の研究は工藤（1994ab, 1995）であり、子どもが学校に行かない原因の探求ではなく、学校に行かない子どもが問題化される過程に着目した¹⁸。朝倉（1995）は、「登校拒否問題」の構築過程を批判的に検討し、フリースクールの内部世界をエスノグラフィーによって明らかにした。

『教育社会学研究』第68集は「不登校問題の社会学」を特集し、瀬戸（2001）のナラティブ研究、秋葉（2001）のエスノメソドロジー研究などを掲載している。

貴戸（2004）は、当事者研究の立場から当事者の語りの重要性を強調した。東京シューレなどが1990年頃から主張した「明るい登校拒否」は、学校に行かない子どもの否定的側面についての語りを抑制する面があったと指摘した¹⁹。子どもの声が、どのような社会的文脈に位置づけられているかという点を慎重に考慮しなければならない。

2010年代には、歴史研究もなされるようになった。代表的な研究である加藤（2012）は、文部省などによる統計の分析を通して、不登校がどのように問題化されてきたかを検討した²⁰。量的調査の蓄積を社会構築主義の観点から歴史的に再検討したものと評価できる。主に教育行政によって不登校がどのように社会的に位置づけられてきたかという「社会統制」が系統的に示されているが、統制を受ける側の人びとの主体性は十分に捉えられていない。

¹⁸ さらに工藤（2002, 2006）などのほか、学校に行かない子どもに関わる「教育言説」を分析した樋田（1997, 2010）、「不登校運動」を分析した Wong（2008）などがある。

¹⁹ ほかに藤井（2017）、山岸（2018）も教育社会学ではないが、不登校経験者による当事者研究と言い得るものであり、両者ともに学校に行かない子どもを治療対象としてきた研究を批判的に再検討している。また、山田（2002）は「親の会」の立場から、大人による子どものリプレゼンテーション（representation）に注意を促している。

²⁰ ほかに文部省統計の変遷を検討した Shimizu（2011）がある。

(2) フリースクール研究

本研究が着目するフリースクールについて、本研究に関わる先行研究を中心に確認しておく²¹。

日本におけるフリースクール研究は、フリースクールの源流として知られるサマーヒル・スクール (Summerhill School) を創設したニール (Neill, A. S.) の教育思想研究として始まった。戦前からニールと交流のあった霜田静志は、翻訳や解説記事、著作 (霜田 1929, 1959 など) を通して、ニールやサマーヒル・スクールの紹介に努めた。後には堀 (1984)、永田 (1996)、山崎 (1998) などの研究が続いた。

日本においてフリースクールという語が広まった契機は、ジャーナリストである大沼安史の著作『教育に強制はいらない：欧米のフリースクール取材の旅』 (大沼 1982) の出版である。1970年代後半以降に学校に行かない子どもが増加し続けたことを背景に、既存の教育とは異なる新しい教育の形としてフリースクールが注目されるようになった。

新堀 (1996) は、臨床教育学の観点からフリースクールの意義を指摘し、地方自治体による重要な実践として兵庫県立神出学園²²を挙げている。

フリースクールの広がりとともに、フリースクールが研究対象として取り上げられるようになっていった。まず、フリースクールの広がりや質問紙調査によって検討され (菊池・永田 2001)、後に特異な教育の場であるフリースクールの実態をエスノグラフィーによって描き出す研

²¹ 橋本 (2018) は、社会福祉や建築など多領域にわたる 60 ものフリースクール研究論文を概観することにより、フリースクール研究の全体像を提示している。

²² 兵庫県立神出学園については、同学園の学園長である小林剛の著作 (小林 1996 など) のほか、神戸新聞総合出版センター編 (2016)、田中 (2018a) を参照。

究が続いた（佐川 2006, 森田 2007 など）。

このように先行研究では、量的調査や質的調査が行われているが、日本のフリースクールの歴史研究は、ほとんどなされていない²³。これは日本のフリースクールが1980年代後半以降に広まったため歴史が浅く、歴史研究の対象となりにくかったからであると考えられる。しかし、日本のフリースクールの草分けである東京シューレ（1985年開設）の運営期間が35年を超えるなど、日本のフリースクール実践にも一定の蓄積がなされている。また、創設者から次世代にフリースクールの運営が委ねられる事例も増えており、日本のフリースクールの歴史を検討すべき時期を迎えていると言える。

5 本研究が歴史記述において重視する点

前節での先行研究の検討を踏まえ、本研究が歴史記述において重視する点について述べる。それらは「学校に行かない子どもの問題化過程」と「多様な人びとによる複雑な相互作用」である。

（1）学校に行かない子どもの問題化過程

本研究は、朝倉（1995）によって簡潔に整理された「登校拒否問題」の構築過程をより詳細に検討する。朝倉は、Spector and Kitsuse（1977 = 1990）に依拠して、精神科医などによる「登校拒否問題」の構築過程や、本研究も着目する東京シューレ（フリースクール）を記述している²⁴。

²³ 貴重な先行研究として、フリースクール運動のフレーム分析を行った佐川（2009）があるが、検討範囲は限られている。

²⁴ Spector and Kitsuse（1977 = 1990）も精神医療やフリースクールを事例と

社会問題の構築過程を Spector and Kitsuse は、4 段階に分けており、段階 1 は問題の認知と定義づけ、段階 2 は公的な調査の実施や対応機関の設置、段階 3 は前段階までに確立された見解や対処法に対する異議申し立て、段階 4 はオルタナティブの提示、と整理することができる。

これは朝倉が提示した「登校拒否問題」の構築過程に対応している。すなわち、段階 1 は精神科医などの専門家による「登校拒否」の問題化、段階 2 は文部省などによるさまざまな対応、段階 3 はフリースクール関係者たちによる異議申し立て、段階 4 は子どもたちの主体的選択としての「明るい登校拒否」である²⁵。

朝倉の歴史記述は優れた先駆的研究であり、Spector and Kitsuse の 4 段階にも合致している。しかし Spector and Kitsuse の 4 段階は、社会問題の構築過程に関する仮説であり、当然ながら実際はより複雑であることから、本研究では朝倉(1995)以降の諸研究の知見も援用しながら、より精緻に記述したい。

(2) 多様な人びとによる複雑な相互作用

学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程を検討するにあたって最も重要な先行研究は、社会構築主義の観点から戦後日本の不登校を検討した加藤(2012)である。本研究の問題意識から検討したいのは、加藤が教育行政による「社会統制」を論じる一方で、「社会統制」を受ける側への言及が少ないことである。両者を同時に検討することが

して詳しく取り上げている。第 6 章はアメリカ精神医学会を対象にした事例研究であり、フリースクールについては 7 章で言及されている。

²⁵ 厳密には朝倉(1995)は第 I 部で「登校拒否問題」の構築過程を 3 期に分けており、それぞれ Spector and Kitsuse(1977 = 1990)の段階 1~3 に該当すると考えられる。段階 4 に該当する部分は第 II 部で述べられているが、ここでは Spector and Kitsuse の 4 段階に合わせて整理した。

困難であるから検討対象を教育行政に限定するというのであれば妥当であるかもしれないが、加藤は「学校教育のおかれた社会的な位置の変化や、登校拒否の子どもたちとその親による社会運動など、現象自体にも多様な変化があった。まずそうした変化を社会的・文化的文脈のなかで再検討する必要があるだろう。そして支配的な規範にのっとった知識を書き換えようと運動してきた人々の能動性を否定するのではなく、社会を構造化する諸力の重層的な関係として「不登校」を読み直すことが求められている」（加藤 2012, p.67）と述べている。しかし、「登校拒否の子どもたちとその親による社会運動」に十分に着目して「諸力の重層的な関係」が検討されているとは言い難い。

Spector and Kitsuse（1977 = 1990, p.112）は、「社会問題や逸脱を研究する社会学者が、クレイムを申し立てるグループと他のグループのあいだの、社会の状態の定義とその状態についてとられるべき対策についての相互作用を関心の中心に据えることを、われわれは提案する」と述べている。加藤も Spector and Kitsuse に言及した上で、「構築主義に依拠することで、多様なエージェント間の葛藤や齟齬を含みこんだ合意形成の政治的過程や、また同一の集団と思われてきた諸個人の間での経験の多層性から、社会編成のダイナミクスを描き出すことが可能になる」（加藤 2012, p.64）としているが、この課題への取り組みは不十分である。よって、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程における相互作用に着目しながら、この課題に取り組むことに本研究の意義がある。本研究では、学校に行かない子どもや保護者、彼らを支援した学校外の学びの場の運営者、医師や心理職、ジャーナリストなど、多様な人びとに着目する。

なお本研究は、先行研究の知見を援用するが、社会構築主義アプロー

チでは十分に捉えられない点についても着目する。それは、社会的に認知された言説を生み出した人物の個人的経験である。社会的に認知された言説だけに着目しては、その言説がどのような個人的経験から生成されたかを明らかにすることができないからである²⁶。

本研究では、社会的に認知された言説と、それを生み出した人物の個人的経験、および諸個人の交流関係や言説の影響関係を別々にではなく、横断的に捉える。事実関係の記述が複雑となってしまうが、横断的に捉えることによって、より精緻に把握できると考えている。

6 本論文の構成

本論文は2部構成となっている。第Ⅰ部は1章から3章、第Ⅱ部は4章から6章である。第Ⅰ部では、第Ⅱ部で着目する奥地圭子たちの活動に関連する社会背景として、学校に行かない子どもが問題化される過程と学校外における諸対応を考察する。第Ⅱ部では、奥地圭子たちの活動に着目し、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容を考察する。

第1章では、1960年前後における学校に行かない子どもの研究の開始と、医師や行政職員による学校に行かない子どもへの対応について述べる。学校に行かない子どもの入院治療は1980年代後半に問題化されるが、その萌芽は学校に行かない子どもの治療が本格的に開始された1960年代にすでにあったことを検討する。

²⁶ また、社会構築主義アプローチは不登校研究において「病気」や「障害」の仮構性を指摘してきたが、学校に行かない子どものなかには「精神障害」を抱える（あるいは抱えているのではないかと自ら危惧する）子どもたちもいたと考えられる。学校に行かないことによって治療を要する「病気」であると誤診された子どもがいた一方で、「精神障害」を抱える（あるいは抱えているのではないかと自ら危惧する）子どもたちもいたことに留意しなければならない。

第 2 章では、学校に行かない子どもに先行する教育問題として学業不振が 1970 年代に問題化され、補習塾が学力保障を試みていたことについて述べる。補習塾の一部は後に学校に行かない子どもを受け入れており、フリースクールに先行する実践であったことを検討する。

第 3 章では、1980 年代に管理教育や子どもの人権侵害が問題化されるなかで、フリースクールなどの新しい教育が希求されたことについて述べる。このような社会背景が 1980 年代に学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容が生じた要因であったことを検討する。

第 4 章では、奥地の子どもが学校に行かなくなった経緯と、奥地親子が受診した国立国府台病院の精神科医であった渡辺位^{なかし}の実践について述べる。1973 年に国府台病院内で発足した希望会（保護者の自助グループ）は、学校に行かない子どもに関する新たな認識が生成される基盤となったことを検討する。

第 5 章では、奥地による東京シューレの開設、学校に行かない子どもには治療が必要であると主張する稲村博（精神科医）への奥地たちによる異議申し立てについて述べる。稲村の学校に行かない子どもに対する見解は『朝日新聞』によって 1988 年に大きく報道され、学校に行かない子どもに関する認識と対応をめぐる論争の契機となったことを検討する。

第 6 章では、学校に行かない子どもに関する 3 つの実態調査、学校不適応対策調査研究協力者会議の発足と文部省の方針転換について述べる。学校不適応対策調査研究協力者会議が発足した 1989 年に公表された 3 つの実態調査（東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」、法務省による「不登校児人権実態調査」、大阪市立大学の森田洋司たちによる「生徒調査」）は、従来の文部省調査とは異なる認識を提示

し、文部省は学校に行かない子どもに関する認識と対応を改めたことを検討する。

そして終章では、本研究の総括、インプリケーション、今後の課題について述べる。

第 I 部

学校に行かない子どもの問題化と学校外における諸対応
— 日本児童精神医学会と学校外の学びの場に着目して —

1 章 学校に行かない子どもの研究と専門的対応の開始

— 1960年代を中心に —

はじめに

学校に行かない子どもは、戦後復興のなかで可視化され、問題化された。本章では、医療や心理の専門家たちが、学校に行かない子どもと出会うなかで、どのように対応したのかを検討する。学校に行かない子どもの入院治療は 1980 年代後半に問題化されるが、専門家による対応が始まった 1960 年代にすでに一部の関係者のあいだでは問題視されていた。専門家のあいだでの見解の相違に着目しながら詳細に検討する。

1 学校に行かない子どもの研究の開始

(1) 研究開始以前の学校に行かない子ども

佐藤修策の「神経症的登校拒否行動の研究」(佐藤 1959) は、先行研究(清原 1992 など)において、学校に行かない子どもについての日本での研究の始まりと捉えられており、「わが国における神経症論としての登校拒否の最初のまとまった論文」(高木 1984, p.67) と評価されている¹。

ただし、これ以前に学校に行かない子どもがいなかったわけではない。

「登校拒否は、終戦後に現れた問題行動」(平井 1989b, p.63) と言われ

¹ 「神経症的登校拒否行動の研究」が刊行された翌年には、国立精神衛生研究所の紀要に「学校恐怖症の研究」(鷺見ほか 1960) が掲載された。また、京都大学の研究者たちが実施した「長欠児の精神医学的実態調査」は、「症例」報告のなかに「登校拒否は心気症の形をとった母との「分離の不安」であり、従来から「学校恐怖」の語で便宜的に扱われてきたものの代表的なものといえよう」(高木ほか 1959, p.33) などの記述がある。

ることもあるが、山岸（2018）は戦前にも学校に行かない子どもがいたことを当事者や同級生などの記述を例に指摘している。

また、厚生省が1950年に発行した『児童のケースワーク事例集』²には、学校に行かない子どもへの指導記録が掲載されている³。

（2）学校に行かない子どもと専門家の出会い

戦後復興とともに長期欠席は減少した。1952～1958年に実施された文部省の「公立小学校・中学校長期欠席児童生徒調査」によれば、1952年に約18万人だった長期欠席（50日以上）の中学生は、1958年には約9万人に半減している。山岸（2018）が整理しているように、学校に行かない子どもについての研究で著名な医師たちは1955年頃に初めて学校に行かない子どもと出会っているが⁴、これは戦後復興とともに生活困窮という分かり易い欠席理由が減少すると、理由の分からない欠席が浮かび上がるようになり、学校に行かない子どもが専門家のもとに連れていかれるようになったからだと推測される。

1959年に論文「神経症的登校拒否行動の研究」を発表した佐藤は、全国不登校新聞社の「不登校50年証言プロジェクト」の一環として実施された筆者らによるインタビューに応え、学校に行かない子どもに関する

² 1950年発行の事例集は『児童のケースワーク事例集』となっているが、翌年以降『児童のケースワーク事例集』に改題された。

³ 高木（1984）は学校に行かない子どもの指導記録は1957年の『児童のケースワーク事例集』に初めて掲載されたとしているが、筆者が厚生省発行のケースワーク事例集を調査したところ、1950年の『児童のケースワーク事例集』に学校に行かない中学生への児童福祉司による指導記録「映画狂の精神薄弱児」が掲載されていたことが分かった。田中（2017a）は、この記録を今日的視点から再検討している。

なお1957年の『児童のケースワーク事例集』掲載の事例「登校を嫌がる女兒とその母親：女兒に対する遊戯治療と母親に対する社会治療の経過について」（宇津木・板橋1957）は、心理的な治療がなされた初報告事例と考えられる。

⁴ 平井信義が1954年、渡辺位が1954～1955年、高木隆郎が1956年前後であると、それぞれが記述している（山岸2018, pp.50-51）。

る研究の開始について述べている⁵。佐藤は1953年に広島文理科大学を卒業し、1年間の教護院勤務を経て、岡山県中央児童相談所⁶の心理判定員になり、1957～1958年頃に学校に行かない子どもと出会った。

最初に面接したとき、いままで会ったことのないような子どもだったので、びっくりしました。……会社の社長さんの家庭で、奥さんもきれいな人でした。小学校3年生ぐらいの男の子で、服装といい、顔色といい、いわゆる坊ちゃんという感じでした。ふだん児童相談所には要保護性の強い子どもが来ますから……そういうなかでは、めずらしい家庭でした。(全国不登校新聞社編 2018, p.10)

当時、学校に行かない子どもに関する論文は発表されておらず、対応に苦慮した佐藤は、学校に行かない子ども、その保護者とともに精神科医である高木隆郎(京都大学)や黒丸正四郎(神戸医科大学)を訪ねた。高木から「佐藤さんはいいね。治ったらそれでおしまい。僕らは研究者だから、どうしてこの症状が生まれるのか、どうしたら治るのか、理論的なものを追求しないといけない。そこが相談所と大学のちがいだ」と言われて発奮し、アメリカから文献を取り寄せて研究に取り組んだ(全国不登校新聞社編 2018, pp.11-12)。当時の研究状況については以下のように述べている。

⁵ インタビューは2016年6月26日に実施され、筆者はインタビュアーとして参加した。以下の記述は、このインタビューに基づくものである。インタビューデータの使用については、「不登校50年証言プロジェクト」の了承を得ている。

⁶ 当時の所長は、児童精神医学を専門とする精神科医の竹内道真であった。当時、精神科医が所長を務めていたのは、岡山県と宮城県、大阪市だけであり、佐藤は竹内から助言を得ていた(佐藤 1996, pp.29-30)。

児童向けの精神治療もカウンセリングも、戦後にアメリカから入ってきたものですね。当時は日本の文献には登校拒否という項目もないし、ロールシャッハにしても、遊戯療法にしても、ほんの数ページ程度しか書いてない。それを読んだだけでは役に立たないわけです。ですから当時の専門家はアメリカの原書を読んで、それを応用していました。（全国不登校新聞社編 2018, p.15）

佐藤の「神経症的登校拒否行動の研究」では、Johnson et al. (1941) などの学校恐怖症 (school phobia)、Estes et al. (1956) などの分離不安 (separation anxiety) に関する文献が参照されている。1960年に創刊された『児童精神医学とその近接領域』第1巻⁷においても、アメリカを中心とする海外の研究を積極的に学ぼうとしていた当時の姿勢はよく表れている⁸。

(3) 日本児童精神医学会の発足

1) 学際領域としての児童精神医学

1960年11月に日本児童精神医学会が発足した⁹。学校に行かない子どもは、自閉症や「精神薄弱」とともに主要な研究テーマとなった（石坂

⁷ 『児童精神医学とその近接領域』の第1巻は、日本児童精神医学会の発足に先立って組織された「児童精神医学とその近接領域刊行会」によって発行され、第2巻より正式に日本児童精神医学会の機関誌となった。

⁸ 1頁目にはアメリカの精神科医である Leo Kanner (ジョンズ・ホプキンス大学名誉教授) による創刊を祝うコメントが掲載されている。「新刊紹介」に加えて「外国文献展望」が掲載されており、英語のみならずドイツ語、フランス語、ロシア語文献も紹介されている。*American Journal of Psychiatry* に掲載された学校恐怖症の予後研究と親子研究に関する論文も紹介されている。

⁹ その後、青年期への関心が高まったため、1982年に「日本児童青年精神医学会」に改称し、学会誌名も『児童青年精神医学とその近接領域』に変更された。

また、1961年には日本臨床心理学会が発足し、1965年に第1回大会を開催した（日本臨床心理学会編 1966）。1968年には幼・小・中学校の教員を中心に、全国情緒障害教育研究会が発足した（全国情緒障害教育研究会編 1975）。

2009)。学校基本調査における「学校ぎらい」の児童生徒数は1966年の調査開始以来、1974年まで一貫して減少したため、学校に行かない子どもは例外的な問題と考えられ、家族を含む当事者に原因を求める研究が蓄積されていくことになった¹⁰。1960年代末には日本児童精神医学会で研究や治療のあり方が問われたが、その後も当事者に原因を求める研究が主流であった。

日本児童精神医学会は精神科医を中心とした学会ではあったが、学会誌名が『児童精神医学とその近接領域』であったように、精神科医以外にも参加する多領域に開かれた学会であった。第1回学会（1960年）のパネル・ディスカッション「児童精神医学とその近接領域」には、牧田清志（精神医学）、玉井収介（心理学）、平井信義（小児科学）、畠瀬稔（教育学）、板橋登美（ケースワーク）が登壇し、多職種連携が話題となったほか、精神科医と小児科医の専門性の違いが論じられた¹¹。司会の高木四郎（精神医学）は、パネル・ディスカッションを振り返って以下のよう
に記している。

精神科医と小児科医との間にも討論が行われた。

平井氏は精神科医は正常な児童について知らないと述べたが、それに対して精神科医の側からは小児科医が成人の精神病や神経症を知らないで小児の精神病・神経症を論ずるのは困るという反論がでた。

児童相談や児童精神医学の仕事をするのに、正常の児童について知

¹⁰ 山岸（2018）は、欧米では Leventhal and Sills（1964）による「肥大した自己像」原因説が Nichols and Berg（1970）などによる検証によって否定されていたが、これらは日本で参照されなかったとしている。

¹¹ 『児童精神医学とその近接領域』第2巻第1号所収の「第1回日本児童精神医学会総会演題抄録ならびに追加討論」を参照。各パネリストの専門領域は、当時の表記の通りである。

っていたほうがよいことはいうまでもない。……しかし、小児科医が
かならずしも児童の正常心理について知っているとはいえない。わた
くしはこの点で平井氏に同調いたしかねるのである。

むしろ、わたくしは平井氏の主張にたいする精神科側の反論に共感
を覚える。……小児科医のくだす診断が見当違いであり、小児科医の
間で誤った概念が横行していることがいかに多いことであろうか。こ
のようなことでは混乱を招くだけであり、学問としての進歩は望めな
いとさえいいたいのである。(高木 1961, p.115)

児童精神医学が、精神医学と小児科学など多領域と重なる領域である
ため、相互理解の課題があったことが分かる。

学校に行きたくない子どもが身体症状を訴えて病欠した場合、精神科
よりも小児科を訪ねることが一般的で、初めに接触する医師は小児科医
が多いであろう¹²。学校に行かない子どもは、精神科医以外によっても
語られることになるが、専門性が異なるために見解の相違があり、共通
理解を得ることは困難であった。

2) 学校に行かないという曖昧な「病気」

学校に行かない子どもが病院に連れて来られるようになったが、病気
であるか否かは曖昧であった。日本児童青年精神医学会（日本児童精神
医学会が 1982 年に名称変更）の会長（1995～1996 年）であった清水將
之は、筆者らによるインタビューに応じて以下のように述べている¹³。

¹² なお『母原病』（久徳 1979）、『エジソンも不登校児だった』（若林 1990）な
ど、後に広く知られる一般書は、小児科医によって書かれている。

¹³ インタビューは全国不登校新聞社の「不登校 50 年証言プロジェクト」の一
環として 2017 年 1 月 30 日に実施され、筆者はインタビュアーとして参加し
た。以下の記述は、このインタビューに基づくものである。インタビュアー

清水は 1965 年に大阪大学大学院を修了し、同大学病院で思春期外来を開設した。思春期の統合失調症を主たる対象と想定していたが、統合失調症は他の精神科医たちが自ら対応できると考えたためか紹介されず、実際に多く紹介されたのは病気か否か曖昧で対処法も不明の学校に行かない子どもであった¹⁴。

私が悩んでいたのは「これは病気なんだろうか？」ということでした。病気と断言できないものを健康保険で診療して診療報酬を請求することは許されるのか、という倫理的な悩みもありました。ただ、そういう問題は、不登校にかぎった話ではありませんね。思春期外来をやっていると、いろいろな子どもが来て、結局、病気ではなかったけど、伴走して付き合っていたことが、その子が大人になっていくうえでの添え木になったということは、いろいろとありました。(全国不登校新聞社編 2018, p.350)

学校に行かない子どもが病気であるかどうかは、清水の同期生であった藤本淳三も論文「登校拒否は疾病か」(藤本 1974)を書いているように、精神科医たちにとって不明確であった。

第 9 回日本児童精神医学会(1968 年)では、思春期を対象とした初のシンポジウム「思春期心性とその病理」が開催され、学校に行かない子どもをどのように捉えるかが議題となった。シンポジストの村上靖彦は「登校拒否を含めて、いわゆる思春期の問題は病気ではないと思います。

タの使用については、「不登校 50 年証言プロジェクト」の了承を得ている。

¹⁴ 清水が大阪大学病院精神科の外来カルテにおける「登校拒否事例」を調査したところ、最も古い 1958 年のカルテの病名欄には「学校に行かない子」と書かれていた(全国不登校新聞社編 2018, p.350)。

しかし現実には多かれ少なかれかれらは困って病院にくるのですから、その限りではもちろん病気だといえると思います」(辻ほか 1969, p. 154)と述べている¹⁵。そして村上は以下のように続けている。

そもそも病気というのは、その人の自己実現とか、その人のもっている可能性を阻害するような形で現われてくるものとして考えられていくべきもので、それが身体的なものに由来するか、それ以外のものに由来するかということは一応除いて良いと思います。そういう意味で病気ということばを使えば、かれらが学校へいく必要があると思っているにもかかわらず、高校へいけないとなれば、それは〈病気〉として、〈治療〉の対象となるのは当然であると思います。(辻ほか 1969, p.154)

村上の言う「病気」とは清水と同様に、学校に行かない子どもが「病気」と言い得るかどうかは分からないが、当事者が困っており、医師として関わる必要性が感じられる、それ故に「病気」である、という意味での曖昧な「病気」であった。発症のメカニズムや治療方法が明確な「病気」ではなかったのである。自閉症の原因が明らかでなかったように、学校に行かない子どもについても実態は不明であった¹⁶。

¹⁵ 同じくシンポジストの小沢勲も「わたくし達の外来に、学校に行かないということの主訴にして親が困惑して子どもを連れてくる、患児も悩んでいるという状況があり、それを治しているというのは事実であると思います。それを病気といえば病気といっているのは事実であると思います」(辻ほか 1969, p.154)と述べている。ただし小沢は、長欠児のなかには家業を手伝うことで親が喜び、神経症的な反応が生じない場合もあることに留意する必要があるとも述べている。清水将之もシンポジストとして参加しており、「精神的な病気であると考えてはおりません。だけど病気でないとも言えない。非常に迷っている時期であります」(辻ほか 1969, p. 154)と述べている。

¹⁶ 診断の難しさについては、高木が1956年頃に「児童分裂病」と誤診した2人の学校に行かない少年について以下のように述べている。「第1例は、それから数カ月たって、私立の中学に入学、あとは万事うまく行ってしまい、何ら治

「病気」か否かにかかわらず診療を継続することは、医師にとって珍しいことではないかもしれない。しかし、学校に行かないという曖昧な「病気」は、病院で対処されることにより、専門的対応を要する「病気」として社会的に認識されるようになっていった。

また、関西臨床心理学者協会の第1回シンポジウム「所謂登校拒否について」(1962年)では、船岡三郎(当時、京都市教育研究所)は「school phobiaとして、clientをとり上げることは、治療的意味をもっているというよりも、便宜的なとり上げ方といった方がよいのではないか¹⁷」(船岡 1962, p.7)と述べており、心理職にも確固とした見立てがあったわけではないことが伺われる。

2 医師や行政職員による学校に行かない子どもへの対応

「かれらは困って病院にくるのですから、その限りではもちろん病気だといえると思います」(辻ほか 1969, p.24)と述べられていたように、学校に行かない子どもが「病気」であるか否かは不明確であったが、専門家たちは求められるままに、学校に行かない子どもに対応していった。

第5章で述べるように、稲村博(精神科医)による学校に行かない子どもの入院治療が1980年代後半に問題化されることになるが、学校に行かない子どもの診断や施設収容をめぐる問題は1960年代にすでに生

療的対応もしないのにあっさり解決し、分裂病は誤診だったと、児童相談所のスタッフに大恥をかいた。第2例は、大学病院の閉鎖病棟に入院させたところ、ほんの数日で病状は消え、同室の患者や看護婦と自由に歓談し……開放病棟に移して病舎から通学させたところ、何とか適応できるようであったので退院させた。〈児童分裂病〉を入院させたはずのわたくしは、これまた教室の先輩、同僚、職員たちの前で誤診を認めないわけに行かず、汗顔のいたりであった」(高木 1984, p.64)。

¹⁷ 『関西臨床心理学者協会会報』では、促音(「っ')は、大書き(「つ')で表記されている。同会会報からの引用は原文通りの表記とする。

じていた。本節では 1960 年代の診断書発行と施設収容について述べる。

(1) 診断書発行

学校に行かない子どもが「病気」であるかは曖昧であったが、「治療」にあたっては診断書が発行されることがあった。

例えば平井（1968）は、「詐りの診断書」を発行し、「治療」のために休学させた。「長期欠席となるので診断書が必要となるが、提出された診断書の多くが肝臓疾患や腎疾患に類する病名や、中には脳障害という病名が附されている。……O.D.¹⁸又は自律神経失調症の診断を受けている子どもがある。O.D.という診断は、登校拒否児が朝の起床が困難である状態をとらえて下されている」（平井 1968, p.125）。心身症等になる場合もあるので、「速やかに、病気ではないという保償を与えて、両親に対するカウンセリングを開始する」（平井 1968, p.125）。

平井の言う「治療」とは「両親に対するカウンセリング」であり、ほとんどの子どもに面接を拒否されたため、保護者から聞いた話のみを診断の根拠にしている¹⁹。

このように「病気ではない」が診断書を発行するという曖昧な対応が取られることもあった。恣意的な診断が治療に有用な面もあったのであろうが、学校に行かない子どもに関する認識と対応の医療化を招いてしまったとも指摘できる。

¹⁸ この「O.D.」とは orthostatic dysregulation（起立性調節障害）を指していると思われる。

¹⁹ 入院の場合にも診断が必要となる。1980年代の記述ではあるが、藤田ほか（1988）は、便宜的な診断の活用について以下のように述べている。「通院治療を行っても登校拒否状態を乗り越えることが困難だと判断した場合は、適当な病名、すなわち起立性調節障害や思春期高体温症等の疾患名をつけて、精査を理由に入院させることにしている。これは本人が登校拒否児というレッテルをはられずに入院でき、入院時の心理的負担を少なくし、更には本人の訴える身体症状を治療者が受容することにより、治療関係が成立し易いと考えるからである」（藤田ほか 1988, p.1182）。

(2) 施設収容

児童福祉法の一部改正により 1962 年に情緒障害児短期治療施設が設置された（2017 年に児童心理治療施設に改称）。対象者は心理治療を要すると判断された子どもで、学校に行かない子どもも含まれていた。山本（1966）によれば、情緒障害児短期治療施設は当時、「静岡県（吉原林間学園）、岡山県（津島児童学院）、大阪市（児童院）、京都市（青葉寮）の 4 ヲ所」あり、各施設における全収容児に対する「学校恐怖症」の割合は約 20～27% であった。

また、児童相談所は学校に行かない子どもの「一時保護治療」²⁰を実施していた。施設収容には葛藤があったようで、日本臨床心理学会第 1 回大会（1965 年）のシンポジウム「学校恐怖症の治療をめぐって」の討論において、大阪市の児童相談所職員は、「われわれの心理学的素養が邪魔して……いやがるのを収容することがむずかしい」（日本臨床心理学会編 1966, p.309）、そのため「自己決定」による収容が重要であるとして以下のように述べている。

自己決定というのは、具体的には「学校へいかなければならない」といってやるわけです。「精神薄弱だと特殊教育をうける。病人だって病院で教育を受けている。ただ一つだけ学校へいかなくてよい手がある。日本に在留している三国人の養子になったら学校へいきたければ良かったらよいし、いかなくてもよい」²¹そういうとガックリするのです。そこで「とに角どうすれば学校へいけるかお手伝いしよう。……どう

²⁰ 初期の論文として藤掛・吉田（1966）があり、これは 1961 年以降の 3 年間に奈良県中央児童相談所が実施した「学校恐怖症の一時保護治療」の報告である。

²¹ きわめて不適切な発言であるが、当時の対応を明らかにするため、原文通り引用した。なお就学義務は日本国民のみが対象である。

してもいけなければ施設のなかに学校のあるところ、朝起きれば学校におったというような所へ入れてあげる」という。(日本臨床心理学会編 1966, p.310)

このような子どもへの高圧的姿勢が「自己決定」ではないことは言うまでもない。子どもの人権を無視した強力な指導があったことが伺われる。

シンポジウム「学校恐怖症の治療をめぐって」の討論では上記とは異なる発言もあった。山松質文²²は、「基本的には学校へ行かないという現象自体は、問題の一角にすぎない。吃りということでも来所しても、吃りは現象的な一つの表われで、吃りを治すことを目的としてないのと同じように、school phobia も学校へ行ければよいという考えではいけない。そういうことにとられること自体が既に問題であると思う」(日本臨床心理学会編 1966, p.305) と指摘している。

また、山松ほか(1962)は、関西臨床心理学者協会の第1回シンポジウム「所謂登校拒否について」における精神科医による症例報告(高木1962)について、重要な指摘をしている。長くなるが以下に引用する。

率直に云うと、われわれは精神科的とり扱いの乱暴さに驚かされた。……この児童が二度にわたって自閉的とさえ思われるほどの状況になったことはわれわれの強い関心の的になった。……麻酔により強制入院させられ、しかも硬軟両方の処置によって無理矢理に独立を強制された幼児的人格が、現実レベルでの適応に失敗した時の症状がこの

²² 当時の所属は大阪市立大学、専門は臨床心理学。1959年に音楽療法を日本において始めたことでも知られている(後藤2007)。

ような自閉的症状をもたらしたのではないか……入院そのものがパニックな経験ではなかつたろうか。……一時的治癒状況が見えても、入院がパーソナリティの根本的改善を指向する最適の方法だったとは思えない。更に憶測を進めれば、当初病院から学校へ通学させることに成功したのは、強制的な病院から抜け出したい欲求の方が強かつたのではないか。……氏は収容施設の設置こそこの種の問題児を治療する理想と考えて居られるようだが、……パニック経験が後の人格発達に何らしこりを残さないという楽観的な見通しもできまい。彼らの学校恐怖は、対人恐怖にも発展し、成人に対する不信の念を一層つものらせることも考えられる。(山松ほか 1962, p.13)

1960年代前半にすでにこのような指摘があったことは注目に値する。ほかにも学校に行かない子どもの強制入院について、「精神病院から退院した数例を扱ってみると、強制入院に対する自我の損傷が残っている例が多く、或いは再発する例がある……自我の形成を問題にする場合には、再考を要する方法と考える」(平井 1968, p.118)との記述があり、施設収容が一部の関係者のあいだでは問題視されていたことが分かる。

おわりに

本章では、医療や心理の専門職たちが学校に行かない子どもにどのように対応したのかを検討した。以前から学校に行かない子どもはいたが、戦後復興のなかで1950年代半ばから可視化されるようになった。

1950年代後半以降、アメリカの精神医学を参照しながら、学校に行かない子どもの研究が開始され、1960年に日本児童精神医学会が発足し

た。学校に行かない子どもは、学会の主要な研究テーマとなったが、発症のメカニズムや治療方法の分からない曖昧な「病気」であり、専門家のあいだでも見解の相違があった。しかし、対応を求められた専門家のなかには、便宜的な診断や、強制的な施設収容を行う者もいた。当事者からの異議申し立てはなされなかったが、一部の専門家には問題視されるものであった。

学校に行かない子どもは、病院等で対処されることにより、専門的対応を要する「病気」として認識されるようになっていったのである。

2章 教育問題の顕在化と学校外の学びの場の成立

— 1970年代を中心に —

はじめに

日本児童精神医学会は1960年に発足したが1969年以降、学会のあり方をめぐって論争が続き、1970年代の同学会誌における学校に行かない子どもに関する論文の掲載数は激減した¹。1970年代は学校に行かない子どもが最も少ない時代でもあった。

しかし一方で1960年代末以降の大学と学問の問い直しを背景に、1970年代は初等中等教育における教育問題が顕在化し始める時代であった。1980年代に学校に行かない子どもやフリースクールが注目されることになるが、それに先行するものとして1970年代には学業不振と補習塾が現われるようになった。

そこで本章では、1980年代に至る流れを検討するために、1970年代に教育問題が顕在化する過程、学校に行かない子どもに先行する教育問題としての「落ちこぼし」(落ちこぼれ)、および学校外における子どもへの支援を中心に検討する。次いで、1970年代に「落ちこぼし」の子どもたちを受け入れていた補習塾が、1980年代に学校に行かない子どもを支援するようになったことを事例を挙げながら検討する。

¹ 齊藤(2009)を参照。齊藤は、日本児童青年精神医学会における不登校研究の50年を振り返り、1970年代を「不登校論の雌伏期」と呼んでいる。

1 大学と学問の問い直し

1970年代を考察するにあたって、この時代に脱学校論が生じたことをまず確認しておく必要がある。その代表的著作はイバン・イリイチの『脱学校の社会』（Illich 1970 = 1977）である。1970年代に脱学校論の邦訳書が刊行され²、次第に知られるようになっていった。

『脱学校の社会』が書かれた時代は、大学紛争の時代でもあった。大学紛争は、単に大学を舞台に社会運動が勃興したということではなく、学問のあり方を問う思潮であった。それはイリイチと交流のあった山本哲士が『学校・医療・交通の神話：イバン・イリイチの現代産業社会批判』（山本 1979）を書いているように、社会システム全般の批判的再検討であった。阿部（2010）によれば、精神医療領域では1969年の第66回日本精神神経学会総会、第10回日本児童精神医学会総会において医局講座制の問題点が問われ、ロボトミー（lobotomy）や長期入院が後に問題化されるように、治療のあり方をめぐっても議論が交わされた。また、日本児童精神医学会や日本臨床心理学会では、学会改革委員会が設置された。

第Ⅱ部で着目する奥地圭子が1963年から小学校教師として勤めており、大学紛争の渦中にいたわけではないように、1960年代末の大学紛争が直接的に学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容に影響を与えたわけではないが、大学紛争は社会システム全般を問う契機となって、治療のあり方の再考が求められた。そして、大学から高校に拡大し

² ほかに Goodman（1964 = 1979）、Silberman（1970 = 1973）なども1970年代に邦訳書が刊行されている。下村哲夫は Bereiter（1973 = 1975）の翻訳、脱学校論やフリースクールを紹介した『先きどり学校論』（下村 1978）などの先駆的研究を発表した。

ていった学園紛争を背景に、学校批判の機運が高まり、初等中等教育においても教育問題が顕在化していくことになった。

2 初等中等教育における教育問題の顕在化

広田（2001）は、1970年代における教育問題の顕在化について、以下のように述べている。マスメディアに取り上げられる主要な教育問題は、1970年代以前は文部省と教職員組合の対抗関係であったが、1970年代以降は次第に学校内の問題へと変容していった。その契機には『「義務教育改善に関する意見調査」報告書』、麴町中学校内申書裁判、『朝日新聞』の連載「いま学校で」があった³。

『「義務教育改善に関する意見調査」報告書』は、全国教育研究所連盟によって1971年に発表された。同調査によれば、半数以上の子どもが授業を理解できていないと答えた教員は、小学校で65.4%、中学校で80.4%に達していた。

麴町中学校内申書裁判は、保坂展人が学生運動への参加を内申書に否定的に記載されたために全日制高校を不合格になったとして1972年に提訴したものである。

『朝日新聞』の「いま学校で」は、1972～1982年にわたる長期連載で、学校内の実情が報道された⁴。

³ これらの広田が指摘する要因のほかに、1970年代以降に戦後生まれの親を持つ子どもが学齢期を迎えたこと、保護者の高学歴化が影響している可能性もある。滝川（1994）は、産業構造と地域共同体の変容による、学校の絶対性と聖性の衰退を指摘している。

⁴ 連載「いま学校で」を担当した佐田智子は、当時をつぎのように語っている。「「いま学校で」がはじまり、すごい騒ぎになった。社会部のデスクの電話は鳴りっぱなし、手紙も多い日には1日に50～60通くる。その投書の内容も、読者のつもりつもった教育に対する不満、憤り、疑問……、そういうものを綿々と書きつづってくる。便せんに10枚も20枚も。こんなことは、戦後30年の社会面の歴史をみてもあまりなかったことでした。それは1972年の時点で教

教育問題には、学力偏重、非行、校内暴力、いじめ等、さまざまなものがあるが、本章の前半では下記の理由から「落ちこぼし」（落ちこぼれ）に着目する。

第 1 に、『学校ぎらい勉強ぎらい』（麻生編 1983）、『学力おくれ学校ぎらい』（八杉 1985a）という表現があるように、学業不振によって学校ぎらいになり、学校に行かなくなると考えられていたからである。

第 2 に、「落ちこぼし」の子どもたちが学んだ補習塾の一部は、後に学校に行かない子どもも受け入れるようになるため、フリースクールに先行する実践として「落ちこぼし」の子どもたちへの支援に着目する必要があるからである。

3 「落ちこぼし」：学校に行かない子どもに先行する教育問題

(1) 「落ちこぼれ」のリフレーミング

1970年代における学業不振の増加は、スプートニク・ショックを契機に教育内容の現代化を図った学習指導要領が、小学校で 1971 年から、中学校で 1972 年から実施されたことが一因であるとされ、過密なカリキュラムが多く、学業不振を生んだと批判された。以前は高校での学習内容であった「集合」や「確率」が小学校に移されるなど、算数は特に学業不振を生む原因とされた（浅井 2010 など）。

『朝日新聞』の連載「いま学校で」を担当した佐田智子は、1975 年に数学者の遠山啓^{ひらく}を初めて取材し、「いまの落ちこぼれ問題は、子どもたちにはまったく責任がなく、具体的な責任は文部省や、ほかならぬ個々の先生たちに帰せられなければならない「落ちこぼし」なので

育現場が問題をいかにかかえこんでいたかの証左だと思います」（佐田 1980a, p.10）。引用中の「……」は原文のままである。

す」と言われたと述べている（佐田 1980b, p.184）。

「落ちこぼし」という言葉は、佐田にとって重要な表現となった。なぜなら、「落ちこぼれ」は子どもに責任が帰せられるが、「落ちこぼし」は学校に責任が帰せられるからである。佐田は、「当時は、教育行政批判はまだしも行われても、教師そのものに対する真正面からの批判を行うことには、マスコミ側には、まだかなり「ためらい」があった。……教師が子どもに対する直接の加害者になっている事実にはしばしばぶつかりながら、その事実をまだ真正面からは取り上げられずにいた」が、遠山が学校の問題性を淡々と指摘したことに大きな影響を受けた（佐田 1980b, pp.184-185）。新聞連載「いま学校で」でも「落ちこぼし」という言葉は用いられ、「落ちこぼれ」は「落ちこぼし」としてリフレーミングされたのである⁵。

『競争原理を超えて：ひとりひとりを生かす教育』（遠山 1976）などの著書があるように、遠山は「落ちこぼし」について熱心に発言した数学者であった。次項以降では、遠山たちによる算数教室に着目し、学校外における「落ちこぼし」の子どもへの支援を検討する。

（2）遠山啓と算数教室

「水道方式」の主唱者として知られるように、以前から数学教育に取り組んでいた遠山は、1970年に東京工業大学を定年退職すると翌年8月、八ヶ岳算数教室を開催した。5段階相対評価で算数の成績が3以下の小学校5年生、6年生を対象にした3泊4日の合宿であった。適切な数学教育であれば、「落ちこぼし」の子どもも算数を習得できると考

⁵ リフレーミング（reframing）とは、異なる枠組み（frame）で捉えなおす（reframe）ことである。

えての算数教室であった⁶。

1973年には遠山を編集代表として教育雑誌『ひと』が創刊された⁷。

「落ちこぼし」についての問題意識は、刊行発起人による「創刊のこぼし」でも以下のように述べられている。「いま、多くの学校は、すべての子どもを賢くすこやかに育てるという本来の使命から大きくそれて、テストによって子どもたちをふるいわけ、成績順にならべるための選別機関と化し、その当然の結果として、多くの学校嫌いを生み出しつつあります」（遠山ほか 1973, p.1）。

このような問題意識を基に、『ひと』3号は「新しい私塾づくり運動」を特集した。母親たちによる団地での算数教室づくりの報告が掲載されている⁸。算数教室や共同保育など、辻堂団地（神奈川県藤沢市）での活動の中心を担っていた原田智恵子は実践記録として『お母さんの手作り算数塾』（原田 1986）を出版している。同書によれば、原田は自身の子どもを含め算数が分からない子どもが多いことに悩んでいた際に遠山の存在を知ったことから遠山の講演会を開催し、算数教室を実施することになった。

⁶ 主催は「ほるぷ」（児童書販売会社）、場所は明星学園の寮であった（友兼 2017, p.293）。晩年には常設の場として遠山真学塾が開設された（佐田 1980b）。

⁷ 『ひと』は 2000 年の休刊まで太郎次郎社から刊行された。有力な教育雑誌であり、『朝日新聞』（1989 年 7 月 25 日朝刊 17 面）によれば、1989 年には約 3 万部が販売されていた。奥地圭子や鳥山敏子など、新たな教育の担い手たちが寄稿していたことでも注目されている（荻野 2000, 香川 2016, 田中 2018b など）。

⁸ 丹羽（1973）、石川（1973）などを参照。ほるぷ主催の算数教室（主催団体や実施時期、参加人数などの詳細が一致するため、前述の八ヶ岳算数教室であると考えられる）に参加した子どもたちの文集を読んだ丹羽敬子は、自身が住む団地でも算数教室を開催したいと考え、他の母親たちと協力して団地の集会所で算数教室を実施した。講師は松井幹夫（明星学園教員）と和田常雄（公立小学校教員）で、遠山啓も特別授業を行っている。上記 3 名は数学教育協議会の中心人物である。

「新しい私塾づくり運動」特集には「苦手な子のための一週間の算数教室」（松井 1973）も寄稿されている。八ヶ岳算数教室と同様に算数が苦手な小学 5 年生、6 年生を対象とした合宿で、夏休み中に実施された。

(3) 母親たちによる算数教室

『ひと』には、これ以降も母親たちによる算数教室についての記事が掲載されている⁹。母親たちによる算数教室は、「落ちこぼし」という学校に起因する問題に対応する場を、学校外において自主的につくったという点に、その独創性がある。また、母親たちによる算数教室には、以下のような歴史的な重要性がある。

まず、それは母親たちの自律的な活動であったことである。読者参加型の雑誌を標榜した『ひと』では、母親は読者であるとともに雑誌の作り手でもあり、自らの地域活動報告を執筆していた。母親たちは『ひと』に関わるなかでリテラシーを高め、学校や社会に向けて意見表明する力を養っていった。

次に重要な点は、算数教室が団地で開かれたことである。戦後の産業構造の変容のなかで、若年労働者が都市に移動した。若年労働者の住宅需要に応えるために団地が造成され、「新中間層」と呼ばれる比較的裕福な階層の人びとが集住する新しいコミュニティが形成された。専業主婦の比率は高く、学歴取得の重要性が高まるなかで、母親は子どもの教育に対する責任を果たすことを求められていた。団地の母親の学歴は比較的高く、人工的コミュニティである団地は相対的に封建的価値観から自由であったため、母親たちは自ら子どもの教育に関与する余地があった¹⁰。

⁹ 『ひと』100号の「お母さんの手で『子どもひと塾』を！」「つまずいた子と二人三脚で」「子どもの発想が授業をつくる」、157号の「お母さん塾を地域につくろう」「自まえの学びの場を求めて」など。

「ひと塾」(『ひと』読者会)での算数教室が北九州(70号91～95頁)、西多摩(104号18頁)で実施されたほか、『ひと』の発行元である太郎次郎社でも「子どもたちが自信をとりもどすための算数教室」(31号43頁など)が開催された。

¹⁰ 団地に住む母親以外にも含んでいるが、『お母さんの教育運動：私憤から公憤へ』(遠藤編1982)は、母親たちによる活動報告を集めたものであり、当時の様子がよく分かる貴重な資料である。「教育する家族」の増加や団地の重要性については、広田(1996)や荻野(2001)などを参照。

「落ちこぼし」が問題化されるなかで、このような人びとが自ら算数教室を開いた点に着目すべき重要性があるのである。算数教室は、単に子どもの学力向上のみを目的としたのではなく、壁に隔たれて孤立した子育てを地域に開き、専門家の協力を得ながら、母親たちが相互に学び合う場を団地内につくるという役割を果たした¹¹。

男性の専門家の協力を得ながら、母親たちの自助グループが成立するという構図は、第4章で述べる「親の会」（学校に行かない子どもの保護者の自助グループ）と共通するものである。

4 補習塾による子ども支援

母親たちによる算数教室だけでなく、学習塾のなかにも「落ちこぼし」の子どもの学力保障を試みる補習塾があった。

『毎日新聞』は1975年からの2年間、連載「子供の森」で約100回にわたって塾ブームを報じ、その熱狂を「乱塾時代」と呼んだ（毎日新聞社会部1977, p.2）。当時、主に注目されたのは進学塾であったが、塾のなかには受験競争を相対化する視点を持つ補習塾も存在した。それらは個人経営の小さな塾であり、今日においてその実践の全容を知ることが困難である。しかし、「学校外で学ぶ子の支援塾全国ネット」を発足さ

荻野（2001）は、『ひと』読者会の所在地と、団地造成地域が一致する傾向を指摘している。たしかに『ひと』を読むと、団地に住む学齢期の子どもを持つ母親が主要な『ひと』の読者像の一つであり、担い手であると思われる。

¹¹ 『ひと』3号の「新しい私塾づくり運動」特集や『お母さんの手作り算数塾』（原田1986）などを参照。一方で、母親の生涯学習としての機能とは無関係に、「教育する家族」として自助グループにフリーライドする者もいたと考えられる。例えば「おかあさんの私塾づくり運動」の以下の記述を参照。「私たち4人の母親（世話人）は、申し込みを待つだけでなく、いろいろなおかあさんと話しあった。なかには、「実験教室ならタダにすればいい」という人もあり、逆に「学生を家庭教師に頼んでも数千円かかるし、それは3か月では終わらないのだから、この教室の期限つきのところに期待している」という人もあった」（丹羽1973, p.31）。

せた八杉晴実は、代表的な補習塾の論客として多くの著作を残しており、その実践を知ることができることから、以下では八杉の実践に着目する¹²。

八杉は 1959 年に東京都練馬区で補習塾（東進会）を開設した。八杉も遠山の影響を受けており、『ひと』に頻繁に寄稿し、算数教育に力を入れていた¹³。算数教室をつくった母親たちと共通する面がある一方、男性である、塾の経営者であった、塾が下町にあった、といった相違点がある。

（1）「わかる子をふやす会」の発足

八杉は、教育内容の現代化を目的とした学習指導要領が実施された 1970 年代から「学校で教わることがわからない」と言う子どもが増えたと述べている（八杉 1983, p.79）。「落ちこぼし」の増加を受けて八杉は、「わかる子をふやす会」を 1974 年に結成した（八杉 1990）。管見の限り、八杉は「わかる子をふやす会」についてのまとまった記録を書いていないため、以下では八杉同様に補習塾を自営し、「わかる子をふやす会」の世話人であった天野秀徳による記録（天野 1985）を参照する。

「わかる子をふやす会」は、八杉が「人間に落ちこぼれなんてない。……むしろ落ちこぼされているんだ。……落ちこぼされて困っている子ども達の側に立って勉強を本当にわかるようにしてやろう」（p.235）と呼びかけ、9 人の塾教師たちによって設立された。遠山啓の助言もあつ

¹² 他の塾の実践記録として工藤（1982）、下村（1984）、北村（1988）、佐藤（1998）などがある。なお、八杉と工藤は国立教育研究所が開催したシンポジウム「塾と学校」にシンポジストして招かれている（国立教育研究所内塾問題研究会編 1985）。

¹³ 『算数ぎらいが好きになる』（八杉 1975）などの教育書を出版している。八杉の来歴や遠山との出会いについては田中（2020）を参照。

たため、同会には塾教師だけでなく学校教員も対等の立場で参加し、年5回ほど研究会が開催された。

同会の前期（主に1970年代）の研究テーマは「わかる授業をどう作るか」「遅れた子の指導」「受験学力と本当の学力」など、「落ちこぼし」に関わる事柄が中心であった。

後期（主に1980年代）の研究会は非行、校内暴力、無気力、学校に行かない子どもが中心テーマとなり、報告者として内田良子（心理カウンセラー）、佐々木賢（定時制高校教員）、松崎運之助（夜間中学教員）のほか、後に東京シューレを開設する奥地圭子（当時、小学校教員）も参加していた。

1985年時点で会員数は180名、構成比は塾教師3割、学校教員2割、保護者4割、その他1割であった。

（2）「学校外で学ぶ子の支援塾全国ネット」の発足

八杉の塾では1970年代は「落ちこぼし」の子どもたちの学力保障に力を入れていたが、1970年代末以降は学校に行かない子どもも通うようになった（八杉1979）。八杉が著書を刊行していたこともあり、全国から相談の電話や手紙があったが¹⁴、各地からの相談に一人で対応することはできないため、八杉は「わかる子をふやす会」の有志とともに各地の塾に呼びかけ、1985年に「学校外で学ぶ子の支援塾全国ネット」¹⁵を発足させた（八杉1990）。学校外で学ぶ子の支援塾全国ネットには、1989

¹⁴ 『学力おくれ学校ぎらい』（八杉1985a）には、八杉に寄せられた相談が多数掲載されている。

¹⁵ 「支援塾全国ネット」と略されることも多かったが、発会式を伝えた『朝日新聞』（1985年4月24日朝刊12面）では「学校外で学ぶ子の支援塾全国ネット」と記述されているため、これが発足時の正式名称と考えられる。1990年に「子ども支援塾ネット」に改称。

年 10 月時点で 284 の塾が加盟していた（八杉 1990, p.46）。下記の入会案内（冒頭部分のみ抜粋）は団体の性格をよく表している。

「子どもの味方」をし、「子どもの幸せ」を中心に考える全国の良心的な私塾の経営者が参加して、研修・交流し、「学校外で学ぶ子の会」¹⁶の支援をします。（「学校外で学ぶ子の会」は不登校・学力不振を皆で考える父母の会です）

〔会員の姿勢〕

- 一、競争原理で子どもを追込まない。
- 二、営利追及を第一目的としない。
- 三、原則的には小規模塾で、子どもの味方をする。

〔会員の活動〕

- 一、「不登校児」に家庭的な雰囲気では学べる場を地域の塾で提供する。
- 二、「学力不振児」（学校で落ちこぼされた子）を塾でわかるところから教える。（八杉 1990, p.31）

このように学校外で学ぶ子の支援塾全国ネットには、受験競争を主目的としない小規模な補習塾が参加し、「不登校児」や「学力不振児」を受け入れていた。発足（1985年4月）から4年半のあいだに「不登校児」や「学力不振児」の保護者から約3500件の問い合わせがあり、延べ2800件の塾紹介を行っている（八杉 1990, p.44）。

一部に留まる傾向ではあるかもしれないが、1970年代に「落ちこぼし」の学力保障に取り組んでいた補習塾は、1980年代には学校に行かない子

¹⁶ 八杉の呼びかけによって1985年に発足（八杉 1990）。『読売新聞』（1986年6月4日9面）によれば、発足から約1年で会員は1000人を超えていた。

どもが通う場としても機能するようになったと指摘できる¹⁷。

(3) 学校に行かない子どもへの支援事例

八杉は何人もの学校に行かない子どもに関わったが、ここでは八杉(1985b)が詳細に報告しているAの事例の概要を述べ、考察する¹⁸。

1) 事例の概要

八杉の塾では、月に1回「土曜会」として、塾生や保護者、地域の人びとが集まる食事会を開催していた。A(当時、小学5年生、女子)は塾生ではなかったが、両親といっしょに千葉県から土曜会に参加した¹⁹。Aは当時(1984年5月の連休明け)、いじめられていたために行きしぶりがあり、週に数回、小学校を休んでいた。

この日の土曜会ではAの行きしぶりが話題となり、Aの父親が「学校ぐらいはどんなイヤなことがあっても、行かないと」と話すと、土曜会の参加者は「登校拒否は怠けでも、甘えでもないのよねえ。その子にはその子のとっても辛い事情だってあるんですもの」と話した。Aは「両手をスカートの下に敷き、オカッパ頭を前に垂れ、足だけはブランブランと漕ぎながら」「教室の隅っこに一人離れて座っていた」(八杉1985b, pp.10-14)。

土曜会から数日後、Aの母親から八杉に電話があり、Aが小学校に行

¹⁷ 各塾からの事例報告は八杉編(1985)を参照。なお、前節で述べたように1970年代に母親たちによる算数教室を開催していた原田智恵子は、1991年に中卒や高校中退の子どもたちの学びの場として「学びや」(神奈川県藤沢市)を設立している(原田1993)。「落ちこぼし」から「学校に行かない子ども」へと中心的なテーマが変容した一例として挙げられる。

¹⁸ 原文では名前が記載されているが、個人情報保護のため引用にあたっては「A」に変更した。また副題にも名前が記載されているため、副題を省略した。

¹⁹ 参加の経緯は書かれていないが、著書を多数刊行し、マスメディアにも取り上げられていた八杉が、さまざまな相談に応じていたため、Aの両親が著書やマスメディア等を通じて八杉を知り、連絡したと思われる。

かなくなったという報告と、A が希望するので東進会に入れていただきたいという申し出があった。八杉は「『登校拒否』といってもここ三、四日のことだ、そのうち何とかなるかもしれない……千葉県から五年生の女の子が通い続けられるわけもない……一、二回通塾しているうちに考え直すかも知れない」と考え、了承した。

通塾には片道 2 時間余りを要したが、A は通い続けた²⁰。A の両親も欠かさず土曜会に参加し、他の保護者たちと交流した。A が受けたいじめや、小学校の教師たちの無理解について話すこともあった²¹。

A が 6 年生になるのを機に A の一家は千葉県から東進会の近隣に引っ越し、A は新しい小学校に登校した²²。八杉は A の母親からの以下のような電話があったと書いている。

A の方から「A、学校へ行ってみようかしら」と言ったのだという。自信がないのでお母さんについて来てくれと。

わが子の言うままに学校について行ってみると、A はたちまち下駄箱の並んでいる前に立っただけで全身がガタガタ震え出した。――やっぱり無理だ――と見てとったお母さんは、「無理だったら帰ってもいいのよ」と連れて帰ろうとした。

ところが、A は蒼い顔をして、キッと何かを見つめる目つきになり、

²⁰ 当初は週 2 日であったが、その後、A の希望により週 5 日通うようになった。

²¹ 当時、土曜会には A の両親のほかにも学校に行っていない子の保護者が参加していた。八杉は、不登校生の保護者たちが「それぞれに苦しい親子の体験を持つ者同士だったから、お互いに力づけ、励まし合ってはいるのだが、子どもが学校へ行っている親御さんたちとも、何のへだたりも感じないでお互いに近づき、お互い理解しようとしている姿には、ぼく自身嬉しくなった」(八杉 1985b, p.32) と述べている。

²² A の父親は転校のみを検討していたが、A が千葉県内の転校先に登校することによって、引き続き練馬区の東進会に通うことができなくなることを嫌がったため、東進会の近隣に引っ越した。

お母さんに「一人で帰って」と言ったという。

その日、ぐったり疲れたような様子で学校から帰って来たが、お母さんは「おかえり、ごくろうさま」と言っただけで、何も尋ねなかった……「行かれなくなったらそれでもいいですから、そーっとして、あの子にまかせてみようと思ってます」

お母さんはそう言うと、「これからもどうかよろしく」と電話を切った。(八杉 1985b, p.42)

新しい小学校に初めて行った日も A は東進会に来た。漢字の読み方の授業が始まり、子どもたちは答えを当てようと口々に発言した。しかし、A はいつもより元気がなく、授業が始まってしばらくすると机に伏してしまい、授業が終わるまで眠り続けた。翌日も同様であった。

それをみて、子どもたちはいろんなことを言った。

「先生、あの子寝てるよ。寝てていいの」

「いいんだよ、オマエも寝たかったら寝ていいよ」

「先生、先生、漢字の書き取りにしようよ。読みだと、うるさくてアイツ可愛想だよ」

A が半開きの口でゴロンと机に顔を当てて眠っているのを見て、事情を知っている連中は「静かにして眠らせてやれよ」と言っていた。

(八杉 1985b, p.44)

4 月の土曜会は、A 一家の歓迎会となった。八杉が新しい小学校について尋ねると、A の母親は「何となく家庭的でいい雰囲気」だと答えた。土曜会の参加者が「よかった、よかった」と言い合っていたなか、A の

父親が口を開いた。

A は、この一年、学校を捨てた。私等も捨てた。そして、自分の子は塾で育った。精神的にも甦った。そのことは忘れない。しかし、それですべてよかったかどうかは、わからない。A や、わが家は救われたかも知れないが、いまでも、辛い思いで学校に行き続けている子、逆に、登校拒否をして、一步も外へ出られない子も大勢いることも考える。塾へ行かれたり、転校することが可能な子や家庭はいい。が、逃げられない人、塾にさえも外出できない子のことを考えなければいけないと思う……そういう親や子たちに対して、濟まないような、応援したいような気持ちがある……学校にべったり頼ったり、まかせ切るのはいくはないと思う。学校や世間がおかしければ自前で親がわが子を護るのはあたりまえ。しかし、いや、だからこそ、学校へ行くか行かないかで敵味方になるようなことだけはしたくない（八杉 1985b, p.51）

このように A の父親は訥々と話し、「これからそういう辛いおもいをしている人達に何か役立つ自分でありたい」と結んだ（八杉 1985b, p.51）。

握手し合う参加者たちを眺めながら、八杉は 2 人の保護者に視線を移した。2 人の子どもたちは 2 年以上、学校に行っていなかったが、楽しそうに語り合っていた。

2) 教育を問い直す場としての補習塾

この A の事例の重要な点として以下の 4 つを挙げることができる。

第 1 に、東進会が学校に行かない子どもを受け入れ、他の塾生たちも学校に行かない子どもの状況を理解していたことである。「学校外で学ぶ子の支援塾全国ネット」加盟塾である東進会には、「不登校児」や「学力不振児」が通っていた。受験に向けて競い合うのではなく、日常の授業をはじめ、食事会やキャンプ、学期末の行事などの時間を共に過ごす仲間であった。

第 2 に、保護者が語り合う場として土曜会が開かれていたことである。A と両親が初めて参加した土曜会で、他の参加者が「登校拒否は怠けでも、甘えでもない」と言ったことを A は教室の隅っこで聞き、初めて自らの理解者を得た気持ちになったであろう。他の保護者との交流は A の両親にも影響を与えた。学校復帰を強いるのではなく、「あの子にまかせてみようと思っています」という子どもの意志を尊重する保護者の姿勢が、転校後の A の小学校通学を支える重要な要因の一つとなったであろう。

第 3 に、東進会が教育を問い直す場になっていたことである。学校に行かない子どもを受けて入れていたが、再登校に向けての指導の場ではなかった。自身の子どもが再登校・進学できれば、それで良いということでもなかった。学校に行っている／行っていないという状況に関係なく、土曜会では保護者たちが教育について共に考え、語り合っていた。

そして第 4 に、このような場づくりによって学校に行かない子どもへの支援がなされていたことである。A は他の生徒と同様に塾に通っていただけであり、学校復帰に向けての特別な指導を受けていたわけではない。また、A の保護者もカウンセリングなどの特別な対応を受けていたわけではない。しかし、東進会が子どもの個性が尊重される場であったことから、A とその保護者は他の塾生や保護者との交流のなかで受けとめられ、自ら事態を打開することができた。これは八杉のリーダーシッ

プによるものではなく、Aが継続的に東進会に通い、近隣に引っ越し、新しい小学校に通うようになることは八杉にとっても想定外であった。近年の不登校生支援が仮に、該当児童生徒のアセスメント、カウンセリング、コーチング、目標設定、叱咤激励、PDCAサイクルといったもので構成されているとするならば、八杉の実践は対極に位置するものである。再登校のためのPDCAサイクルは、結局は当事者の主体性を軽視した手練手管に過ぎないとも言える。Aの事例は、八杉の指導による学校復帰成功事例ではなく、東進会という場が期せずしてAたちの主体性を引き出す力を持っていた点に、その特質があると筆者には思われる。Aの学校復帰は副次的産物であり、教育を問い直す主体性が共同的に生成されたことが最も重要なのである。

5 学校に行かない子どもへのその他の対応

「学校外で学ぶ子の支援塾全国ネット」以外の学校に行かない子どもへの対応についても簡潔に確認しておきたい。

学校に行かない子どもを対象にアメリカで実施されていた「キャンプ療法」²³が、1970年前後から日本でも行われるようになった（朝倉 1995, p.59）。高橋良臣（獣医・牧師）は、1970年代前半から静岡県袋井市の牧場で、精神科医から紹介された子どもを受け入れ、学校復帰に向けての指導を行っていた（高橋 1980, 1981）。

²³ 管見の限り、「キャンプ療法」についての最も古い日本語論文は、真仁田・堀内（1973）である。同論文は、キャンプ療法とは「キャンプの生活場면을治療的に構成し、情緒障害児などの治療をはかること」としており、「友だちができない」「情緒不安定」「学校へ行きたがらない」「人と話したがらない」などの問題をもつ児童」を対象に1970年および1971年に実施したキャンプについて報告している。

1976年には戸塚ヨットスクールが開校した。当初は学校に行かない子どもを対象にしていたわけではなかったが、ヨットスクールに参加した学校に行かない子どもが再登校したため、学校に行かない子どもの参加が増えた（東海テレビ取材班 2011, pp.20-21）。学校に行かない子どもを受け入れる場が少なかったこと、都市化による自然体験の減少が学校に行かない一因とされたことによって、自然体験活動が本来の趣旨とは異なる学校復帰に向けての指導の場としての役割を期待されるようになった。同様に学校に行かない子どもを主たる対象としていなかったが、受け入れる場が少なかったため、山村留学や夜間中学にも学校に行かない子どもが参加することがあった。

ほかに『不登校児の新しい生活空間』（河井編 1991）は、工藤定次が1977年に東京都福生市で開設した「タメ塾」などを紹介している²⁴。

おわりに

本章では、1980年代の学校に行かない子どもとフリースクールに先行するものとして、1970年代の「落ちこぼし」と補習塾を検討した。

1960年代末の大学と学問の問い直しを背景に、1970年代に初等中等教育における教育問題が顕在化していったが、そのなかでも早くから注目されたのは「落ちこぼし」であった。「落ちこぼれ」は「落ちこぼし」

²⁴ 河井編（1991）によれば、工藤はサリドマイド児の入塾を契機にさまざまな課題を持つ子どもを受け入れるようになり、1991年に千葉県松戸市で「フレンドスペース」を開設したことで知られる富田富士也は出版社勤務時に高橋（1980）の出版に関わったことを契機に当事者との接点を持った。

また、高橋良臣の活動を手伝い、後に北陸青少年自立援助センターを設立する川又直を中心に「青少年 創・生 連絡協議会」が1984年に発足した。発足時の世話人は、川又のほか、河合洋（精神科医）、工藤定次（タメ塾）、本吉修二（白根開善学校）、森下一（生野学園）などである。関西青少年自立支援センターNOLAのウェブサイトを参照（2018年9月5日閲覧）。

<http://www.nponola.com/r27seisokyo.htm>

とりフレーミングされ、学校に対する批判が公然と語られるようになるなかで、遠山啓や『ひと』読者の母親たちは「落ちこぼし」の子どものための算数教室を開いた。これは、学校に起因する問題に対応する場を学校外で自主的につくった先駆的な事例であった。

さらには八杉晴実のように、補習塾で「落ちこぼし」の子どもを受け入れる事例があった。補習塾の一部は、後に学校に行かない子どもを受け入れており、フリースクールに先行する実践であったと評価できる。また、戸塚ヨットスクールのように、自然体験活動が学校復帰指導の場となることもあった。

このように 1970 年代には、1980 年代に注目される活動の萌芽が見られるのである。

3章 子どもの人権侵害と新しい教育の希求

— 1980年代を中心に —

はじめに

前章で考察したように、1970年代から「落ちこぼし」などの教育問題が指摘されるようになり、1980年代になると校内暴力、いじめ等、教育問題はさらに注目されていった。とりわけ、いじめ自殺や体罰死など、子どもの死亡事案は学校の重大な機能不全を示すものとして大きく報道され、既存の教育への批判は、新しい学びの場づくりの誘因となった。

教育問題への注目が高まるなかで、学校教育の補完ではない「新しい教育」（堀編 1985）が求められ、フリースクール等が注目された。1980年代の日本の教育を問題視した人びとが、諸外国のフリースクール等を先進事例として模索した「新しい教育」は茫漠としていたが、実際に新たな学びの場を生み出すことになった。

本章では、フリースクール等の開設の背景として、当時の教育がどのように語られたか、フリースクール等の諸外国の実践がどのように注目され、新しい学びの場が開設されたかを検討する。

1 子どもの人権侵害

子どもの人権侵害には校則など、さまざまあるが、本節では最も重大なものとして注目された1980年代の子どもの死亡事案について述べる。

前章で述べたように、戸塚ヨットスクールは 1976 年に開校し、学校に行かない子どもなどが入所していたが死亡事件が相次ぎ、戸塚宏とコーチ 6 名が 1983 年に逮捕された（東海テレビ取材班 2011）。

保坂展人たちが 1983 年に創刊した『学校解放新聞』は、戸塚ヨットスクール事件を批判している（学校解放新聞編集委員会編 1984）。

『オイこら！学校：高校生が書いた「愛知」の管理教育批判』（藤井編 1984）も出版されるなど、当事者から学校教育への異議が表明されるようになった¹。

1985 年前後には子どもの自殺が相次いで報道された。個々の「いじめ自殺」について詳述した図書（門野 1986, 村山ほか 1986）や、自殺した小中学生が残した詩や文章をまとめた書籍（山本編 1986, 保坂編 1986）が出版された²。

第 II 部で考察するように、学校に行かないことは 1980 年代に一部の保護者によって擁護されるようになるが、学校に起因するとされた子どもの死亡は、このような変化に大きな影響を与えたと推測される。保護者にとって学校に行くことは当然で、学校に行かないことは論外であったが、学校に起因するとされた子どもの死亡事案が広く知られ、学校批判が高まると、保護者の認識も変化していった。

1985 年には修学旅行にヘアードライヤーを持参した男子高校生が担任の体罰によって死亡し、1990 年には遅刻指導のため教員が校門閉鎖を強行したことにより女子高校生が圧死している。後者については、

¹ 藤井編（1984）のカバーには「この本を「管理教育」の犠牲となって死んでいった多くの仲間たちに捧げます」と記されている。

² 女子中学生は以下の言葉を残している。「学校なんて大きらい／みんなで命を削るから／先生はもっときらい／弱った心を踏みつけるから」（山本編 1986, p.43）。

男子小学生は以下の詩を残している。「ミサイルのかわりにえん筆を持ち／機関じゅうのかわりにケシゴムを持つ……テスト戦争は人生をかえる苦しい戦争」（山本編 1986, pp.33-34）。

『先生、その門を閉めないで』（保坂ほか編 1990）が刊行されており、
圧死事件を受けての中高生の声を多数掲載している³。

保坂展人は上記のほかにも、1980年代に多くの教育問題に関する図
書（保坂 1983, 1984abc, 1985, 1986, 村上・中川・保坂編 1986 など）
を刊行している。管理教育を批判した「元気印レポート」シリーズ
（保坂 1983, 1984a, 1985）の初出の大半は『週刊セブンティーン』や
『明星』といった10代向けの雑誌で、シリーズ第1作のアンケートカ
ードは約3000枚、手紙は約300通が届けられた（保坂 1984a,
p.270）。保坂によれば、「アンケートハガキにはびっしりと細かい字
が刻まれ、手紙も12～13枚書いてくる子たちが多い。反響の8割は、
いま学校に通う生徒たちからのもの」（保坂 1984a, p.270）であった
4。当時の教育に対する不満と批判が、子どもたちのあいだに広がって
いたことが伺われる。

このような状況にまず反応したのは日本弁護士連合会（以下「日弁
連」と略記）であった。日弁連は第28回人権擁護大会（1985年）で
「学校生活と子どもの人権に関する宣言」を採択し、同宣言において
以下のように述べている。「子どもは、学歴偏重の風潮を背景にした受

³ 一例として以下のものがある。「校則なんて、「君たちのため」とか言いなが
ら実は生徒のためよりも自分たちがやりやすいようにやっているだけ。楽しく
なければ、学校じゃないのに、規則だらけのロボット工場や強制収容所みたい
にしか私には思えない」（保坂ほか編 1990, p.47）。圧死事件については、外山
ほか（1990）も刊行されている。

奥地（2005a, p.101）によれば、東京シューレのなかには「学校の息苦しさ
や、なんとなく納得できない校則、先生の横暴に出会ったゆえの登校拒否の子
もいたし、そういうわけではなくても、そんな学校にうんざりしたり、おかし
いと批判」する子どももいた。1周忌の1991年初夏には「校門圧死事件を許す
な」と書かれた大きな垂れ幕を東京シューレが入居するビルの外壁に掲げた。
⁴ ある読者（中3女子）は、「『積木くずし』も、読書嫌いだけど、しっかり読
んだ。すごく気に入ってたんだ、あの本……。でも、この本もすごく気に入
ったヨ。なんて言うか、本音っばいんだ、私たちの！」（保坂 1984a, p.271）と
述べており、保坂は「『窓ぎわのトットちゃん』『積木くずし』と読んできた生
徒たちが、ぼくの本を手にしたという流れがある」（保坂 1984a, p.272）と述べて
いる。また、1979年に放送開始されたTBSのテレビドラマ「3年B組金八先
生」が与えた影響も大きかったと推測される。

験競争にさらされ、詳細極まる校則、体罰、内申書などによって管理され、「おちこぼれ」、「いじめ」、登校拒否、非行など深刻な事態に追い込まれている。……子どもも、憲法で保障される自由や人格権の主体であり、教育を受け、よりよき環境を享受し、人間としての成長発達を全うする権利を有する存在である。何人といえども子どもの人権を侵害することは許されない」⁵。

日弁連は1986年に「子どもの人権救済問題小委員会」を発足させ、同委員会は1987年に『子どもの人権救済の手引』を作成した。また、各地域の弁護士会に相談窓口の設置を呼びかけた⁶。窓口寄せられた相談内容とそれへの回答は『子どもの人権110番：子どもたちをどのように救済できるか』（子どもの人権弁護団編1987）として出版された⁷。1989年に国連総会で「子どもの権利条約」が採択されたことも、日本国内において子どもの人権が重視される契機となった⁸。

2 新しい教育の希求

（1）『ミュンヘンの小学生』と『窓ぎわのトットちゃん』

既存の教育に対する不満が高まり、対応が求められるなかで、新しい教育が1980年代に注目を集めるようになるが、その萌芽は1970年代に

⁵ 日本弁護士連合会の人権擁護大会は1958年の第1回大会から教育問題や精神医療に関する問題提起を行っており、「子どもの人権に関する宣言」（1978年）、「精神病院における人権保障に関する決議」（1984年）などを採択している。このような日弁連の活動も、学校に行かない子どもの入院治療が1980年代後半に問題化される背景として重要であった。人権擁護大会の記録は日弁連のウェブサイトを参照（2019年12月1日閲覧）。

https://www.nichibenren.or.jp/document/symposium/jinken_taikai.html

⁶ 日本弁護士連合会（1987, p.197）を参照。16の相談窓口が日本弁護士連合会（1987, p.199）に掲載されている。

⁷ 『子どもの人権110番』は、学校外の学びの場として東京シューレを紹介している（子どもの人権弁護団編1987, p.47）。また、子どもの人権弁護団が1988年に開催したシンポジウムには、東京シューレの子どもたちが登壇した（奥地1991, pp.224-231）。

⁸ 日本は1994年に批准した。子どもの人権の重視は、第6章で述べる法務省による「不登校児人権実態調査」の背景としても重要である。

もあった。

1975年に刊行された子安美知子の『ミュンヘンの小学生』(子安 1975)は、自身の子どもをドイツのシュタイナー学校に通わせた経験を綴ったもので、毎日出版文化賞を受賞している⁹。子安は後述する「フリースクール研究会」にもゲストとして招かれており、新しい教育を求める人びとが、日本の教育とは大きく異なるシュタイナー学校に強い関心を持っていたことが伺える¹⁰。

黒柳徹子の『窓ぎわのトットちゃん』(黒柳 1981)は、800万部を超える日本最大のベストセラーである¹¹。奔放な行動によって尋常小学校を「退学」するに至った黒柳が、転学先である「トモエ学園」¹²の自由な気風を謳歌した思い出が語られており、同書刊行時の学校教育が批判されているわけではない¹³。しかし、同書がこれほどの反響を得た理由は、黒柳の知名度だけでなく、刊行時の学校教育に対するオルタナティブとして読者を惹きつけるものがトモエ学園にあったからだと推測される。

⁹ 同書を読んだ八杉晴実は、子安を訪ねて話を聞き、洋書を取り寄せ、そして実際にドイツのシュタイナー学校を訪問している(八杉 1982)。

¹⁰ 子安美知子は、フリースクール研究会の第8回月例研究会(1984年1月28日、法政大学)に、クリスリープ・ヨープスト(当時、早稲田大学教授)、上松恵津子(オイリュトミスト)らとともにゲストとして招かれた。月例研究会には100名近くが参加し、立ち見も出るほどの盛況であった(フリースクール研究会発行の『フリースクール通信』9号、30頁参照)。月例研究会での討論の概要は、『フリースクール通信』10号に掲載されている。

¹¹ 同書の「あとがき」によれば、初出は講談社の雑誌『若い女性』における連載(1979年2月～1980年12月)であり、黒柳が『婦人公論』に書いたトモエ学園についての短い随筆を読んだ編集者が声を掛けたとのことである。

¹² トモエ学園は1937年に小林宗作によって創設された幼稚園および小学校である。東京大空襲で校舎を焼失し、幼稚園は戦後に再建されたが、黒柳が通った小学校は再建されなかった。

¹³ ただし「あとがき」では2箇所のみではあるが、刊行時の教育に言及している。「もし、今でもトモエがあったら、「登校拒否する子なんて、一人もいないだろうな」、と考えます」(黒柳 1981, p.271)。「あとがき」の最後には日付として「一九八一年。――中学の卒業式に、先生に暴力をふるう子がいるといけない、ということで、警察官が学校に入る、というニュースのあった日」(黒柳 1981, p.284)と記している。

1980年代に『窓ぎわのトットちゃん』が中学生にどう読まれたかを知ることができる記録として「中学生の“トットちゃん”の読み方」¹⁴という雑誌記事があり、中学生たちは以下のように話している。「自由でのびのびとした学校にあこがれます」。「今の学校は、上から生徒全体が押さえつけられているような気がする」。「こんな学校があったら、絶対に入れて下さいと頼みにいきます」。「今の時代に「トモエ学園」みたいな学校があったら、入るのに競争率がスゴクなるだろうし、塾に行ってよく勉強しなくちゃダメかなア?」。「今の学校は、あまりにも自由がなさすぎると思うのは、僕だけではない」。

『窓ぎわのトットちゃん』で示された自由が中学生たちにとって魅力的である一方、そのような自由が1980年代の学校にはなく、志望校に入学するための厳しい受験競争があるという認識が語られている。インタビューがまとめた記事ではあるが、少なくとも当時の大人には中学生のこのような言葉を掲載しようとする問題意識があったことが伺える¹⁵。

(2) フリースクールへの注目

日本においてフリースクールに対する関心が高まった契機は、大沼安

¹⁴ 『潮』1982年5月号258-261頁。8人の中学生から聞いた『窓ぎわのトットちゃん』の感想をまとめた記事である。インタビューの名前は記載されていないことから、編集部による記事と思われる。中学生のフルネームが記載されているが、個人情報保護の観点から省略する。

¹⁵ ほかに『『トットちゃん』ベストセラー物語』（塩澤・植田編）にも読書感想文（小学生3名、中学生2名、高校生2名）が収録されており、「高校まであるトモエみたいな学校へいきたい」などトモエ学園について好意的に書かれている。ただし、子どもと所属校の実名が記載されていることもあるだろうが、学校への批判的な記述は見られなかった。

また、大人が書いた『窓ぎわのトットちゃん』の感想には、森村（1981）、畑山（1982）、小中（1983）がある。著者はいずれも作家で、『窓ぎわのトットちゃん』を肯定的に取り上げている。森村には、自身が開いた自主的な学びの場についての著書『もうひとつの学校』（森村1984）もある。

史の『教育に強制はいらない：欧米のフリースクール取材の旅』（大沼 1982）である¹⁶。『北海道新聞』社会部記者であった大沼が書いた連載記事「教育の新しい風」（『北海道新聞』1981年6月16日～同年7月3日、全17回）に注目した一光社の鈴木大吉が出版を持ちかけた¹⁷。

大沼の欧米のフリースクール取材には、当時の日本の教育を批判的に捉えるための手がかりを探るという目論見があった¹⁸。『教育に強制はいらない』の「はじめに」には、以下の記述がある。

日本の教育はテスト、テストで子どもたちを苦しめ、「点数」と「能力」とかで選別し、挙げ句の果てに校内暴力、登校拒否まで引き起こしているのだ。だれが言っているのか知らないが、「日本の教育は世界一」だなんて、とても言えたものじゃない。

もしかしたらフリースクールは、日本の「教育荒廃」に一つの解決策を提起するものじゃないかな……そんな期待感もあったのだ。（大沼 1982, pp.3-4）

同書には、欧米の実践を称揚することにより日本の教育を批判する記

¹⁶ なお『教育に強制はいらない』の表紙には「トットちゃんの「トモエ学園」再興を願って」と書かれており、本文中でもしばしばトモエ学園が言及されている。

¹⁷ 一光社は国語教育などの教育関係図書を中心とした出版社で、1980年代には『ぼく、もう我慢できないよ：ある「いじめられっ子」の自殺』（金 1980）、『開成・東大十四年：「人間」をとりもどす闘いのなかで』（伊藤 1980）など、教育問題に関する図書を出版している。また、フリースクール関係図書についても大沼（1982）が紹介しているクロンララ・スクールのパット・モンゴメリ来日記録（大沼編 1982）や共著（Montgomery & Korn 1984 = 1984）、大沼翻訳の Holt（1981 = 1984）などを出版している。

¹⁸ 大沼の新聞連載「教育の新しい風」の第1回は、以下のように始まる。「「欧米に教育の新しい風が吹き出した」。そんな話を耳にして、地球の反対側に出かけてみた。そこで出会ったものは、フリースクール運動をはじめ、既存の「学校教育」のワクを打ち破る数々の試みだった。学びの原点を追求するその姿は、校内暴力など日本の病根を映し出す鏡でもあるような気がした」（『北海道新聞』1981年6月16日18面）。

述が多数みられる。書名『教育に強制はいらない』にも、大沼の意図が強く打ち出されている¹⁹。

(3) フリースクール研究会

『教育に強制はいらない』によって日本に紹介された「フリースクール」という概念は、フリースクール研究会を通じて、より広く知られるようになっていった。

フリースクール研究会は、大沼の著作などフリースクール関係図書を出版した一光社を拠点に1983年に東京で結成された²⁰。石井和彦²¹たちが研究会結成を呼びかける葉書を『続・教育に強制はいらない』(大沼編1982)に挟み込んだのを契機に、結成総会が1983年3月26日に開催された。この結成総会は、出席者60名の自己紹介と現状報告に終始して議題討議ができなかったため、2回目の結成総会が同年4月29日に参加者90名で開催された。この時点で会員数は200名であり、注目を集めていたことが分かる。2回目の結成総会の様子を『毎日新聞』は、以下のように伝えている。

この日は経過報告のあとまず参加者の自己紹介をかねた意見交換が

¹⁹ この点は Holt (1981 = 1984) の原題 *Teach Your Own: A Hopeful Path for Education* が、大沼による邦訳書では『なんで学校へやるの：アメリカのホームスクーリング運動』になっていることから伺える。

『教育に強制はいらない』では、アメリカのフリースクール運動は1970年代に停滞したと日本で指摘されているが、それは間違いであり、1980年代にもフリースクール運動は広がっていく、というパット・モンゴメリーの認識が紹介されている(大沼1982, pp.96-97)。しかし、1983年に発表された連邦教育省の報告書『危機に立つ国家』を契機に、学力向上を重視する傾向がアメリカでは主流となっていった。

²⁰ フリースクール研究会については、同会発行の『フリースクール通信』各号を参照した。

²¹ 当時、東横学園大倉山高校教員。一光社から石井の編著『「反省が処分」の教育：子どもが驚くほど変わる非行克服のキメ手』を1981年に刊行している。

行われた。

「学校はいま子供が生活する場でなくなっている」(東京の私立高教師)
「教育とは創造性を培うべきものだが、いまそれがない」(美術家)

「私の学校ではヘアスタイルを規制し、ソックスは三つ折り、カバンにアクセサリをつけてはいけないなどの細かい校則がある。毎朝、教師が校門で登校する生徒たちに『おはよう』とあいさつしているが、つい髪や足元に目が行ってしまい、学校に生徒を迎え入れようという気持ちが薄れるのが怖い」(東京の私立高教師)

「通学路が指定されていたり、食事は二十分以内で決められたり、子供が枠からはずれないようにする先生が増えている」(三重の母親)

「子供たちが自らすすんで校則違反を見つけるようになってきている」(千葉の小学校教師)
「上ばきの色を自由にしたら親の方から『学校で決めてくれないと迷う』と言ってくる」(東京の小学校教師)――など学校をめぐるさまざまな状況が報告された。(『毎日新聞』1983年5月5日朝刊12面)

大沼(1982)が示していたような当時の日本の教育に対する危惧が「フリースクール」に対する関心の前提になっていたことが伺える²²。「フリースクール研究会結成の呼びかけ」でも管理教育に対する批判が述べられている。フリースクール研究会発行の『フリースクール通信』33号(1986年3月13日発行)には会員数は約700名であると記されており、各地に支部がつくられたことから、フリースクール研究会の広がり

²² なお、大沼は『北海道新聞』を1983年9月から休職してアメリカのミシガン大学に留学したため、総会や月例会などフリースクール研究会の運営に中心に関わることはなかったと考えられる。アメリカでの様子を伝える一光社の鈴木大吉宛の手紙が『フリースクール通信』8号に掲載されている。

が認められる。

『フリースクール通信』掲載のフリースクール研究会の入会記録や月例会のゲストには、その後に実際に新たな学びの場をつくる人びとの参加が見られ、フリースクール研究会が日本の教育の刷新を求める先鋭的な人びとに一定の影響を与えたと指摘できる。奥地圭子は、東京シュレーの開設以前に数回参加しており（東京シュレー編 2000, p.21）、第 21 回月例研究会（1985 年 5 月 25 日、法政大学）にゲストとして招かれた²³。

フリースクール研究会が 1984 年 8 月 8 日に主催した「教育に自由を！「学校信仰」を超える東京集会」のパネル・ディスカッションには、新しい教育を希求する当時の活動の主要人物たちが登壇したことが確認できる²⁴。

（４）諸外国におけるオルタナティブ教育の紹介

『教育に強制はいらない』の後にも、トモエ学園の卒業生がロサンゼルスの Play Mountain Place を紹介した『学校がおもしろい：落ちこぼれ・登校拒否のないアメリカのフリースクール』（福田 1983）が出版された。

²³ 奥地の報告「野にくだって、私を生きる」の概要は『フリースクール通信』24 号に掲載されている。

²⁴ 司会は八杉晴実、パネリストは以下の通りである（『フリースクール通信』14 号に掲載された集会案内の掲載順、括弧内は当時の所属）。伊藤隆二（家庭教育を見直す会）、藤岡完治（人間中心の教育を現実化する会）、奥地圭子（登校拒否を考える会）、佐々木賢（わかる子をふやす会）、松崎運之助（市川教育を考える会）、原田智恵子（私塾の会）、保坂展人（学校解放新聞）、藤井誠二（愛知オイこら新聞）、パット・モンゴメリー（クロンララ・スクール）、石井和彦（フリースクール研究会）。

集会案内には、午後 1～3 時にパット・モンゴメリーの講演「いま、なぜ「教育に自由を」なのか：アメリカのフリースクール運動の経験から」、午後 3～9 時にパネル・ディスカッション「いま、学校改革か脱学校か」と記載されている。

以前からサマーヒル・スクールに関する書籍（堀 1984, 堀編 1978, 1984）を刊行し、ニールの紹介に努めてきた堀真一郎は『世界の自由学校：子どもを生かす新しい教育』（堀編 1985）を出版した²⁵。

また、晶文社セレクションは、『学校は死んでいる』（Reimer 1971 = 1985）、『自分の学校をつくろう』（Kozol 1982 = 1987）など、フリースクール関係文献の翻訳に力を入れていた。

（5）新たな学びの場の開設

新しい教育の希求を背景に、日本の代表的なフリースクールである東京シューレが 1985 年に開設されるなど、1980 年代半ば以降、さまざまな学びの場が開設されていった。

アメリカのフリースクールとの交流から開設されたフリースクールには、「地球学校」²⁶（兵庫県高砂市）、「野並子どもの村」（愛知県名古屋市）、「地球の子どもの家」（東京都府中市）がある（奥地 1992, p.46）。

現在、京都府亀岡市で「学びの森フリースクール」等を運営する北村真也は、前身の「フリーディー学園」（学習塾）を 1984 年に開設している（北村 1988）。1988 年には大阪府四条畷市で西山知洋が「フリースペースなわて遊学場」を開設した（河井編 1991）。

²⁵ 同書ではサマーヒル・スクール（イギリス）、フレネ学校（フランス）、シュタイナー学校（ドイツ）、トラウイカ学園（メキシコ）、クロンララ・スクール（アメリカ）をはじめ 12 か国の新しい教育が紹介されている。

これらの学校に通った子どもによる著書も刊行された。トラウイカ学園に通った山崎（1986）、シュタイナー学校に通った子安（1986）、サマーヒル・スクールに通った大塚（1987）である。保護者による書籍も、山崎（1981）、坂元（1984）などがある。

²⁶ 地球学校は児島一裕によって 1985 年に開設された（1999 年閉鎖）。児島へのインタビュー（全国不登校新聞社編 2018）を参照。児島と北村（後述）はともに『教育に強制はいらない』を通してフリースクールを知ったと述べていることから、大沼の影響力が大きかったことが分かる。児島の上記インタビューと北村（1988）を参照。

以後、神戸フリースクールの前身である「明石フリースクール冬夏舎」(1990年)、京都市の「フリースクールわく星学校」(1990年)、埼玉県越谷市の「フリースペースりんごの木」(1990年)、神奈川県川崎市の「フリースペースたまりば」(1991年)などが開設されていた²⁷。

さらには学校法人として自由の森学園が1985年に開学した。明星学園小中学校の校長であった遠藤豊、数学教員であった松井幹夫らが同学園を1983年に退職し、新たに設立した中学校と高校である。松井(1987)によれば、明星学園内で高校内部進学テストや点数評価実施をめぐる教員間の対立があり、学力重視の方針に反発した一部の生徒たちは自主的な学びの場として学校外で「寺小屋学園」を1981～1985年の週末に開講した。1982年8月12日には、自由の森学園を構想し、試行する場であった寺小屋学園に、クロンララ・スクールのパット・モンゴメリーが訪問し、若者たちと対話している²⁸。自由の森学園はフリースクールではないが、学園が構想されていた時期にフリースクールとの交流があったことから、相互に一定の影響を与えていたことが伺われる²⁹。

²⁷ 下記の各フリースクール等のウェブサイト参照(2020年3月12日閲覧)。なお「明石フリースクール冬夏舎」と「フリースペースりんごの木」は、1988年から学習塾として先行して活動している。

神戸フリースクール http://kfa.freeshool.jp/page/about_school/

フリースクールわく星学校 <http://www2.gol.com/users/kosa/syoukai.html>

フリースペースりんごの木 http://k-largo.org/?page_id=424

フリースペースたまりば <http://www.tamariba.org/>

²⁸ 大沼編(1982)を参照。同書では寺小屋学園もフリースクールと位置づけられている。来日中にモンゴメリーは、ほかに堀真一郎などとも対談している。

²⁹ 1980年代には、ほかに「きのくに子どもの村小学校」(1992年開校)の前身の「きのくに子どもの村・山の家」が1985年、「シュタイナー学園」(2002年に学校法人格取得)の前身の「東京シュタイナーシューレ」が1987年に開設された。

1990年代以降も、『ひと』の編集代表を務めた鳥山敏子が「東京賢治シュタイナー学校」の前身の「賢治の学校」を1994年に開設するなど、オルタナティブ教育の諸学校が開設された。

おわりに

1980年代になると教育問題はさらに注目されていった。とりわけ、いじめ自殺や体罰死など、子どもの死亡事案は学校の重大な機能不全を示すものとして大きく報道され、既存の教育への不満が高まっていた。学校に行かないことは、子どもに責任があるのではなく、やむを得ないことであると理解され始め、逸脱視されていた学校に行かない子どもは、学校そのものの問題性を象徴する存在とも捉えられるようになった。

大沼が1982年に『教育に強制はいらない：欧米のフリースクール取材の旅』を刊行すると、新しい教育を求めていた人たちの注目を集め、1983年にフリースクール研究会が発足した。新たな学びの場をつくる人びとが多く参加したフリースクール研究会は、新しい教育の孵卵器であった。

1970年代の補習塾や母親たちによる算数教室に続いて、1980年代後半以降はフリースクールが学校外の学びの場として開設された。日本においてフリースクールは、1970年代からの「落ちこぼし」の子どものための学校外における自主的な学びの場づくりを源流として、1980年代の学校に行かない子どものための学校外の学びの場づくり、管理教育ではない「新しい教育」の希求という2つの潮流が合わさることによって成立したのである。

第Ⅱ部

学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容

—奥地圭子たちの活動に着目して—

4章 学校に行かない子どもに関する新たな認識の生成

— 渡辺位と奥地圭子を中心に —

はじめに

第Ⅱ部では、日本の代表的なフリースクールである東京シューレを開設した奥地圭子を中心に、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容を検討する。

奥地が開設した東京シューレは、多くの先行研究においても代表的なフリースクールとして位置づけられているが(朝倉 1995, 貴戸 2004, 佐川 2009 など)、本研究では以下の理由から、東京シューレに着目する。第1に、現存するフリースクールのなかで運営期間がきわめて長い(1985年開設)。第2に、フリースクールは小規模なものが多いが、東京シューレは最大規模である。第3に、フリースクールの場の運営だけでなく、活発に対外的アピールを行い、多くのマスメディアに取り上げられることによって、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程に影響を与えてきた。

奥地は、現在に至るまで東京シューレの代表を務めるほか「フリースクール全国ネットワーク」および「登校拒否・不登校を考える全国ネットワーク」の代表理事を務めている。そして奥地が、学校に行かない子どもの母親であり、小学校教師でもあったことが以下の点から重要である。日本においてフリースクールは二つの潮流が合流することによって成立した。一つは学校復帰以外に選択肢がないなかで学校に行かない子どもが育つ学校外の学びの場が必要とされたこと、もう一つは1980年代に教育問題が噴出するなかで既存の教育とは異なる新しい教育が希

求されたことである。両者が交わるところに母親であり、教師であった奥地が位置していたのである。加えて奥地が、当時はまだ少なかった女性の大卒者であり、教育経験があったこと、東京の豊富な社会的ネットワークを活用できたことによって、奥地は学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程において大きな役割を果たすことになった。

これらのことから本章では奥地圭子、および彼女に影響を与えた渡辺位^{なかし}に着目する。渡辺は、国立国府台病院（現在の国立国際医療研究センター国府台病院）の精神科医であった。渡辺も当初は他の医師たちと同様に、子どもが学校に行かない原因は本人や保護者にあると考えていた。しかし、国府台病院での臨床経験を通して、学校に行かない子どもに関する新たな認識を生成していった。奥地は、学校に行かなくなった自身の子どもを受診させるため、国府台病院を訪れて渡辺と出会い、強く影響を受けることになった¹。国府台病院における渡辺と奥地の経験は、その後の学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容の起点と位置づけられるものである。

1 学校に行かない子どもに関する渡辺の認識の変容過程

（1）1960年代までの認識

1951年に日本医科大学を卒業した渡辺が、学校に行かない子どもを初めて診察したのは1954～1955年頃である²。後に子どもが学校に行かない原因は学校や社会にあると主張するようになる渡辺も、はじめは本人

¹ 奥地（2019, p.178）によれば、奥地が渡辺と出会ったのは1980年である。

² 渡辺（1980, p.3）は1954～1955年頃に初めて「登校拒否」の子どもと出会ったとインタビューに答えている。論文（渡辺1967, p.72）では、1955年に国府台病院における初の「登校拒否」の「症例」があったとしていることから、1955年に初めて学校に行かない子どもと接したと推測されるが、それ以前に他の場所でも出会った可能性もある。

に原因があるのではないかと考え、性格テスト、脳波の測定を行い、つぎには家族に問題があるのではないかと考えた（渡辺 1980）。かつては「家から離して、とっつかまえて、学校にぶちこんで、なんてやってましたよ」（渡辺 1980, p.3）と述べている³。

渡辺は学位請求論文「精神障害児の皮膚毛細血管像について」を日本医科大学に提出し、1960年に医学博士号を取得した。この頃は、子どもを取り巻く学校や社会の状況ではなく、子どもの身体に焦点を当てて研究に取り組んでいた⁴。第23回国立病院療養所総合医学会（1969年）では、国府台病院の中川四郎とともに「登校拒否の生物学的要因について」という演題で研究発表を行った⁵。

1965年に初めて児童精神科内の院内学級が国府台病院に設置され、渡辺は『朝日新聞』の「人」欄（1965年6月15日朝刊5面）で取り上げられた。この時点で渡辺には「登校拒否症」の「症例」が80以上あり、3通りに分けられるとしている。それらは「人が見るから家にひきこもるという精神病的傾向」「本人の性格が自己中心的で、外に出ると自我が押えつけられ、それにたえられないという非行化的傾向」「父親が家庭をかえりみず、母親は優柔不断で本人が方向を見失う神経症的傾向」である。記事は渡辺の様子を「このベッドスクールができて、登校拒否症を

³ 小児科医の平井信義も昭和30年代に「平井式強奪療法」と称して、学校に行かない子どもを保護者から引き離していたと述べている（小川ほか 1982, pp.166-167）。このような強引な介入が当時は珍しくなかったようである。

⁴ 渡辺は当時について以下のように述べている。「私の医師としての初めの頃というものは、猫を飼うのに、猫となじみあうことではなく、解剖して猫を殺してしまうようなかわり方をしようとしていたのです。このようにして、しなくてもよい検査などもしてきたし、そのために、その人が社会的な存在としてどう在るか、ということ置き忘れてきたことも事実です。発達にハンディがあるという状態は、必ずしも医療によるだけで解決するというものではありません」（渡辺 1992a, p.99）。

⁵ 『医療』23巻増刊号の「精神科分科会一般演題」を参照。同号220頁掲載の発表要旨には「国立国府台病院外来ならびに入院において登校拒否と診断された年令範囲8～16才におよぶ男22、女11計33について、脳波所見を中心として、精神障害の遺伝負因、分娩障害、こんかん様症状の既往歴などについて検討した」と書かれている。

目のあたりに見ることができるようになった」とうれしそうだと紹介している。渡辺本人ではなく記者が書いたものとはいえ、この時点ではまだ学校に行かない子どもに関する認識の変容は見られない。『読売新聞』の記事「国立国府台病院の院内学級にみる登校拒否児治療と予防」（1966年5月11日朝刊8面）においても同様である。

1966年の論文で渡辺は以下のように述べている。「登校拒否はある種の動機、あるいは性格形成の障害と、それをとりまく生活環境、すなわち家族との相互関係の中で発症してくる」（渡辺 1966, p.132）。治療困難な場合、「子どもと家族を分離する以外に方法がないように思われる。子どもは勿論それを拒むが、強制的にでも治療のできる場所に家族から離して収容してしまうのである。……治療者の手もとにその対象がおかれるので治療しやすくもなる」（渡辺 1966, p.133）。このように子どもが学校に行かない原因は家族を含む当事者にあり、強制的入院治療もあり得るとしている。

（2）保護者に対する認識の変容

渡辺は国府台病院を退職した1991年の講演で、「今でこそ、登校拒否のよき理解者みたいな顔をしてはいますが、以前は必ずしもそうではなかった自分を振り返ってみなくてはいけない」（渡辺 1992a, p.100）と述べ、入院治療について以下のように述べている。「医療を行なう者が、子どもだけを家族からはずして「治療」の対象にしたり、入院させてしまったりすると、その家族が登校拒否を十分理解し、その子どもにとって十分役割の果たせる家族となれる機会さえも妨げてしまうことになる……両親がその子どもの親であってよかった、という喜びを持つことさえも失わせていくことにもなり、極端な言い方をすれば、家庭崩壊に近

い状態まで追いつめてしまうようなこともあった」(渡辺 1992a, pp.101-102)。管見の限り、渡辺は具体例を個人情報保護のため述べていないが、深刻な事態に陥ることもあったのであろう⁶。

渡辺は学校に行かない子どもの保護者 5、6 人を対象とする集団面接を国府台病院で 1971 年から始めた (渡辺 1983, p.4)。この背景には、前述のように、子どもだけでなく、保護者とも関わりを持たなければならないという認識が渡辺にあったと考えられる。当時を渡辺は以下のように振り返っている。

自分としてはいろいろと、紆余曲折を経てたどりついた岸辺が、結局、子どもをめぐる家族の方々、とくに両親と共にあらねばならないのだ、ということでした。……子どもの立場が危機に瀕しているからといって、医療を行なうものが抱え込むのではなく、ほんらい子どもが位置づけられていて当然の場のなかに位置づける、つまり、親のもと、家族のなか、社会のなかで安定が得られるように援助すること、それが児童精神科医療でも最も望ましいことなのだというわけです。……個別の面接ばかりでなく、複数の家族を同時にする面接も始めました。それは、子どものことについて理解が深められた家族の発言や影響力は、他の家族に対して、医療を行なう側の者の発言や影響力よりも大きく効果があることが少なくない、と知ったからでした。(渡辺 1992a, p.110)

⁶ 一方で渡辺は入院治療について以下のようにも述べている。「これは少し言い訳になるのですが、入院という、これまでにその子どもが経験したことのない場で生活することによって、今までの家族との関係では得られなかった体験が得られ、新しく出会った第三者との出会いで、自分自身や相手に対してまた違った見方ができるチャンスになるということはあるので、ときには入院という手段によって、別の視点で見守ってくれる大人に出会えれば、その子どもにとって、自分を見直す機会にならないこともなかった」(渡辺 1992a, p.103)。

集団面接では当初は渡辺が中心的役割を果たしていたが、参加者から「登校拒否の問題解決は家族自身が考えなくてはいけないのだから、この会も自分たちでやろう」（渡辺 1983, p.5）という意見が出され、親自身が運営する親の会（自助グループ）として「希望会」が 1973 年に発足した。

1975 年には学校に行かない子どもたち自身が集まる「子供会」も国府台病院で始まった。1983 年には希望会の 10 周年記念として『登校拒否・学校に行かないで生きる』（渡辺編 1983）が出版された。同書には渡辺の文章や母親たちの手記、子どもたちによる座談会などが収められている。

（3）1970 年代における認識の変容

渡辺が「子どもから教えられながらわかってきている」（渡辺 1980, p.3）、「大人たちは逆に登校拒否の子たちから自分たちの立場を学ばなければならない」（渡辺 1980, p.6）と述べていたように、国府台病院での臨床経験を通して、渡辺の学校に行かない子どもに関する認識は変容していった⁷。

学校に行かない子どもに関する渡辺の認識の変容が見られる初めの公刊物は「青春期の登校拒否」（渡辺 1976）である⁸。この論文で渡辺は

⁷ 『朝日新聞』の連載記事「SOSが届かない：登校拒否の内側」でも、「子供たちに教えられ、自分の考え方をええざるをえなくなりました」（『朝日新聞』1984年4月14日朝刊13面）と述べているほか、著書でも以下のように述べている。「入院している子どもたちと密に日々接しているなかで、学校のこと、先生のこと、家族のことについての、ナマの声、心の叫びを直接に、十分聞くことができました。それまで学理・学説あるいは社会「常識」、社会通念などといった既成概念でとらえていた登校拒否観が、次第に変えられていったのです」（渡辺 1992a, pp.104-105）。同様の趣旨は『自然に学ぶ子育て：登校拒否の子と親から教えられたこと』（渡辺 1992b）でも述べられている。

⁸ 1970年代には住田（1972）、藤本（1974）のように、学校に行かない子ども

自殺企図 2 例を含む 6 つの「症例」を報告して以下のように述べている。学校に行かない子どもに関する新たな認識の起点として重要な記述であるため、長く引用する。

学校的状況では子どもの個別性は尊重されることなく全体集団の中に画一化され埋め込まれていき、真に子どもの発達を保障、援助することは不可能か困難であるといえる。したがって、子どもがこの危機的状況を体験的に感知するとき、子ども自らその状況に対し不安を感じても当然であろう。……「登校拒否」の状態にある子どもの処遇は、表面に現れた症状や状態にとらわれ現象除去的処置を行うべきではない。……不登校状態惹起の責任を安易な心理主義に基づいた家族内の心理力動や子どもの自我構造にのみ帰することは、学校、その他子どもに関する社会的状況における問題性を隠蔽するにすぎないばかりか、子どもの葛藤を増強させ、ついには子ども自身が“学校にも行けない問題児”“学校についていけなかった劣等児”の烙印を自らに押し、自ら偏見し、孤立化し、主体性を喪失し、無気力化し、時には自殺へと追いやることもある。

これは家族にとっても同様であり、……“学校にも行かれないかわいそうな子ども”に育てた責任を感じ、母子心中をはかった母親の例などその端的な現われといえよう。また、育児上の責任と、周囲の評価、非難の重圧から子ども自身を精神疾患とみなし、それを不登校の原因に責任転嫁し、医療機関を訪れる母親の例もみられ、そのため一層母子間の精神的断絶は顕在化するのである。……「登校拒否」は、

だけでなく学校を検討の対象とする研究が現われるようになった。住田（1972）は、医師が学校に行かない子どもを教育問題として論じた初の論文とされている（藤井 2017）。

結果的には神経症症状を示しても、それ自体病的状態ないし異常な行動ではない。むしろ子どものおかれた現状からは、当然な表現とも見なされるものである。(渡辺 1976, p.1259)

医師が学校に行かないことを「異常な行動」ではなく「当然な表現」と書いたのは、これが初めてであると考えられる。子どもに適応を求めるのではなく、「子どもの個別性」という表現が用いられていることが注目される。また、学校に行かないことが子どもにとってだけでなく、保護者とりわけ母親にとって重大な葛藤になっていることが指摘されており、学校に行かないことへの保護者の理解を深める重要性が、記述の前提となっている。

前述の通り、渡辺がこの論文を発表する以前から国府台病院内で希望会と子供会が活動していた。子どもたちの「神経症症状」と向き合い、保護者たちと語り合うなかで、このような認識が生成されたのである。

2 奥地親子の医療経験

1980年、奥地圭子(当時、小学校教師)は、拒食症になった自身の子どもを受診させるために国府台病院を訪ね、渡辺と出会った。以下、奥地が『登校拒否・学校に行かないで生きる』に寄稿した「学校とはなにか、子育てとはなにかを問われて」(奥地 1983)を参照しながら奥地親子の医療経験について述べる。

(1) 国府台病院を受診するまでの経緯

奥地の長男は、小学校2年生時(1977年)の転校を契機に学校に行き

たがらなくなった⁹。チック症や腹痛があり受診すると、医者は「どこも悪くないからきっと神経性でしょう」(p.79)と言った。奥地は「どこも悪くないのなら、休ませる理由はない」(p.79)と考え、「あるときははげまし、あるときは叱りとばして、なるべく通学」(p.79)させた。「子どもは学校へ行くのがあたりまえで、どの子も行っている。それなのにうちの子は行けない。それは恥ずかしいことだ」(pp.83-84)と考えていた。3年生の2学期の始まりとともに「ふたたびはじまった腹痛に、一般の町医者ではダメだと思い」(p.84)、国府台病院に長男を連れて行った。神経科または児童精神科を希望したが、小児科での受診を指示された。小児科医の所見は「一つは脳波に異常がありますから、長期にわたってクスリを飲んでください。もう一つは、お母さんの家庭教育がなっていないのです」(p.84)というものであった。

その後、セカンドオピニオンの必要性を感じた奥地は、東京都立墨東病院へ5年生になった長男を連れて行った¹⁰。ここでは、「脳波はまったく異常なし。かわって、心電図に異常があり、一万人に一人くらいのめずらしい異常体質」「だから、他人よりもある刺激が異常に強く感じられる」(p.88)という所見で、自律神経失調症と診断され、東京都立墨東病院でも投薬がなされた。担当医が変わると、「この病気はやっかいです。うちよりも国府台病院の児童精神科のほうが向いている……紹介状をだしますから、今後はそちらに行ってください」(p.89)と言われた。教育雑誌『ひと』を通して渡辺位存在を知っていた奥地は、渡辺宛に紹

⁹ 長男が学校を休み始め、拒食症になったことは、奥地の著作等によって周知の事実であることから、「長男」と明記する。

奥地(1983a)は長男が学校を休み始めた年を明記していないが、「不登校50年証言プロジェクト」によるインタビューに応じて、1978年に長男が学校を休み始めたと述べている(全国不登校新聞社編2018)。

¹⁰ 奥地(1983)は時期を明記していないが、奥地の他の著作等と照らし合わせると、長男が5年生であったのは1980年で、渡辺と出会ったのは同年の12月である。

介状を書くよう東京都立墨東病院の担当医に依頼し、即座に電話予約したが受診日は3ヶ月後であった。奥地は「申し込み者がたくさんいて、つぎつぎと待っているということで、私は、登校拒否児がそんなにもたくさんいることに驚いてしまった」(p.89)と述べている。

受診を待っているあいだに、奥地の長男は小学校で無理が重なり、運動会の後、拒食症になった。運動会から「帰宅すると、パタッと立てなくなり……はって歩くことしかできず、二階の自分の部屋に行くことはおろか、便所も四つんばいでやっと行く状態で……どんな好物も流動食も食べられず、ジュースも受けつけず、透明な水だけしかのどを通らなくなり……青い顔をして一日中じっと寝たまま」(p.90)であった。

(2) 渡辺との面談

このような状態であったが、奥地親子と渡辺の面談で「驚くようなこと」(p.93)が起きたと奥地は回想している。「渡辺先生はていねいに二時間くらい時間をとってくださったのですが、私はそっちのけで、本人と先生がどんどん話をすすめていきます。その話は、教師にとっては耳の痛いことばかりで¹¹、いまさらながら、学校というものがどんなに子どもを傷つけ、殺しているかということをもざまざと感じさせられ、教師をやっていることがおそろしいような気がしてきました。二人で教師批判、学校批判をやりはじめたような感じでした」(p.93)。

長男は診察室から出ると「気持ちがこんなに軽くなったのははじめて

¹¹ 奥地は、長男と渡辺が話した教員批判のうち、国語教科書の朗読の失敗1回につき運動場を1周走るというきまりがあり、班ごとに集計した失敗回数分を全員が走らされること、班ごとに子どもを奥地宅に訪問させ登校を促したことを例として挙げている。

自身の子どもが学校に行かなくなったことは、奥地の学校への批判的視点を強める契機となり、小学校教師としての奥地の教育観を変容させていった(田中 2018b)。

だ。そういえば、いままでの病院で、学校の話を書いてくれたのは、この先生がはじめてじゃないか。そうだよ。ぼくはまちがっていなかったんだよ。学校のほうがおかしいんだよ」(p.95) と話し、「お母さん、おなかすいたよ。きょうのお昼は思いっきり食べたい」(p.96)と言った。

奥地は「ほんとうにそのときはびっくりするほどよく食べ、おにぎりを二皿、それも山盛りにつくったのをたいらげてしまい、「こんなに腹いっぱい食べたというのは何か月、何年ぶりだろう。いい気持ちだなあ」といったのです。私は涙がこみあげてきてしまいました。この日から拒食症はすっかりなおっていききました」(p.96)と述べている。このような医療経験が、後に「登校拒否は病気じゃない」と奥地が主張するモチーフになっているのである¹²。

奥地は国府台病院での長男の受診後に希望会に参加した。奥地は、「そこには、ほんとうの学びあい、ほんとうの交流がありました……私もここでたくさんのことを学び、自分の子どもの問題は、個人的なことではなく普遍的な根をもっており、親のありようが、いかに子育てに決定的に重大であるかをしっかりと考えることができました」(pp.101-102)と述べている。

3 希望会に参加した母親たちの変容

(1) 母親たちの手記

国府台病院を受診した学校に行かない子どもの保護者、特に母親たち

¹² なお長男が渡辺と病院で面談したのは一度だけであった。渡辺は「きたくないのがあたりまえ。むりにつれてくることはありません」(p.97)という反応であった。奥地は「登校拒否は病気ではない、病人あつかいするな！」と本人は無意識に叫んでいるのに、わからないのは親のほうでした。どうしても、どこか病気ではないか(神経もふくめて)と考えてしまって、子どもを真においこんでいる正体を見ることより、表面の症状をなおそうとばかりするのでした」(p.97)と振り返っている。

にとって、渡辺位や希望会との出会いは重要な転機となった。希望会に参加した母親たちの経験を『登校拒否・学校に行かないで生きる』（渡辺編 1983）に掲載された手記を参照しながら以下に述べる¹³。

希望会の元会長である母親 A は、同会は「登校拒否児の親の悩みや不安、かかえている問題などを率直にだしあい、経験交流や意見交換をしておたがいに学びあい、ささえあっている会」（渡辺編 1983, p.264）であり、当初は子どもへの対処法を渡辺に聞くことが多かったが、次第に子どもの状態や気持ちを受け入れ、学校の画一的な状況を親自身が考える会に変わっていったとして、以下のように述べている。「希望会に参加することで、私たち親自身が変わっていきました。いままで「どうして学校へ行かないんだ」「なんとかして行ってほしい」、そればかり考えていた親から、子どもが学校を拒否したという事実を率直に受けとめ、「学校には行かなくていい」と冷静に考えられる親に変わっていったのです。親が変わることによって、子どもも自分らしさを取りもどし、平静的な生活ができるようになっていくのでした」（渡辺編 1983, p.266）。

手記では、医療に対する不満も述べられている。母親 B は「病院で、「来週、脳波をとりますから」といわれた私は、子どもの脳がおかしいとはとても考えられないし、どうしても納得いきませんでした」（渡辺編 1983, p.161）、母親 C は長期にわたる大量服薬によってホルモン異常が生じ「男である息子の胸が、女の子のようにふくらんで、変声期で低くなるはずの声が、逆に女の子のようなやさしい声に変わってきた」（渡辺編 1983, p.149）と述べている。

子どもの引きこもり、自殺念慮などの壮絶な日々のなかで、母親たち

¹³ 同書には母親たちの実名が掲載されているが、個人情報保護の観点から引用順に「母親 A」等の形で表記した。なお同書掲載の手記は、すべて母親によるものである。

は変容していくが、それは葛藤を伴うものであった。母親 B は「私は、終戦時、挺身隊でなにがほんとうかを疑うことなく教育され、盲従してきた世代です。ただまじめに努力することばかりが尊いと思いこまされ、ちがった角度からものを見ることにまったく不慣れでした」（渡辺編 1983, p.166）、母親 D は「希望会は、心のささえではありましたが、ほんとうにみんなの話や渡辺先生のことばを、どうやら理解できるようになるまでには一年以上もかかったと思います」（渡辺編 1983, p.141）と述べている。

母親の変容が子どもに影響を与えた自分自身の経験として、元会長の A は「二つの電話事件」について述べている。それは、登校を迫る教育委員会からの電話に「学校はたった三年間、この子どもを学校へ通わせれば、それで学校の責任はのがれられるでしょうが、親はそうはいかないのです。この子が生きていかれるようにしなくてはならないのです」と答え、民生委員に対しては「学校へ行かないだけで、そこまでみなさんから中傷される必要はありませんから、ご心配にはおよびません」と電話を切った出来事である（渡辺編 1983, pp.262-263）。その場で母親の応答を聞いていた子どもは次第に心を開くようになっていった（渡辺編 1983, p.263）。

奥地も「親が心から子どもを信頼でき、わが子の登校拒否を他人に堂々と語りはじめたときと、子どもの自己解放は時期を一つにしていた」（奥地 1983, p.114）と述べている。前述のように渡辺は、子どもが学校に行かないことへの保護者の理解を重視していたが、登校を迫る働きかけに対して保護者が防波堤になることは、子どもの心理的安定のために必要不可欠であった¹⁴。

¹⁴ 一方、学校が不用意に登校を強いていないケースでは、母親 E のように「希

(2) 母親教師としての奥地の葛藤

登校が絶対視され、子育ての責任が母親に求められる傾向が強かった時代に、学校に行かない子どもを受容することは、母親にとって大変な葛藤であった。とりわけ、この葛藤は奥地にとって大きなものであった。なぜならば、「母親教師」(奥地 1976)、すなわち学校に行かない子どもの母親であるとともに小学校の教師であったからだ。奥地は国府台病院に通っていた日々を以下のように振り返っている。

いまの学校が子ども不在になっているところに、登校拒否の主たる原因が求められるにしても、登校拒否がなおるということは、健康になって、元気よく学校へ行けるようになることだ、という思いこみから、頭で渡辺先生のいわれたことが理解できても、また、家へ帰ってくると、または学校で子どもたちをまえにしていると、「学校に行かせなくてよい」という考えには、つぎつぎと疑問がわいてきました。それをずっと考えつづけて、月一回のカウンセリングの日にそれをぶつけて、先生の見解をおききし、また自分で考える、という日々がつづきました。(奥地 1983, p.99)

一例を挙げると、渡辺との面談で奥地が、長男には学校で嫌なことがあれば学級会等で発言して主体的に変えてほしいと話すと、渡辺は「お母さんは、学校のなかにいらっしゃるからおわかりでしょう。いまの学校は、子どもが発言して変えていける余地をもっていますか？」と応じた(奥地 1983, pp.99-100)。奥地は「たしかに、おとなの私、そ

望会では学校の無理解を訴えるかたが多いのですが、むしろ私は学校に感謝しております」(渡辺編 1983, p.130)と、学校の親身な対応に感謝を述べている手記もある。

れも二十年ちかく教師をやり、民間教育運動に早くからかかわって、子どもの立場からの教育をめざしてきた私でも、学校を変えるということは至難であった」(奥地 1983, p.100) と振り返っている。

奥地の母親教師としての葛藤は非常に大きかったが(田中 2018b)、以下のエピソードは最も象徴的である。奥地の原動力とも言える重要なものであるため、長く引用する。

たいていの学校に日曜参観というのがあります。私がまだ教師だった数年前、私の勤務校でも、ある指導主事がその日曜参観に講師として来られ、授業のあと、参観の全父母と教師が体育館でその人の話を聞くということがありました。私の長男は、すでに登校拒否中でした。指導主事の話のなかで、自立心を育てないとどんな子になるかという例として、こんな話が紹介されました。

ある男の子は小学校五年までごく普通に登校していたが、六年生で登校拒否に入ってしまった。先生が何度迎えにいっても会いもしない。電話にも出られない。親しか受話器をとらない。それだけではありません。寝るときお母さんのパジャマのすそをにぎって離さないのです。お母さんもいいなりになっているのです。一、二時間ベッドのそばに母親がついてやって、パジャマをにぎっていないと一人で眠れないのです。みなさん、六年生で、もうぼつぼつ毛もはえてこようというのにですよ。

そんな話を、さもおかしそうに動作をまじえて紹介すると、会場の親や教師たちはどっと笑いました。……私は、そのとき、体中がカーッと熱くなるのが自分でもわかりました。なんてことを！ みんなが登校拒否について知らないのをいいことに、なんてことをいうの！

と怒りがたぎりました。私には、そのお母さんのつらさがありありとわかりました。だれがすきこのんで、六年生の子どもにパジャマのはしっこをにぎらせるのでしょうか。……私は、このつらさ、悔しさを終生忘れまい、つらくて困っている弱い立場の人をもの笑いにして、いい気になっているそんな人間には決してなるまい、と固く思うことでその場の屈辱感に耐えました。(奥地 1989, pp.208-209)

小学校教師として指導主事の話を書く奥地は、学校に行かない子どもの母親でもあった。小学校に勤務しながら、学校に行かない長男とともに生活し、国府台病院で渡辺や母親たちと語り合う。そのような母親教師としての葛藤を抱える日々のなかで、奥地は学校に行かない子どもに関する認識を変容させていったのである。

おわりに

本章では、渡辺、奥地、希望会に参加した母親たちを中心に、学校に行かない子どもに関する新たな認識の生成について述べた。

渡辺は当初は、子どもが学校に行かない原因は本人や保護者にあると考えていたが、次第に国府台病院での臨床経験を通して、「子どもの個別性」(渡辺 1976)を重視する新たな認識を生成していった。子どもを家庭から切り離して治療するのではなく、子どもが家庭や社会で生きるにあたっての困難を軽減するために、学校に行かないことへの保護者の理解を深めることを重視するようになった。渡辺の主導により1971年から始められた保護者の集団面接は、1973年からは希望会として活動するようになった。

奥地は、小学生の長男を連れていくつもの病院を回り、各医師からさまざまな疾患名を告げられ、子育てが不適切であったと指摘された。長男には服薬の指示が出された。5年生になった長男は拒食症となってしまうが、渡辺と学校について語り合ったことにより快方に向かった。このような医療経験が、後に「登校拒否は病気じゃない」と奥地が主張する重要なモチーフとなった。

奥地を含め、学校に行かない子どもを受容することには大きな葛藤を伴ったが、母親たちは互いに語り合うなかで、学校に行かない子どもに関する認識を変容させていった。国府台病院において、学校に行かない子どもに関する新たな認識が生成されていったのである。

5 章 学校に行かない子どもの治療をめぐる論争

— 稲村博と奥地圭子を中心に —

はじめに

本章では、まず奥地圭子による東京シューレ開設（1985年）について述べる。次いで、学校に行かない子どもの治療をめぐる論争を検討する。学校に行かない子どもには治療が必要であるという稲村の見解が1988年に『朝日新聞』によって大きく報道されると、奥地たちは抗議活動を展開した¹。これらの論争の経緯を確認し、稲村、奥地それぞれの主張を検討する。

1 東京シューレの開設

(1) 開設以前の経緯

前章で述べたように希望会の10周年記念として刊行された『登校拒否・学校に行かないで生きる』（渡辺編1983）は、大きな反響を呼んだ。「離婚や自殺を思いとどまった」という電話や手紙が多数あり、希望会への入会希望が相次いだが、同会には国府台病院の関係者以外は参加できなかったため、奥地たちは「登校拒否を考える会」を1984年に院外で発足させることになった（奥地1987）。奥地は「登校拒否を考える会」は、その後、各地に生まれ、また私たちとはつながりのないところではじまった親・市民の会が、あとでつながり、全国からくる問いあわせに

¹ 多くの先行研究（朝倉1995、樋田1997、佐川2009、樋田2010など）が、この『朝日新聞』記事（1988年9月16日夕刊1面）をめぐる論争を、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程における重大な出来事と位置づけている。しかしながら、論争の詳細は十分には検討されていない。

紹介もできるようになりました」(奥地 1991, p.296) と述べている。

「登校拒否を考える会」の発足時は、夜間中学教員であった松崎運之助²も中心的な役割を果たしていた。『朝日新聞』(1984年2月14日朝刊22面)によれば、1982年に松崎と夜間中学卒業生たちが、松崎たちの居住地である千葉県市川市で夜間中学設立に取り組み、それを契機として1983年夏から同市内で「登校拒否」をテーマに連続講座を開催し、1984年2月5日には渡辺位や尾形憲(当時、法政大学教授)を迎え、「登校拒否を考える会」の発会式として「登校拒否を考える集い」を開催した³。

(2) 奥地圭子と学校

1985年に小学校を退職するまでの奥地は、教師として熱心に学校教育に取り組んでいた(田中 2018b)。しかし、親の会への参加を通じて奥地は、「学校をよくするスピードより子どもが追いつめられる方が速い」と感じ、小学校退職を決意した(奥地 2015, p.166)。「自由の森小学校」⁴を千葉につくらないかという話もあったが、「いい学校をつくる」ことではなく、学校以外に子どもの育つ場をつくることを重視して断っている(奥地 2015, p.167)。

² 当時の勤務先は江戸川区立小松川第二中学校夜間部である。同校夜間部には、昼間の中学校に通っていない子どもがいた。5名の卒業生による共著(鈴木ほか 1984)が出版されており、松崎も寄稿している。

松崎の著書は、映画「学校」(監督：山田洋次)の原作である『青春：夜間中学界限』(松崎 1985)のほか、『夜間中学校の歴史』(松崎 1976)、『路地のあかり』(松崎 2014)などがある。

³ 奥地(1987, p.34)によれば、「登校拒否を考える集い」では八杉晴実も登壇した。奥地は、この集いを「登校拒否を家族病理や母原病とみるのではなく、今日の病んでいる学校状況からとらえ、学校にこだわらないところで受けとめていこうとする立場でののはじめての大きな集会だった」(奥地 1987, p.34)と評価している。

⁴ 「自由の森学園」の小学校を指している。「自由の森学園」は1985年に中学校と高校を埼玉県飯能市に開学した。

奥地はしばしば、学校現場での改革を放棄している、学校を否定しているという批判に直面することになった。この点については以下のように述べている。

学校外の居場所をつくったり、オルタナティブ・スクールをつくったりすることと、公教育学校を変えることは矛盾しません。学校に背をむけはじめている子がふえてはいますが、ほとんどの子は学校へ行っているいま、なんとか、学校が楽しい場になるように変えていく必要はあります。……しかしながら、よい学校をつくったから、そこからはみ出す子が出たらその子がおかしい、という発想では困るのです。「変革すべき論」のなかに、そういう狭さがある場合が多いようです。沈みかけている船を修理して旅をつづける方向もあれば、新しい船をつくって、航海をつづける方向もあると思います。いま、複眼が必要です。……いろんな場があったほうがいい。こういう考え方から、私たちは、学校を否定していません。(奥地 1991, pp.300-301)

学校の変革だけではなく、学校外の場づくりも必要であるという「複眼」の視点が示されている。

(3)「OKハウス」から「東京シュレー」へ

奥地は1985年3月、23年間の小学校教員生活を終えた。退職すると新たな場をつくる前に、のどのポリープの手術を受けた。当時について以下のように述べている。

手術のため、一ヵ月、声を出してはいけない生活のなかで、これか

らはじめる世界にワクワクしつつ、いろいろな準備にとりかかりました。

どんな場をつくれればいいのか、そこで何をすればいいのか、と、私はしきりに案を練りました。……私のまわりの友人・知人・仲間たちも、意見はさまざまでした。まったく自由にするやり方から、学校の補完として、塾のように授業だけやる方法までいろいろでした。そんななかで私は、朝から毎日開いている子どもたちの学びと交流の場で、登校拒否の子たちを心の病気や情緒障害児としてそれをなおすために預かるのではなく、学校とは相対的に、自立して運営してみたいと思うようになりました。(奥地 1991, p.18)

退院した奥地は、物件探しをした。藤田悟⁵が東京都北区の東十条で運営していた塾を閉じることになり、1985年に奥地がこの教室を引き継ぐことになった。奥地圭子のイニシャルと「OK」という言葉の意味も含めて「OKハウス」と命名した。奥地は「お泊り会」などの試行錯誤を重ね、「学習や体験のいろいろなプログラムと、子どもたちの活動のひろがっていけるような場にふみだす必要」を感じ、「東京シュール」を開設した⁶。

「シュール」という語については、「ラテン語で「余暇を豊かに善用するところ」という意味ときき、原点にかえろうという私の思いとつながりました。のちに、ギリシャ語をやっている人から「精神を自由につか

⁵ 元茨城キリスト教大学教授。専門は比較教育学。ミニコミ誌『子どもとゆく』(1985～2007年)を発行したほか、フリースクール研究会に關与していた(藤田 1985)。

⁶ 奥地(1991, p.23)参照。「OKハウス」と「東京シュール」の関係性は明確には述べられていないが、新たな模索のためのフリースペースとして「OKハウス」が開設され、そこから具体的な実践として「東京シュール」が立ち上がったと理解できるであろう。

う意」とも教えられました」(奥地 1991, p.23) と述べている。

開設 2 日前の 1985 年 6 月 22 日には八杉晴実や松崎運之助たち有志が「東京シューレ発足を祝う会」を開催し、渡辺位がメッセージを寄せている (奥地 1991, pp.35-39)。

運営形態については以下のように述べられている。

運動としてこういう場づくりにふみ出した私には、「登校拒否を考える会」でやっていくほうが、金、人材、意識の面でやりやすいと思われました。しかし、誰が責任をとるのかということ、意見は必ずわかれてくるだろう、そのときどうするのかということ、さらにシューレの運営をめぐる対立が「考える会」の分裂すら招くであろうことなどを考え、私個人でやるというかたちをとることにしました。(奥地 1991, pp.27-28)

このように東京シューレは、奥地を責任者とする任意団体として設立された⁷。「登校拒否を考える会」の事務局は、当初は奥地の自宅であったが、東京シューレ開設後は東京シューレに「登校拒否を考える会」の事務局が置かれた (奥地 1991, p.295)。後に奥地 (1991) は、「東京シューレの発足は、たんに四、五十人の子が通ってきて、元気になればよいというのではなく、登校拒否の親を中心とする新しい草の根運動を支え、発展させ、それを通して学校を相対化し、学歴社会の価値観を変えてい

⁷ 1999 年に「NPO 法人東京シューレ」として法人化された (東京シューレ編 2000)。東京シューレの内部の様子については、奥地の著書 (奥地 1991, 2005a など)、朝倉によるエスノグラフィー (朝倉 1995)、『東京シューレ 30 周年記念誌』(東京シューレ編 2015)などを参照。学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程を考察する本研究では、東京シューレの社会的役割に着目するため、東京シューレ内での実践については紙幅の都合もあり割愛する。

く仕事のセンター的役割を担うことになった」(p.295)と評価し、当時の「日本の状況では、親の会と居場所づくりは相互に連携しあって進められることがもっとも有効に実を結ぶ方向でした」(p.295)と述べている⁸。

2 学校に行かない子どもの治療への異議申し立て

(1) 稲村博の見解についての新聞報道

東京シューレは1985年に開設され、多くの子どもたちが賑やかに集う場となったが、学校に行かない子どもには治療が必要であるという稲村博(精神科医)の見解を報じた1988年の『朝日新聞』の一面トップ記事は、東京シューレのみならず、社会に大きな影響を与えることになった。以下は当該記事(「30代まで尾引く登校拒否症：早期完治しないと無気力症に」)の冒頭部分である。

登校拒否はきちんと治療しておかないと、二十代、三十代まで無気力症として尾を引く心配の強いことが、約五千人の治療にあたってきた稲村博・筑波大助教授(社会病理学)らの研究グループでの約五年間にわたる相談・治療の結果、わかった。同助教授らは、こうしたケースは急増しているといい、その背景には、学校をやめるか、カウンセリングさえ受けさせれば治る、という安易な考えを学校や親が持つ

⁸ 「登校拒否を考える会」の運営については、以下のように述べられている。「会費を払っている会員が、約千名。毎月の通信づくりとその発送、毎月百人前後集まる例会の実施、講師交渉や会場とり等の準備、おびただしい相談、問い合わせ、郵便物の処理、教育委員会や学校その他とのトラブルの対処、家出を覚悟でかけこんでくる子どもや、なんの連絡もなく突然やってくる、つまり相手の都合を考える心のゆとりがないほど追いつめられて、疲れている親とのつきあい。事務局体制と日常の対応ができてこそ、現実の必要に応じることができたのでした。特に、経済的に、会が事務局を構えることなどできない段階では、シューレの場が、その役目を果たしたのです」(奥地 1991, p.296)。

ている点にあると指摘。(『朝日新聞』1988年9月16日夕刊1面)

同記事では、精神科医の小此木啓吾⁹が、「稲村先生ら精神科医らだけでなく、心理、教育学者らが、思春期の精神的な問題に取り組み、登校拒否について豊富な症例で研究を大きく進展させたといえ、文部、厚生、労働行政全般に今後大きな影響を与えるだろう」とコメントしている¹⁰。

この記事が学校に行かない子どもや保護者に与えた影響は甚大であった。心理カウンセラーの内田良子は、この記事を契機に学校に行かない子どもの保護者が親族や近隣住民から治療を促されることが多々あったことを指摘し(内田1989)、以下のように述べている。

他方で、この記事にすばやく反応したのは学校の先生がたでした。新聞を持参したり……電話で「やはり、学校を休むのを安易に認めるのはまちがいだ。……このままほうっておくなら、進級や卒業も保障できない」といった内容の圧力をかけてきている場合もあります。ある高校生の家庭では、クラス担任が電話で、精神科などの専門医療機関を受診することを強く勧め、不安を抱いた両親が「病院には行きたくない」と抵抗する子どもを強引に説きふせて、病院への予約をしたところ、予約日をまえにしてみずからの命を断ってしまった、という悲しい連絡も伝わってきました。(内田1989, p.5)

⁹ 当時、慶応大学医学部助教授。1988～1991年に日本精神分析学会の会長を務めた。著書に『モラトリアム人間の時代』(小此木1978)など。

¹⁰ 稲村研究室に大学院生として在籍していた精神科医の斉藤環は、当時を以下のように振り返っている。「この記事が出た経緯は大変おそまつなものでした。もちろん裏づけとなる調査や研究があったわけではありません。タネをあかせば、この記事は、記者の取材に対して稲村氏が臨床家の実感にもとづいて話した啓蒙的な談話がもとになっています。……他に大きなニュースがなかったせいもあるのでしょうか、何か医学上の新発見であるかのような扱いで掲載されてしまったのです。それは、マスコミと精神医学という組み合わせにおける、最悪のアクシデントの一つとして、長く記憶されるべき出来事でした」(斉藤2003, pp.11-12)。

(2) 奥地圭子たちによる異議申し立て

この記事の影響の大きさを鑑みて、「登校拒否を考える会」は『朝日新聞』へ申し入れを行った。反論の掲載を求めたが、山下英三郎（当時「埼玉県所沢市嘱託スクールソーシャルワーカー」）の「登校拒否は治療の対象か：病理としてのとらえ方には異議」（1988年10月24日朝刊5面）という見解がすでに掲載されていたため断られている（登校拒否を考える緊急集会実行委員会編1989, p.7）。1988年11月12日には17団体の共催により「登校拒否を考える緊急集会」を開催した¹¹。この緊急集会は、「単に、後に続く三回の抗議集会の始まりというだけでなく、マスコミの〈登校拒否〉に関する報道姿勢を変えるという節目になる集会であった」（朝倉1995, p.72）とされている。

『朝日新聞』報道の5ヶ月後、奥地は『登校拒否は病気じゃない』（奥地1989）を出版した。冒頭は「昨年（一九八八年）九月一六日、『朝日新聞』夕刊は、登校拒否に関するたいへん困った記事をトップで載せました」（奥地1989, p.3）という文で始まることから、稲村やその治療を報道した『朝日新聞』に対する異議申し立てが強く意識されている。奥地は、「母であり、教師であり、「登校拒否を考える会」の代表であり、不登校の子のためのもう一つの「学校」の主宰者である私からみて、先にあげた『朝日新聞』の記事のように登校拒否の子どもを病気と見、治療対象にしていくことはとってもしないことです」（奥地1989,

¹¹ 主催は「登校拒否を考える緊急集会実行委員会」である。集会報告集として、『「登校拒否」とは』（登校拒否を考える緊急集会実行委員会編1989）が出版されており、同書によれば800名以上の参加があった。共催団体は以下の通りである（集会報告集での掲載順）。「登校拒否を考える会」「横浜登校拒否を考える会」「登校拒否を考える会カマクラ」「藤沢まわり道の会」「校害TelTel」「千葉休もう会」「市川学校にたよらない親の会」「くにたち登校拒否を考える会」「栃木登校拒否を考える会」「群馬登校拒否を考える会」「取手登校拒否を考える会」「伊勢登校拒否を考える会」「奈良登校拒否を考える会」「北海道登校拒否を考える会」「がっこの会」「土曜会・水曜会」「東京シューレ」。

pp.4-5) と述べている。

3 学校に行かない子どもに関する稲村の認識と治療

本節では、まず稲村の研究歴、1988年以前の新聞におけるコメントや著作を検討することによって、学校に行かない子どもに関する稲村の認識を考察する。次いで、稲村による治療の関係者の証言や、児童青年精神医学会による稲村への調査を検討し、稲村の治療および精神医学者としての言論活動を考察する。

(1) 稲村の研究歴

1963年に東京大学医学部を卒業した稲村は、学位請求論文「犯罪性精神障害者の精神医学的研究」を東京大学に提出し、1973年に博士号を取得した。稲村執筆の論文を調査すると、精神医学関係雑誌のほかに『犯罪学雑誌』（日本犯罪学会）への執筆が多く見られる。管見の限り『犯罪学雑誌』掲載論文は9件あり、いずれも1970年代に掲載されたものである。博士論文のテーマと関わる「精神病受刑者の犯罪と疾病経過」（稲村1971）などのほか、「殺人者の自殺」（稲村1973a）、「感応精神病による一家心中の1例」（稲村1973b）、「子殺しの研究」（稲村1975）など、後に稲村が単著としても取り組む自殺および家庭内殺人に関する論文が掲載されている。

管見の限りでは、稲村が著者または編者として執筆した自殺に関する著書は、『自殺学』（稲村1977）や『子どもの自殺』（稲村1978）をはじめ14冊が確認された。それらは単著10冊、編著1冊、斎藤友紀雄（牧師）との自殺予防に関する共著3冊である。稲村と斎藤はともに「い

のちの電話」の役員であり、稲村は面接相談総括責任者を務めていた¹²。

1980年代以降には『登校拒否：どうしたら立ち直れるか』（詫摩・稲村編 1980）や『家庭内暴力：日本型親子関係の病理』（稲村 1980）、『親たちの誤算：家庭内暴力・登校拒否・遊び型非行』（稲村 1981）など、学校に行かない子どもや家庭内暴力に関する著書を刊行した。

稲村の研究歴を概観すると、研究テーマは「犯罪性精神障害者」から自殺、そして子どもの問題行動へと変化していった。渡辺位が国府台病院退職後に『不登校のこころ：児童精神科医 40年を生きて』（渡辺 1992）で自らの実践を振り返っているのに対し、稲村は一橋大学在職中であった 1996年に死去したため、自らの実践をどう位置づけていたかは不明である。しかし、以上のような稲村の研究歴を考慮すると、犯罪、自殺など深刻な事例が主たる研究対象であったため、稲村はクライアントの逸脱予防に強い関心を持ち、重篤化を避けるための早期介入の必要性を感じていたと推測される。そして、このような研究歴によって形成された認識が、後述する学校に行かない子どもの閉鎖病棟での入院治療を推進する一因であったと指摘できる。

（２）学校に行かない子どもに関する認識

１）「一種の病気」

前述の 1988年の『朝日新聞』記事以前にも、稲村は同紙の取材に協力している。ここでは、欠席と家庭内暴力が続いていた高校 1年生の息子を父親が絞殺した事件を報じた記事（『朝日新聞』1981年 5月 4日朝刊 23面）における稲村のコメントを検討しておきたい¹³。

¹² 『朝日新聞』1978年 10月 21日朝刊 15面および『思春期挫折症候群』（稲村 1983）の奥付を参照。

¹³ 渡辺（1978）、稲村（1980, 1981）のほか、『教育と医学』1979年 7月号が

稲村は同記事で有識者として以下のようにコメントしている。「いまの子は、行きづまりを自力で乗り越えることができない。それが最大の要因です。ちょっとしたきっかけでつまずいて挫折感をもつと、それをしのげず、自分のわだかまりを親に向かってぶつける、というのが家庭内暴力です。結局は、育ち方の問題でしょうね。いったん暴れ出したら、早く専門家に相談することです。恥だとか、親の責任感だとか、無理をしないで、これはもう一種の病気で、親だけではどうしようもないことなのだから、思春期精神医療をしている病院やカウンセラーに相談することです」。

問題行動の原因を子どもに求めて「一種の病気」とし、精神医療の対象としなければならない、という見解は 1988 年に『朝日新聞』によって報じられた「登校拒否症」についての見解と共通する面がある。

2) 「一種の精神障害」

『登校拒否・学校に行かないで生きる』（渡辺編 1983）と同年に稲村の『思春期挫折症候群』が刊行されている。学校に行かない子どもに関する稲村の認識が示されている代表的な文献である『思春期挫折症候群』において、稲村は以下のように述べている。「思春期挫折症候群というのは、以前にはほとんどみられなかった新たなタイプの精神障害である。日頃の臨床経験をもとに著者が近年提唱しているもので、従来の精神障害にない独特の病態をもつ点が注目される。……適切な治療をすれば、比較的早く改善させることができる。だが対応を誤ればこじれて深刻と

家庭内暴力を特集するなど、1970年代末以降、家庭内暴力が注目されており、その一因は子どもが学校に行かないことであった。

稲村がコメントしている『朝日新聞』記事（1981年5月4日朝刊23面）には「家庭内暴力また悲劇」と見出しが付けられている。同紙1982年8月19日朝刊15面も、学校に行かない息子を父親が刺殺した事件を報じている。

なり、元来の能力は発揮されず、長い年月を無為にすごして健全な社会生活が営めない」（稲村 1983, p.1）。さらに稲村は、思春期挫折症候群を「現代の国民病」とし、その「表現形」は、「登校拒否群」（スチューデント・アパシー、サラリーマンの出勤拒否を含む）をはじめ、家庭内暴力、自殺、家出、非行、薬物乱用、暴走族などに及ぶとし、「それらの子たちは、一種の精神障害にかかっているのであり、その結果として問題行動を起こしているわけであるから、従来のような教育的指導だけでは立ち直れない。どうしても正しい医学的な治療が不可欠となる」（稲村 1983, p.3）としている。

このような「一種の精神障害にかかっているのであり……医学的な治療が不可欠」という認識は、前述の 1981 年および 1988 年の『朝日新聞』記事における見解と通底するものである。

（3）関係者からの批判

学校に行かない子どもが増加するなか、稲村たちの治療は注目されたが、その実態は関係者からも疑問視されるものであった。1983 年に大学院生として筑波大学の稲村研究室に入った山登敬之（精神科医）は、当時の稲村研究室には山登を含め大学院生が 4 人いただけであり、大学病院に稲村が使用できるベッドはなく、稲村たちの診察を受けた子どもたちは彼らが非常勤医師として関わっていた精神病院に入院させられたこと、その病院の看護者は青年期の精神医療のトレーニングを受けていなかったこと、入院治療は 1981 年後半から行われたにもかかわらず、稲村が『思春期挫折症候群』（1983 年 2 月刊行）において「思春期挫折症候群」はほぼ確実に改善し、予後も良好であるとしていたことを批判している（山登 2005, p.65）。入院治療は閉鎖病棟で

実施された（子どもの人権に関する委員会 1992a, p.94）。

稲村は学校に行かない子どもに関する認識と対応の医療化を図っていたが、稲村が主導する治療に非常勤医師として従事していた山登をはじめとする大学院生たちは、以下のような葛藤を抱えていた。

貧困なマンパワーと治療環境、絵に描いた餅のごとき治療論。しかし、悩みを持つ親たちは、そんな裏事情を知るよしもなく、国立大学の先生を頼って全国から殺到した。そして、子どもたちは、健康診断をするだけの診断書を書いてもらうだのという理由で病院に連れてこられ、だまし討ちのように入院させられた。

私たち若手医師は、目の前の仕事を懸命にこなしながら、いつもどこかに不安を抱えていた。こんなことをやっているとはいえずいんじゃないかと思いつつ、自分の行いをなんとか合理化しようとした。不登校の子どもには「病気」と呼ぶにふさわしい状態像があると信じ、それを診断し治療することに正当性を求めた。

だが、それが虚しい努力であることも、私たちはどこかで気づいていたはずだ。そのころ一年上の先輩が自嘲気味に漏らした言葉を、私はいまでも忘れることができない。

「ボクはここに魔法の治療があると思って来たんだけど、そんなものはなかったんですねえ……」（山登 2005, p.65）

学校に行かない子どもは「一種の病気」「一種の精神障害」と稲村は確信していたが、そのような認識は大学院生たちが無批判に受け入れられるものではなかった¹⁴。

¹⁴ 稲村が関係する病院で自身の子どもが診察を受け、入院を勧められた母親

稲村たちの治療は、その実態が 1985 年に TBS テレビによって報道されたことにより社会問題化し、入院治療は中止された¹⁵。

(4) 学会による調査と稲村の反論

1985 年から稲村たちの入院治療が社会問題化していたにもかかわらず、先述の 1988 年の『朝日新聞』記事がさらなる混乱を招いたことを受けて、渡辺位たち 5 人の精神科医は 1989 年 6 月、稲村の治療に対する見解を求める要望書を日本児童青年精神医学会に提出した¹⁶。要望書は同学会の「子どもの人権に関する委員会」（以下「委員会」と略記）に付託された。委員会は稲村や治療に関わった医師たちと会談し、治療の実態を聴取した。

調査報告として学会誌に掲載された「登校拒否と人権：稲村博会員の「登校拒否症」治療に関する調査および見解」（子どもの人権に関する

は、以下のように会話したと述べている。「登校拒否についてはべつの考え方をお持ちの先生がたもいる、稲村氏の方法はどのような考え方にのっとっているのか理解できない、説明してほしい、と申し述べました。そのとき、スタッフの M 先生は「そうですね」と同意されたのです。私の「稲村氏のやり方には理論がない」ということばにです。……そして、「私もときには、子どもの人権を無視してまでこんなことしていいのか、と思うこともあるのですが……」と、はっきり口になさったのです」（富士 1989, p.22）。

¹⁵ 心理カウンセラーの内田良子は、「1985 年 9 月、TBS 報道特集「格子のなかの悲鳴」という番組で、……ひととき目をひいたのが、……子どもを外部から遮断し、心理的安静・行動規制・向精神薬療法などによる「短期入院治療」をすれば、ほぼ 3 か月程度で劇的な改善ができ、登校拒否がなおるといって、浦和にある民間の精神病院に開設した思春期病棟に多くの登校拒否の子どもたちを収容し、閉鎖病棟で治療していた稲村博氏の医療を受けた子どもたちと親たちの証言でした」（内田 1989, p.8）と述べている。稲村たちの治療を受けた少女は、精神病院への入院に抵抗すると意識のなくなる注射を打たれ、病院から逃げると手足を縛って連れ戻されたと証言した（内田 1989, p.9）。内田は、「私たちの心理室にも、このような入院治療を稲村氏とその門下の医者たちからを受けた子どもたちとその家族が、精神病院の退院後に訪ねてきました。……入院生活の細部を具体的に聞いたかぎり、子どもの人権を保護する感覚がないぶん、大人の閉鎖病棟の精神科医療よりもさらに劣悪な内容といえます」（内田 1989, p.9）と述べている。調査報道を担当した堂本暁子（当時、TBS ディレクター）の雑誌記事（堂本 1986, 1987）も参照。

¹⁶ 提出者は、いずれも日本児童青年精神医学会の会員である磯村大、小澤勲、北林和夫、渡辺位、石上互である（要望書での記載順）。子どもの人権に関する委員会（1992a, p.78）を参照。

る委員会 1992a) は、学校に行かない子どもの閉鎖病棟への収容について「インフォームド・コンセントへの配慮がなく、人権上きわめて問題の多いものであった」(p.94)、「欠席日数や遷延化を入院の基準としていること、通信・面会を2週間一律に禁止し、脱院した場合はガードマン会社に依頼して連れ戻していることなど、子どもの人権を無視したものであり、容認し得ない」(p.99)と批判した。「登校拒否症」等の用語の使用は「一元的に医学概念化あるいは精神医学化していくという問題点を含む」(子どもの人権に関する委員会 1992a, p.99)と指摘された。

この報告への稲村の反論が、委員会の報告とともに学会誌(『児童青年精神医学とその近接領域』33巻1号)に掲載されている。稲村は、「X病院での入院治療は、不登校については、神経症圏・精神病圏のものであり、そのうち特に暴力・自殺念慮などのため入院に踏み切らざるを得ない事例に行われたものです。……その後、外来と他の諸活動を組み合わせる、より好ましい包括的対応が可能となったため、神経症圏はもとより、精神病圏の不登校でも極力入院治療を避ける方法に切りかえているわけです」(稲村 1992, p.102)と反論している。これに対し委員会は同学会誌33巻3号で「稲村会員は「入院治療を避ける方法に切り替えている」と述べている。しかし、報告書で指摘したように、稲村会員はX精神病院での治療が行われなくなった後の著作でも「青少年専門の病院の必要性」を述べ、「電話も面会も原則として行わない」と主張しているのであるから、これは明らかな矛盾である。さらに、稲村会員はX精神病院では「子どもの自主性や心情、人権などを極力重んじていた」と述べている。しかし、入院基準については著作と会談における発言との間に明らかな矛盾があり、しかもそれは

二転三転している。また、入院基準ばかりでなく、入院形式と方法、処遇のいずれをとってみても問題が大きかったことは報告書において指摘したとおりである」(子どもの人権に関する委員会 1992b, pp.255-256) と再批判している¹⁷。

また、「登校拒否症」という用語の使用について稲村は、「小児科・内科系では神経症的タイプの不登校について以前から広く使われているほか、精神科領域でも多くの方々が論文などに用いられております。もとより、私の造語などではありません」(稲村 1992, p.102) と反論しているが、委員会は「「登校拒否症」が稲村会員の造語であるという主張は一度もしていない。(造語であると考えられるのは偽妄想、垂妄想、自我不全症候群である。)委員会は「登校拒否症という用語を登校拒否という用語に統一すべきだと主張しているのではない。程度の強い、こじれたという現象を、登校拒否症という病名を用いることで一元的に医学概念化あるいは精神医学化していくことを問題にしている」のである」(子どもの人権に関する委員会 1992b, p.255) と委員会報告を引用しながら再批判している¹⁸。

(5) 小括

子どもの人権に関する委員会が報告しているように、稲村の入院治療

¹⁷ 子どもの人権に関する委員会 (1992a) は、非常勤医師から聴取した閉鎖病棟における治療の実態について、以下のように報告している。稲村は 1981 年の秋か暮れ頃から学校に行かない子どもを入院させ始めた。無理やり入院させることもあったが、非常勤医師は稲村から入院や保護室使用の基準を知らされていなかった。入院基準については院長も知らなかった。非常勤医師は閉鎖病棟に収容されている子どもたちからの訴えを受けて稲村に相談したが、「あまり患者の話の話を聞かないようにとの答えであった。結果として日常的に接触する看護者との関係に矛盾が集中した」(p.86)。1984 年には同病棟で 2 度の暴動があった。

¹⁸ その他に稲村 (1992) は、治療に対する「査定」は「臨床・研究の振興意欲をそぐ」等の反論をしている。

には重大な人権侵害があった。仮に学校からのドロップアウトが今日よりもキャリア形成において大きな意味を持ち、稲村が善意から介入していたとしても、当事者の同意を得ない閉鎖病棟への収容を擁護することはできない。

「登校拒否症」という用語については、一般的用語ではなかったが、稲村が「小児科・内科系」などで使用されていたと主張していたように、一部の文献(杉村ほか 1977, 蔡ほか 1981 など)では使用が確認できる。しかし、委員会が「登校拒否症」という用語の使用による一元的な精神医学化を批判するように、「登校拒否症」という呼称のマスメディアによる流布が、学校に行かない子どもに関する認識と対応の一元的な医療化を招きかねない点に留意が必要であっただろう¹⁹。前述のように 1988 年の『朝日新聞』記事以前にも稲村は、1981 年の記事では「一種の病気」、1983 年の『思春期挫折症候群：現代の国民病』では「一種の精神障害にかかっているのであり……医学的な治療が不可欠」と主張した。このような学校に行かない子どもに関する認識と対応の一元的な医療化を促進する言論活動は、当事者たちに重大な不利益と混乱を生じさせるものであった。精神医学者としての自らの社会的影響力に対する自覚が、稲村には乏しかったと言わざるを得ない。

¹⁹ 『朝日新聞』の記事「30代まで尾引く登校拒否症：早期完治しないと無気力症に」（1988年9月16日夕刊1面）は稲村の考えを正確に報道しているのかという委員会の質問に対し、稲村は「内容は細かな点は別にして本質において間違っていない」と回答している（子どもの人権に関する委員会 1992a, p.85）。稲村は「表現や見出しはもっとマイルドにできるのではないかと思います、マスコミでは他にもよくあることです」とも回答しているが（子どもの人権に関する委員会 1992a, p.85）、「マスコミでは他にもよくある」のであれば慎重な対応が求められたであろう。

また、その後の「ひきこもり」の問題化は、「30代まで尾引く登校拒否症」という稲村の予言が的中したようにも思われるが、学校に行かない子どもを治療の対象と眼差すことで、子どもたちの休息や自由な生を奪ってきた結果と考えることもできるだろう。

4 奥地の主張とそれへの懸念

学校に行かない子どもには治療が必要であるという稲村の見解を報道した『朝日新聞』記事は、学校に行かない子どもに関する認識と対応をめぐる論争の契機となり、「登校拒否は病気じゃない」という奥地の主張は一定の支持を得た。しかし、その主張に対しては、当時においても懸念が表明されていた。本節では、奥地が提示した「明るい登校拒否」に着目しながら、奥地の主張を検討する。

(1) 「明るい登校拒否」

前述のように、奥地は稲村や『朝日新聞』に異議を申し立て、「登校拒否は病気ではない。子どもらの、人間として当然の表現である」(奥地 1989, p.9) と主張した。つまり、第3章で述べたように、1980年代の学校がさまざまな課題を抱えていた状況において、子どもが学校に行かないということは、本人や保護者に問題があるのではない、という主張であった。加えて、奥地が提示したのは「明るい登校拒否」であった。

奥地は『登校拒否は病気じゃない』において、前述の1988年の『朝日新聞』記事に抗議した「登校拒否を考える緊急集会」に言及し、以下のように述べている。「三百名予定の会場に八百名の参加があり、しかもその発言内容は、堂々と、かつ魅力的なものがあいつぎ、……ずいぶん変わってきたな、ということを実感させました。そのことは、子ども自身へのプレッシャーも軽くなっている部分があるということで、明るい登校拒否、安定した登校拒否を現出してもいるわけです」(奥地 1989, p.213)。

「明るい登校拒否」は、問題は子どもの側ではなく学校の側にある、

という奥地たちの主張の正当性を証明する存在でもあった。一部の子どもたちはマスメディアで「明るい登校拒否」を語った。また、次章で述べるように、東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」も実施され、積極的に社会に向けて発言した。これらの活動は、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程において、きわめて重要なものであった。しかし、貴戸（2004）が指摘するように、「明るい登校拒否」は、学校に行かない子どもの否定的側面についての語りを図らずも抑制することになった。

（2）「明るい登校拒否」への懸念の表明

1）教育雑誌『ひと』における母親の投稿

「明るい登校拒否」は貴戸（2004）によって批判されたが、1980年代末にも同様の懸念がなかったわけではない。「登校拒否の新しい局面」を特集した『ひと』1989年3月号には、稲村への批判が多く掲載されているが、学校に行かない子どもの母親の投稿のなかには、以下のように異なる視点が見られる。「最近、登校拒否は病気ではない、という認識がマスコミによって伝えられるのは、私たちにとってひじょうによるこばしいことです。しかし、マスコミにのって登場してくるのはほとんどが登校拒否後、または最中であっても、元気な姿ばかりです。元気でない部分をもってはいても、マスコミにはのらないことが多いのです」（大山1989, p.34）。「明るい登校拒否」が注目されることで、学校に行かない子どもの困難が不可視化される傾向が指摘されている²⁰。

²⁰ また、同投稿は以下のように指摘している。拒食症や家庭内暴力などは「登校拒否の二次症状だということで紹介されたり、専門家が理論的な文章であれこれと書いたりしています。……これは、自分の子どものことであれば、親が理解しなければならないものです。親が理解してこそ子どもは安定すると思うのです。どうして暴力をふるわないではいられないのか。どうして幼児にもど

そして、同投稿は、つぎのように述べている。「これからも登校拒否はふえるでしょう。そして、いままでよりも、自分からあえて学校へ行かないことを選ぶ、元気な不登校もふえるでしょう。そのかげで、やはり苦しむ登校拒否も多いと思います。そのような苦しむ子どもにマスコミのカメラの目が向けられることはないでしょうが、マスコミのためによりつらい思いをさせられるようなことがあってはいけないと思うのです」(大山 1989, p.35)。

2) 「登校拒否を考える緊急集会」における石川憲彦の講演

石川憲彦(精神科医)は1988年の「登校拒否を考える緊急集会」で講演し、稲村の治療を批判する一方で、自身が関わった学校に行かない子どもについて以下のように述べている(石川 1989, pp.75-76)。その子どもは、「僕は、精神障害者じゃないかといわれて、どんどん友だちがいなくなっていくんだ」と言った。かわいそうに思った石川が「君は、精神障害なんかじゃないよ」と言うと、子どもは「あんたみたいな専門家や大人が、そんなふうな言い方をするから、僕はますます孤立するんだよ……もしも、僕が精神障害でないから登校拒否をしていても正当化されて、精神障害が理由で登校拒否をしているのだとしたら、僕はどこへいっても申し開きができないの。頭を下げて、ずっと牢屋につながれるの。精神病院の檻につながれなきゃいけないの」(石川 1989, p.76)。

この子どもの発言は以下のように解釈できる。学校に行かない子ども

ってしまうのか。どうして外にも出ないでとじこもってしまうのか。本を読み、人の話を聞いて、頭だけで理解するのではなく、親が自分の体のなかで感情として経験してみなければ、子どものつらさ、苦しみはわかりえないのではないのでしょうか。マスコミ、とくにテレビには、これらの視点がまったく抜け落ちていて、うわべのきれいなところだけを映しだしているように思えます」(大山 1989, p.34)。

は「精神障害」であると言われる一方、「精神障害」ではないから安心するように、と言われる。しかし、もし本当に自分が「精神障害」であったならば、自分は「普通」ではない存在として収容されなければならない。

前述の子どもの言葉は以下のように続く。「君は精神障害じゃない。だから堂々と胸をはれという、そんな言い方をする大人が恐くて、僕はとても外に出られないよ」(石川 1989, p.76)。

自らを「病気」と思っていないにもかかわらず、学校に行かないことで逸脱視されている子どもに向かって、「君は病気ではない」と言うことは、エンパワーメントになり得る。しかし、それは「病気」や「精神障害」を持つ子ども及び自らを「病気」あるいは「精神障害」であるかもしれないと危惧している子どもを「普通」ではないとして排除することにもなりかねないのである²¹。

(3) 小括

前述の『ひと』における「明るい登校拒否」への懸念の表明は、主にマスメディアに向けてのものであり、奥地に向けてのものではない。しかし、マスメディアで学校に行かない子どもについて積極的に語ってきた奥地に無関係であったわけではない。

このような危惧を意識していたのであろうか。「明るい登校拒否」に対する懸念について、奥地は『登校拒否は病気じゃない』で、つぎのよう

²¹ 石川は講演において以下のようにも語っている。「登校拒否だけが薬を使わない例外として、まるで正義の使者のように、この文化の社会に反抗する正義の使者のように語られていくとしたら、恐いなあと思います。むしろ、そんなことが、子どもたちはいやだったんじゃないのかな。つまり、管理的で排除する学校だけがいやだったんじゃなくて、「おまえはあんなに管理的な学校なんか、行かなくていいよ」と声をかける側の持っている、ある種の理想像にも反発したんじゃないか、と思います」(石川 1989, p.77)。

に述べている。

明るい登校拒否でいいというと、人間たえず明るくしていなくてはいけないのかとか、明るくない登校拒否でなかった自分が否定されている気がするとか、学校でも明るい元気な子が奨励され、登校拒否しても、なお明るく元気な子を期待されるのは心外だと思われる読者の方もいらっしゃるでしょう。

人間、ありのままの自分でいられるのがいちばんいいと思います。落ちこむとき、悩むとき、暗いとき、元気の出ないときがあるのが当然で、常に明るく元気な、期待される人間像を求めること自体、反自然なのです。「明るい登校拒否」といった場合、反自然を求めているのではなく、その人の、もっとも自然な状態を求めているのだ、と私は理解しています。(奥地 1989, p.214)

この「明るい登校拒否」についての奥地の説明は重要である。「明るい登校拒否」は学校に行かない子どもの否定的側面についての語りを抑制したと批判されたが、上記の記述からは奥地にはそのような意図はなかったと推測される。しかし、マスメディアによって流布された「明るい登校拒否」には、『ひと』に投稿した母親が危惧し、貴戸が批判したように、学校に行かない子どもの困難を不可視化する傾向があったとも言える。

一方で、石川が 1988 年の講演において懸念を示した点については、十分な配慮が奥地にあったとは思われない。「登校拒否は病気じゃない」と言うとき、「病気」や「精神障害」を持つ子ども及び自らを「病気」あるいは「精神障害」であるかもしれないと危惧している子どもは顧みら

れていないのである。「登校拒否は病気じゃない」という主張をより正確に言うならば、「子どもが学校に行かない原因は本人（のみ）にあるわけではなく、学校に行かないことだけで病気と見做すべきではない」ということになるかもしれないが、このような慎重な表現は社会に向けての十分な訴求力を持たなかったであろう。

奥地が「登校拒否は病気じゃない」と明言した背景には、奥地の個人的経験があると考えられる。自身の長男の拒食症は母子ともにつらい経験であったが、渡辺位との出会いによって長男が快方に向かったことは、奥地の重要なモチーフとなった。個人的経験が必ずしもすべての子どもに共通するわけではないが、奥地が「登校拒否は病気じゃない」と言うとき、長男の拒食症が念頭にあったことは、奥地が著書等において、しばしば長男の拒食症に言及していることから伺われる。

また、「登校拒否は病気じゃない」と明言された社会的文脈も確認しておく必要がある。学校に行かない子どもは入院治療の対象であり、閉鎖病棟への収容という重大な人権侵害が問題となっていた。学校に行かない子どもの逸脱視は強く、ある親の会では母親の10人中8～9人は自殺を考えていた（登校拒否を考える緊急集会実行委員会編 1989, p.51）。

「登校拒否は病気じゃない」という主張は、「病気」や「精神障害」を持つ子ども及び自らを「病気」あるいは「精神障害」であるかもしれないと危惧している子どもに対する配慮を欠く面があったが、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容を意図したものであり、一定の役割を果たしたと指摘できる。

おわりに

『登校拒否・学校に行かないで生きる』（渡辺編 1983）は大きな反響を呼び、国府台病院の関係者以外も参加できる場として奥地たちは「登校拒否を考える会」を 1984 年に発足させた。同会を母体として奥地は 1985 年に東京シューレを開設した。東京シューレは、子どもたちの居場所となるとともに、奥地たちの活動の拠点となった。学校に行かない子どもには治療が必要であるとする稲村の見解が 1988 年に『朝日新聞』で報道されると、奥地たちは抗議活動を展開した。

稲村の研究歴を概観すると、犯罪、自殺など深刻な事例が主たる研究対象であったため、稲村はクライアントの逸脱予防に強い関心を持ち、重篤化を避けるための早期介入の必要性を感じていたと推測され、このような研究歴が学校に行かない子どもに関する稲村の認識に影響したと指摘できる。1980 年代以降は、学校に行かない子どもや家庭内暴力を研究テーマとし、彼らは「一種の病気」「一種の精神障害」と稲村は考えたが、そのような認識は彼とともに治療にあたる大学院生たちにとって無批判に受け入れられるものではなかった。1989 年に渡辺位たち 5 人の精神科医が稲村の治療に対する見解を求める要望書を日本児童青年精神医学会に提出した。要望書は学会の「子どもの人権に関する委員会」に付託され、調査が実施された。同委員会が報告しているように、稲村の閉鎖病棟における入院治療には重大な人権侵害があり、学校に行かない子どもに関する認識と対応の一元的な医療化を促進する言論活動は、当事者たちに重大な不利益と混乱を生じさせるものであった。

奥地は 1989 年に『登校拒否は病気じゃない』を刊行し、同書において「明るい登校拒否」を提示した。「明るい登校拒否」は後に貴戸（2004）

によって、学校に行かない子どもの否定的側面についての語りを抑制したと批判されるが、1980年代末にも懸念は表明されていた。奥地にはそのような意図はなかったが、マスメディアによって流布された「明るい登校拒否」には、学校に行かない子どもの困難を不可視化する傾向があった。「登校拒否は病気じゃない」という主張は、「病気」や「精神障害」を持つ子ども及び自らを「病気」あるいは「精神障害」であるかもしれないと危惧している子どもに対する配慮を欠く面があったが、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程において一定の役割を果たした。

6章 学校に行かない子どもに関する行政の認識と対応の変容

—実態調査と有識者会議を中心に—

はじめに

1980年代を通して学校に行かない子どもは増加を続け、対策を迫られた文部省は1989年7月に学校不適応対策調査研究協力者会議を発足させ、同会議は1992年3月に「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」とする報告書を公表した。同会議が示した新たな認識は、教育行政の転換点として先行研究においても注目されてきた(土方2016, 藤井2017, 山岸2018など)。しかし、なぜ協力者会議が新たな認識を示すに至ったかについては十分に検討されていない。認識転換の社会背景としては、経済情勢、就労状況、人口動態、家族形態、ライフスタイルの変化などが考えられるが、学校に行かない子どもに関する認識に着目する本研究では、新たな認識を示す3つの実態調査の結果公表が1989年になされたことに着目する。

3つの実態調査とは、東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」(6月公表)、法務省による「不登校児人権実態調査」(8月公表)、大阪市立大学の森田洋司たちによる「生徒調査」(9月公表)である。これらは、すべて子ども自身が回答した調査であり、学校教員が回答する文部省調査とは異なる認識を提示した。学校に行かない子どもに関する新たな認識が広がりを見せるなかで、学校不適応対策調査研究協力者会議は従来からの認識を改めることになった。

上記の3つの実態調査は法務省調査以外は報道されなければ調査結果が社会に知られることはなかったため、本章では調査結果がどのように

新聞に取り上げられたかにも着目しながら検討する。そして、学校不
応対策調査研究協力者会議の報告書等を読解し、学校に行かない子ども
に関する行政の認識と対応の変容を考察する。

1 学校に行かない子どもに関する実態調査

(1) 東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」

東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」の結果は、
東京シューレ4周年の集い（1989年6月24日）で発表された¹。「登校
拒否アンケート」が企画された契機は、前年に発表された文部省調査に
よれば、学校に行かない子どもに最も多い類型は怠学であると学校教員
が判断しているという新聞報道である²。東京シューレの子どもたちは、
文部省調査は教員が回答しているため実態を反映していないと話し合
い、学校に行かない子ども自身が回答するアンケート調査を計画し、「登
校拒否を考える会」をはじめとする各地の「親の会」、フリースクール、
自主夜間中学などの協力を得て実施した。調査結果は、『朝日新聞』『毎
日新聞』によって報道され、共同通信社によっても配信された。『朝日新
聞』は以下のように伝えている。

文部省が昨秋まとめた教師の見方の調査では「怠学（ずる休み）」が最
も多かったが、子どもたちのアンケートは、登校拒否のきっかけとし

¹ 東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」については、東京
シューレの子どもたち編（1991）、奥地（1991）などを参照した。

² 『朝日新聞』（1988年12月1日朝刊1面）など。文部省初等中等教育局中
学校課（1989）によれば、文部省は学校基本調査において1966年度から「学校
ぎらい」を集計しているが、1987年度からはより詳細な調査を実施した。1987
年度の公立学校における「学校ぎらい」の態様は、小・中学生ともに「怠学す
なわちいわゆるずる休みによる拒否とみられる型」が最も多く（小学生
39.0%、中学生53.9%）、次いで「不安を中心にした情緒的な混乱によって登校
しない、神経症的な拒否の型」が多くなっている（小学生35.1%、中学生
23.8%）。

で「学校の雰囲気」「先生」「勉強（授業）」の順に学校への不満をあげ、四割が「自殺を考えた」と答えるなど、子らの悩みの深さを物語っている。

アンケートには、二十四日までに二百五人の回答があった。その結果、登校拒否のきっかけは、学年が進むにつれ「友だちとの関係」「いじめ」の比重が増すが、小学生では学校にかかわる要因が上位を占め、中学生でも「先生」が一番多い。……「学校の雰囲気」「学校のイメージ」については、小学生は「きゅうくつ」「ずる休みといわれ行きづらくなった」といった答えだが、中学生以上では「ロボット集団」「画一的人間工場」「悪い意味で軍隊」「地獄か刑務所」など、没個性的な場であることを強調した回答が多かった。（『朝日新聞』1989年6月25日30面）

学校に行かない子どもたち自身によって初めて実施された「登校拒否アンケート」は、調査対象が限られており、ランダム・サンプリングではないなどの統計としての限界はあるが、学校教員の認識とは異なる実態の提示として意義のある調査であった³。

後述するように、学校に行かない原因として子どもの「自発性の発達の遅滞」が指摘されることもあったが、学校に行かない子どもたちが前面に出て、（フリースクール・スタッフのサポートがあったことが推測されるとしても）自主的に「登校拒否アンケート」を実施し、結果を公表

³ 奥地（1991, p.247）によれば、「登校拒否アンケート」の結果を冊子として製本すると、数カ月で約1500部の注文があった。その後、『学校に行かない僕から学校に行かない君へ』（東京シュレーの子どもたち編1991）に「登校拒否アンケート」の結果と子どもたちによる分析が収録された。本書は子どもたちの文集であり、学校外で生きる子どもたちの声が公刊されたことも重要であった。

する姿を示したことも、学校に行かない子どもに関する認識の変容に影響を与えたと指摘できる。

（２）法務省による「不登校児人権実態調査」

法務省人権擁護局による不登校児人権実態調査は、1988年11月15日～同年12月31日に実施された。

法務省が「登校拒否」ではなく「不登校」という用語を用いた理由は「学校に行くことを「拒否」しているわけではなく、「行きたいのに行けない」あるいは、「行かなければならないと思っているのにいけない」という児童生徒もいることから、本調査では、「不登校児」と呼ぶことにした」（法務省人権擁護局内人権実務研究会編1989, p.2）と説明されている。行政資料で「不登校」が用いられたのは、これが初めてである。

不登校児人権実態調査は、人権擁護機関が取り扱った「いじめ」事象のうち10%近くが学校に行かない状態となっていたことなどから、「不登校児が学校に行けなくなった原因や不登校児の置かれている状況、不登校児の意識及びその人権の実態（子供の人間としての尊厳がどのように扱われているかの観点からみた実態）を明らかにし、この問題の解決をはかるための資料を得ること」を目的としている（法務省人権擁護局内人権実務研究会編1989, pp.2-3）。

不登校児人権実態調査は、「不登校児の関係施設についての調査」と「不登校児に対する調査」の2つから成り立っている⁴。「不登校児に対

⁴ 「不登校児の関係施設についての調査」は、「不登校児が通園等をしている施設について、その数とそこに通園等している不登校児数を調査した（中学生相当年齢を超える者からの回答もあったが集計から除外しなかった。）」（法務省人権擁護局内人権実務研究会編1989, p.3）。把握できた施設数は、205施設、3019人である。

「不登校児に対する調査」は、「不登校児の関係施設についての調査」によって把握できた「不登校児のうち協力が見込まれた児童生徒」（小学校高学年～中学生相当が中心）にアンケート調査を実施した（法務省人権擁護局内人権実務研究

する調査」の調査票は小児科医の平井信義（当時、大妻女子大学教授）が作成した。

1989年8月に『不登校児の実態について』（平井1989a）と『不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告』（法務省人権擁護局編1989）が、それぞれ独立した報告書として法務省人権擁護局から出された⁵。2つの報告書は合本され『不登校児の実態について：不登校児人権実態調査結果報告』（法務省人権擁護局内人権実務研究会編1989）として1989年11月に市販された。

市販本に収録された2つの報告書は、学校に行かない子どもに対する見解が異なる。平井が学校に行かない子どもの「自発性の発達の遅滞」に問題を見出しているのに対し、人権実務研究会は中立的な見解を保っている。平井が調査票の質問項目を作成し、調査結果の分析も書いているが、市販本ではこれらは「参考」とされ、人権実務研究会による記述が主たる内容となっている。市販本における平井のこのような位置づけについて、土方（2017）は両者の認識が懸隔していたためであると推測しているが、これは妥当な解釈である。

平井の設問や分析を詳細に検討すると、恣意的なものが少なからず見られる。例えば、10番目の質問「あなたの育ちについて」は、「父親の厳しさ」「母親のやかましさ」について回答を求めている⁶。当時の平井

会編1989, p.3)。回答を得られたのは96施設、509人である。

調査対象が不明確ではあるが、「不登校児が通園等をしている施設」を対象とした初の全国調査である点に意義がある。「不登校児が通園等をしている施設」は、「民間私塾」「養護施設等」などである。内訳の詳細は、法務省人権擁護局内人権実務研究会編（1989, p.4）を参照。

⁵ 『朝日新聞』（1989年9月11日朝刊2面）は、調査結果の概要を報じている。

⁶ 回答の選択肢は、「父親の厳しさ」については「非常に厳しかった／厳しいほう／ふつう／厳しくなかった／その他」、「母親のやかましさ」については「非常にやかましかった／やかましいほうだった／ふつう／あまりやかましくなかった／その他」である。

のジェンダー規範を反映しているのであろうが、ステレオタイプな家族観を前提にすることは調査として適切ではない。

回答結果の分析も恣意的である。平井は、「父親の厳しさ」は、「ふつう」47.7%、「厳しくなかった」19.5%、両者の合計が67.2%、「母親のやかましさ」は、「ふつう」41.9%、「あまりやかましくなかった」18.5%、両者の合計が60.4%であることから、「父親の「厳しさ」や母親の「やかましさ」を感じていない子どもが多く、……「慢性型」の登校拒否児が多いことが推定される」（平井1989b, p.80）と分析している⁷。

父親、母親ともに「ふつう」が最多回答であり、約半数であるにもかかわらず、子どもが「父親の「厳しさ」や母親の「やかましさ」を感じていない」として、「慢性型」の登校拒否児が多い」と推定している。この分析には、「ふつう」以上に、父親は厳しく、母親はやかましくなければならないという価値観が前提されてしまっていると指摘できる⁸。

平井と人権実務研究会の認識に差異が見られる一例として、学校に行かない子どもの「わからない」という回答に対する評価の違いがある。人権実務研究会は「不登校児の意識」について以下のように述べている。

「学校については「何とかして学校へ行きたい」と思っている者よりも「わからない」や「やめたい」者が多く、今の生活についても「しばらく

⁷ 「慢性型」について平井は以下のように述べている。「慢性型」とは幼稚園や小学校のころから登園・登校を拒否する状態が認められ、ついに登校拒否になった例であり、それは過保護や溺愛の養育態度が関係して自発性の発達遅滞がある」（平井1989b, p.63）。つまり平井の認識では、「慢性型」であるということは、「過保護や溺愛の養育態度が関係して自発性の発達遅滞がある」ということである。

⁸ そのほかにも恣意的な設問と分析が散見される。質問11「あなたの性格について」の選択肢が「おとなしいほうだった／素直なほうだった／几帳面だった／友達とけんかしないほうだった／まじめだった／その他」（複数選択可）となっているが、これも学校に行かない子どもについての平井のイメージの投影であり、バランスの取れた選択肢とは言い難い。平井は回答結果について、「おとなしいほうだった」46.0%、「素直なほうだった」13.4%、「友達とけんかしないほうだった」24.6%、以上の合計が84.0%となることから「調査の対象となった登校拒否児の自発性の発達が遅滞していることを推定することができる」（平井1989b, p.80）としている。

くこのままでいたい」や「わからない」と回答する者が多かった。「いま、本当にしたいこと」、「将来、どのような仕事につきたいか」についても「わからない」という回答が多く、これらからは、不登校児が現在の生活や将来の希望について自信を失いどうしてよいかも分からず、悩み、苦しんでいることが推察される」（法務省人権擁護局内人権実務研究会編 1989, p.43）。

一方、平井は「わからない」を選択した子どもが多いことは「自発性の発達の遅滞」によるものとして問題視し、「自発性の発達している子どもには、自己課題の発見と選択が可能であり、「わからない」という答えは生じない」（平井 1989b, p.69）としている⁹。

不登校児人権実態調査は、公的調査では唯一と思われるが、子どもの自由回答を多数掲載している点においても歴史的価値のある資料である¹⁰。回答は多様であり、「学校に行けなくなったのは、親のせいでもなく、先生や友達のせいでもなく、全部、自分がいけないと思う」「早く自分の教室にもどれるようにがんばりたいと思います」「ここのしせつはなかなかきびしい」といった記述がある一方、「もっと楽しい学校がほしい」「もうちょっと先生に生徒を見る目がほしかった」のほか「無理な期待をしないでほしい」「学校に行けなくなってもそれはそれでいいと思う。学校へ行かなくても人生終わったわけじゃないし、それをバックアップしてくれる人もいるのだから」といった記述もある。

学校に行かない子どもを病気と見ることについては、「登校拒否を病

⁹ なお法務省は「不登校」の用語を用い、平井の分析もタイトルは「不登校」を用いているが、平井は本文では一貫して「登校拒否」を用いている。「不登校」という用語を用いることで従来の「登校拒否」に関する認識との差異化を意図していると思われる法務省に対し、平井が「登校拒否」を用い続けていることは象徴的であるとも言える。

¹⁰ 法務省人権擁護局内人権実務研究会編（1989, pp.52-60）に 71 の自由回答が掲載されており、20 歳 3 名、22 歳 1 名のほかは 10 代である。本稿では 15 歳前後の男女 13 名の記述を引用した。自由回答の仮名遣いは原文のままである。

気だといわないでほしい」「精神科に入院するなら、進級させてやると校長が言った。腹が立った。病気じゃない」などの記述がある。

注目されるのは、実態調査に対する批判が原文のまま多数掲載されていることである。「こんなことされたくありません」という記述には「「こんなこと」とは、このアンケートのことであろう」という注釈が付けられている（法務省人権擁護局内人権実務研究会編 1989, p.57）。ほかにも「このような調査を考えた人は、本当の苦勞とかをしたことがないのではないかと思う。……私をばかにしている所があったような気がして、すごく、くやしい」「アンケートのないよう、もくてきがあるなら、こたえる人にわかるように、かいてもらいたい」「こういうへんなちょうさはやめてほしい」など子どもに対する眼差しを問題視する記述が見られる。

なお東京シューレに対しても不登校児人権実態調査の協力依頼があったが、調査票の「この調査は、あなたが学校に行かなければならない――と思いながらも、学校に行けないで悩んでいる原因を探り、どうしたら学校に行けるようになるかをみんなで考えるものです」という記述を子どもたちが問題視し、協力を断っている¹¹。

平井の設問や分析には恣意的な面があったが、平井の分析が市販本で「参考」とされたことは、行政においても学校に行かない子どもに関する認識が変容し始めていたことを示唆している。法務省人権擁護局が従来の「登校拒否」に関する認識との差異化を図るために「不登校」という用語を行政で初めて用い、公的調査において初めて子どもの声を聴き取ったことなど、不登校児人権実態調査は、学校に行かない子どもに関

¹¹ 奥地（1991, pp.247-249）を参照。奥地は、不登校児人権実態調査における平井の分析に言及し、以下のように述べている。「日本の一般的にいう専門とか学問とかの知の体系を、私は根底から疑っています。自立性の欠如、発達遅滞ときめつけることで、もっと自立性の発達をおくれさせるその加害性は、なぜ問われないのでしょうか」（奥地 1991, p.249）。

する認識と対応の変容過程において画期となる重要な公的調査であったと評価できる。

(3) 大阪市立大学の森田洋司たちによる「生徒調査」

森田洋司たちによる「生徒調査」は、科研費研究「児童・生徒の問題行動とプライベート化の進行に関する総合的研究」(1988-1989年度、一般研究A、研究課題番号63410003)の一環として実施された¹²。この科研費研究では3つの質問紙調査、すなわち「市民意識調査」(大阪市民)、「生徒調査」(政令指定都市11市および東京都区部の中学2年生)、「教師調査」(上記生徒の担任)が実施された¹³。

これらの調査は『「不登校」現象の社会学』(森田1991)としてまとめられているため、この単著を参照することが通例であるが、本研究では森田たちの調査が、学校不適応対策調査研究協力者会議(1989年発足)に与えた影響を重視するため、1989年に刊行された科研費研究成果報告書である『「不登校」問題に関する社会学的研究』に着目する。この報告書の「はじめに」で、森田は「私事化(privatization)」の進行を指摘し、以下のように学校に行かない子どもに関する問題意識を述べている。

¹² 研究代表者は森田洋司、研究分担者は磯部卓三、片桐雅隆、木村汎、清水新二、山縣文治、研究分担協力者は松浦善満ほか8名である。

¹³ 本研究に関わる「生徒調査」および「教師調査」の標本抽出方法は下記のように述べられている(「市民意識調査」は割愛する)。

「生徒調査」では、「生徒個人の意識や行動の分析とともに、学級集団構造の分析をも意図している。そのため、調査対象の抽出最終単位を個人ではなく、学級に設定し、「生徒調査」は抽出された学級生徒全員を対象とし、「教師調査」は抽出された学級担任を対象とした」(森田1989b, p.7)。「抽出方法は、調査対象都市の公立中学2年生の単式普通学級の学級数に比例して無作為抽出する「確率比例抽出法」によって、58地点、1地点3学級を抽出し、174学級を得た」(森田1989b, p.8)。

調査方法等は下記の通りである(森田1989b, p.8)。「生徒調査」は、1989年3月10日～同月24日に、質問紙による集団調査法で実施され、有効回収率は87.9%である。「教師調査」は、1989年3月10日～4月7日に、質問紙法で実施され、有効回収率は85.6%である。

「登校拒否」の引き金となる要因の多くが学校にある場合でも、いまだに子ども本人や家庭に問題があるからだと考える風潮も残っています。……そこで、本研究では、まず、子どもたちが今の学校教育やそこで繰り広げられる日常生活とその人間関係にたいしてどのような意味を見出し、どのようなスタンスをとりつつ毎日を過ごしているのかについて、子どもたちの目の高さにおいて調査し、「登校拒否」が、これらの子供たちの学校生活への関わり方や対人関係とどのように関係しているのかを明らかにしたいと考えております。……これまでに多くの研究が蓄積されてきましたが、研究の対象が病院や相談機関に来訪した子どもたちや 50 日以上の登校拒否児童・生徒が中心であり、……「登校拒否」が病気であるという説も、その研究の範囲を限定すれば一部の登校拒否現象には妥当する見解ではありますが、その学説が巷間に流布して一人歩きをし「登校拒否」現象全体に妥当するかのよう解釈され、「登校拒否」児童・生徒を抱える家族にいらざる不安感を掻き立てることにもなります。(森田 1989a, 頁番号なし)

森田は、従来の研究対象が「病院や相談機関に来訪した子どもたちや 50 日以上の登校拒否児童・生徒が中心」であったため、特定の生徒ではなく学級の生徒全員および担任を調査対象とすることで、現象全体を把握しようとした。ここでは「登校拒否」という語が用いられているが、研究成果報告書のタイトルは『「不登校」問題に関する社会学的研究』であり、後に単著『「不登校」現象の社会学』として刊行されるように、「不登校」も用いられている。法務省が「不登校」という語を採用することで従来の「登校拒否」に関する認識との差異を示したように、森田も意図して「不登校」を採用していた。

森田は、「登校拒否」を従来から研究対象とされてきた狭義の欠席とし、(『「不登校」現象の社会学』で示される *social bond theory* を敷衍するならば)「不登校」を生徒と学校の結びつき (*social bond*) の緩みにより生じる広義の離脱傾向として規定した。森田は研究成果報告書で「不登校」を以下のように定義している。「不登校とは、欠席ならびに遅刻・早退などの行為に対して、生徒ないしはこれを取り巻く人々が、彼らの解釈枠組に基づいて、妥当でない構成する動機に根拠をもつ現象である」(森田 1989b, p.9)。そして、「調査の段階ではこれを操作的に再規定し、経験的に確認可能な定義に移し変える必要がある」(森田 1989b, p.10)ことから、「「不登校」現象をまず「学校に行くことが嫌になったことがある」という学校への忌避感情ないしは回避傾向によって「不登校」への傾向性を析出し、次いで、これらの不登校への傾向性をもつ生徒の中で、こうした傾向性に基づいて具体的に「欠席ないしは遅刻・早退」行動を示した生徒を抽出し、これを「不登校」生徒と規定することにした」(森田 1989b, pp.10-11)。

研究成果報告書の概要は刊行日(1989年9月17日)の4日後に『朝日新聞』で以下のように報じられている。

文部省の統計では小、中学生計四万二千人、児童生徒の1%未満だといわれてきた。この数字は一年間に五十日以上休んだ子が対象だが、……まず、「二年生になってから、学校に行くのがいやになり、休んだことがある」という生徒が、出席簿と突き合わせができた五千百九十三中、八百八十六人、一七・一%いた。

ところが、担任が現実に「不登校」と報告した生徒は、うち二百人。従来の教師・学校からの報告をもとにした調査・統計が実態を反映し

ているかどうか疑問をなげかける結果だった。(『朝日新聞』1989年9月21日朝刊17面)

同記事はさらに、休まなかったが遅刻・早退した生徒が8%、休まなかったが学校に行くのがいやになった生徒が42%存在したこと、学校生活についての質問に対しては、「学校は窮屈」「教師に反発を感じる」「校則を守るのがいや」「授業を抜け出したい」など、いつも登校している生徒も、その4割から6割が学校からの離脱を考えていたことを報じた。

文部省調査では可視化されなかった学校からの離脱傾向を明らかにした森田たちの調査結果は、研究成果報告書の刊行直後に新聞に報道され、広く知られることになった。

2 学校不適応対策調査研究協力者会議

(1) 文部省の方針転換

文部省は、学校不適応対策調査研究協力者会議（以下「協力者会議」と略記）を1989年7月に発足させた。発足の背景は明確にされていないが¹⁴、1989年度の『教育白書』で「登校拒否児童生徒が年々増加傾向にあり、これへの対応が現在、喫緊の課題となっている」¹⁵と述べられているように、文部省は学校に行かない子どもの増加への対応を検討する必要を感じていた。1987年度から文部省は、以前よりも詳細に学校に行かない子どもを調査しており（文部省初等中等教育局中学校課1989）、

¹⁴ 筆者は情報公開制度によって「学校不適応対策調査研究協力者会議の議事録および同会議発足の経緯や審議過程等が分かる関連文書」の開示を請求（2018年10月23日受付）したが、「請求文書を保有していないため不開示」との返答があった（「行政文書不開示決定通知書」2018年11月1日付、30受文科初第1708号）。

¹⁵ 文部科学省ウェブサイトを参照（2018年9月30日閲覧）。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad198901/hpad198901_2_028.html

その調査結果を『文部時報』1989年3月号に掲載している。同号には協力者会議の主査となる坂本昇一¹⁶の巻頭論文「学校不適応の本質と指導のあり方」(坂本 1989)や、協力者会議のメンバーとなる牧野禎夫(中学校長)や服部祥子(精神科医)が参加した座談会「登校拒否を考える」(牧野ほか 1989)も掲載されている。

協力者会議には24名が参加しており、その内訳は、稲村博などの研究者10名、公務員13名、そして『読売新聞』論説委員の永井順國である¹⁷。

協力者会議は1992年3月、報告書として『登校拒否(不登校)問題について』を公表した¹⁸。冒頭では「求められる登校拒否問題への認識の転換」として以下のように述べている。「登校拒否問題については、これまで、一般的に、登校拒否となった児童生徒本人の性格傾向などに何らかの問題があるために登校拒否になるケースが多いと考えられがちであった。しかし、登校拒否となった児童生徒をみても必ずしも

¹⁶ 当時、千葉大学教授。主査の坂本昇一と副主査の梶原康史(当時、武庫川女子大学教授)は、ともに中等教育での教員経験があり、生徒指導に関する著作が多数ある。

¹⁷ 学校不適応対策調査研究協力者会議(1992)を参照。公務員13名の職名は、小学校・中学校・高等学校校長、教育委員会委員・教育長・課長、児童福祉専門職員、家庭裁判所調査官である。人事異動が理由と思われるが、2名は90年3月末、1名は91年3月末で退任している。

¹⁸ 「登校拒否(不登校)」という用語の採用について協力者会議は、「近年、広く学校へ行けないあるいは行かれない状態をさすものとして「不登校」という用語が用いられることがある」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.2)と法務省などの考え方に言及した上で、「「登校拒否」にも「不登校」にもそれぞれ表現には一長一短があるわけであるが、実際にはどちらの言葉が用いられる場合も、その意味する状態はほぼ同じである。……現在のところ、少なくとも教育関係者の間では「登校拒否」が用いられるのが一般的であり、今この用語を変えることは、その問題状況についての定着しつつある認識に対して混乱を生ぜしめる恐れがある。このため、本協力者会議においては、「不登校」の用語も用いられつつある状況とその意義を考慮しつつも、現状ではなお、「登校拒否」という用語を踏襲することが妥当であると考え、当面は「登校拒否(不登校)」と呼ぶこととするが、以下においては、これを単に「登校拒否」と表現する」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, pp.2-3)と述べている。限定的な使用ながら、教育行政文書において「不登校」が用いられたのは、これが初めてである。

本人自身の属性的要因が決め手となっているとは言えないケースも数多く報告されている」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.1)。そして、「登校拒否問題への対応の基本的視点」として「登校拒否はどの子どもにも起こりうるものである、という視点に立って登校拒否をとらえていくことが必要である」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.14) と述べている¹⁹。

文部省が 1983 年に刊行した『生徒の健全育成をめぐる諸問題：登校拒否問題を中心に』で示されていた「生徒本人に登校拒否の下地とも言える登校拒否を起こしやすい性格傾向ができており、それが何らかのきっかけによって登校拒否の状態を招く」(文部省編 1983, p.22) という認識から大きく変化している²⁰。

学校に行かないことが当事者に起因する問題であると考えられていたなかで、文部省が「登校拒否問題への認識の転換」を唱えたことは、重要な変化であった。この背景には、学校に行かない子どもの増加をはじめ、前述した 3 つの実態調査、奥地たちの活動があったと考えられる。

協力者会議は、奥地圭子と山下英三郎(スクールソーシャルワーカー)のヒアリングを実施しており、永井順國は奥地たちの活動が説得力を持ったと述べている(奥地 2005b, p.167)。『読売新聞』で教育分野を担当していた永井は、「フリースクール研究会」と「学校外で学ぶ子の支援塾全国ネット」の会員であり、奥地と永井は「わかる子をふやす会」で面

¹⁹ 報告書では、「児童生徒がある程度共通して潜在的にもちうる「学校に行きたくない」という意識の一時的な表出として登校拒否となるケースもある」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.14) とも述べられており、前述の森田洋司たちによる調査報告の影響が推測される。

²⁰ 『生徒の健全育成をめぐる諸問題：登校拒否問題を中心に』(文部省編 1983) は、「登校拒否」を特集した初の生徒指導資料で、学校に行かない子どもに関する 1980 年代の文部省の見解が示された代表的文献である。同書の作成には稲村博ら 5 名の研究者と野崎好雄(小学校長)ら 13 名の教育関係者が協力している(文部省編 1983, p.3)。稲村と野崎は、学校不適応対策調査研究協力者会議にも参加している。

識があった²¹。永井のみが影響を与えたわけではないかもしれないが、学校に行かない子どもやフリースクールに詳しい永井が協力者会議に参加していたことは重要な点である。

協力者会議は「関係機関等との連携」として、「適応指導教室、教育センター、児童相談所などの公的な機関があるが、公的な指導の機会が得られない、あるいはそれらに通うことも困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断されるときは、民間の相談・指導施設も考慮されてよい」との考えを示し、限定的ながら「民間の相談・指導施設」が教育行政において初めて位置づけられた。

（２）事後対応から未然防止へ

文部省の方針転換が報道されると、母親たちから奥地に以下のような電話があった。「やっと、こういうふうに言い出してくれましたね。新聞を何回も読みなおしました」「登校拒否になるのは母親が悪いんですよ、とだれからも言われました。でも、普通に育った子ですよ。いい子ですよ。涙が出ました。うれしいです」（奥地 2005a, p.114）。奥地もまた、不適切な子育てが学校に行かない原因であると医師に指摘された母親の一人であった。「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」として、特定の子どもや保護者に問題があるために生じる問題ではないと明確にされたことは、多くの当事者が苦しめられてきた歴史において重要な一里塚であった。

²¹ 「不登校 50 年証言プロジェクト」による永井へのインタビューを参照（全国不登校新聞社編 2018）。また、フリースクール研究会の会員名簿に永井が掲載されていることを確認した（フリースクール研究会発行の『フリースクール通信』5号 32頁）。永井はオランダのフリースクール取材記録（永井 1988）を書いているほか、後に文部科学省の「フリースクール等に関する検討会議」（2015年発足）の座長を務めた。

しかし、文部省の方針転換は、渡辺や奥地たちの認識を採用するというものではなかった。協力者会議には、稲村も参加していた。文部省の方針転換は、稲村にとって整合性のあるものだったのだろうか。報告書は子どもの発達について以下のように述べている。

近年、乳幼児からの発達段階に応じた生活体験の不足、子どもの遊びの質の変化、都市化の拡大による地域の教育力の低下、高学歴を志向する社会的な風潮に伴う受験競争の激化や、それに伴う教育の知育偏重など、様々な要因が絡み合い、保・幼・小・中・高等学校の段階で、適切に身に付けなければならないと考えられる資質、例えば、耐性、自立感、活動性、自発性、アイデンティティなどを十分に身に付けることができない子どもが増加しているといわれる。

このため、各学校においては、児童生徒が社会においてたくましく生きていくために必要な力を育むという観点に立って、学習指導はもとより教育活動全般を通して、発達段階に応じた資質・能力を獲得することができるよう、より一層指導の充実を図っていくことが必要である。(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.19)

つまり、社会の変化に伴って、かつては例外的存在だった「適切に身に付けなければならないと考えられる資質」が備わっていない子どもが増加したため、「発達段階に応じた資質・能力を獲得することができるよう、より一層指導の充実を図っていくことが必要」と考えられたのである。

「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」という声明は、学校に行かないことを責め続けられてきた当事者にとって福音であったが、異なる

立場にとっては、一部の子どもが抱えていたリスクが非例外化したため、学校に行かなくなった子どもの事後対応に加え、未然防止のために潜在的リスクを抱えるすべての児童生徒の「学校不適応対策」を強化しなければならないという意味でもあった。

稲村の『思春期挫折症候群：現代の国民病』を精読すると、「発症要因」として本人の性格、家庭環境が挙げられているが、「条件さえそろえば誰でもかかり得る」（稲村 1983, p.3）とも述べられている。稲村にとって、「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」という声明は、学校に行かない子どもは「現代の国民病」であるという自らの見解を追認するものと解釈することもできたのである。

（3）学校不適応対策

協力者会議は、「今後の登校拒否問題への対応」として、さまざまな対策強化を挙げているが（学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, pp.14-48）、それらは今日においても謳われているものが少なくない。後にキャリア教育と呼ばれる「主体的な進路選択能力の育成を目指す進路指導の充実」、「個別学習、グループ学習、ティームティーチング等を取り入れたり、コンピュータ等の教育機器を活用したりするなど、個に応じた指導方法を工夫し、学習内容の理解の定着を図っていくことが大切」といった記述が見られる。

協力者会議の報告書の副題が「児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して」となっているように、学校を「心の居場所」とすることが重視されている²²。「児童生徒をありのままに受け入れ、共感的な理解を持っ

²² 報告書は、「教師と児童生徒が人間愛で結ばれ、学校が児童生徒にとって自己の存在感を実感でき精神的に安心していることのできる場所—「心の居場所」—としての役割を果たすことによって、学校は社会の中で一層の信頼を勝

て、児童生徒自身が自主性、主体性を持って生きていくことができるよう、きめ細かな指導・援助を行っていくことが求められる」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.18)とされているが、「心の居場所」という理想は必ずしも具体的な像を結ばず、教員の多忙化が増すなかで、「共感的な理解」や「きめ細かな指導・援助」は、後にスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーに外注化されていった面もあるだろう²³。

協力者会議は、「登校拒否の要因の所在を明らかにしてそれを問題とするのではなく、……それぞれの立場から登校拒否の問題にいかに取り組めばよいかを明らかにするということを基本的な視点とした」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.2)。「登校拒否の要因の所在」は明らかにされなかったため、学校不適応への対策が羅列され、不適応が生じる学校という場についての検討は十分ではなかったと言えよう。

『文部時報』1989年3月号の巻頭論文として掲載された坂本昇一(同年7月に協力者会議の主査に就任)の「学校不適応の本質と指導のあり方」は、「学校不適応」に対する考え方を以下のように如実に示している。「教育とは子どもにある種の抵抗を与えることともいえる。たとえば、

ち取ることができるのである」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.18)としている。

²³ 報告書には、「教員に対して高度に専門的立場から指導・助言を与える「アドバイザー」を教育委員会に配置し、学校の対応を支援する」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.34)という記述があるように、スーパービジョンの導入が提唱されている。

「専門的な教育相談の知識・技術・経験を有する教員などのいわばスペシャリストが育成・配置され、専門的な立場からの指導が展開されるとともに、これらの指導と通常の教師の指導が相互に連携を保ち、学校全体として有機的・一体的な取組が行われるよう、指導体制の整備・充実を図ることが望まれる」(学校不適応対策調査研究協力者会議 1992, p.33)とも述べられており、「チーム学校」に通じる概念が提示されている。ただし、「チーム学校」は教員のなかから教育相談のスペシャリストを育成するのではなく、カウンセラーとして外部人材を雇用するという相違点がある。

また、養護教諭との連携、開かれた学校づくり、早期発見・即時対応などが提唱されているほか、以前から実施されていた自然体験活動や集団宿泊活動の推進も謳われている。

三段の跳び箱がとべる子どもには四段の跳び箱（これが抵抗の意味）を与えて、それをとぶべく自ら努力するよう指導することである。……三段の跳び箱をとべる児童に対し、次に、六段、七段のものをとばせようとする場合であれば、それは四段か五段の跳び箱に変えられなければならない」（坂本 1989, p.6）。つまり、かつては段数の上昇によって落伍するものは稀であったが、無視できない数になったため、段数を適切に調整し、落伍の未然防止、早期発見、即時対応を実施し、重篤な者には専門機関との連携によって対応する、ということである。坂本が主査を務めた協力者会議では、さまざまな学校不適応対策が検討されたが、教育として子どもに与えられる「抵抗」の内実、あるいは教育とは「抵抗」を与えることであるという思考そのものが検討されることはなかった。

奥地たちは学校のあり方を問い続けてきたが、その活動の意義は十分には理解されず、公的機関につながることも困難な特に重篤な児童生徒を例外的に受け入れる学校復帰のための「民間の相談・指導施設」として、フリースクールは教育行政に位置づけられることになった。「学校に行かないで生きる」（渡辺編 1983）という奥地たちの主張と、学校不適応対策を推進しようとする文部省の懸隔は大きかったが、学校に行かない子どもが増加するなか、学校不適応対策調査研究協力者会議は広範な支持を得るための妥結点を見出したのである。

おわりに

本章では、学校に行かない子どもについての 3 つの実態調査と学校不適応対策調査研究協力者会議に着目して、学校に行かない子どもに関する行政の認識と対応の変容を考察した。

学校に行かない子どもは以前から文部省によって調査されていたが、1989年に結果が公表された3つの実態調査は、文部省とは異なる認識を提示した。

学校教員は学校に行かない子どもに最も多い類型は「怠学」と捉えられていたが、東京シューレの子どもたちはそれとは異なる認識を主体的な調査活動を通して提示した。

法務省人権擁護局の調査では、調査票作成と結果分析を担当した平井の認識が1980年代末において不適切なものと判断され、市販本では「参考」と位置づけられた。法務省は「不登校」という用語を採用することで、従来の「登校拒否」に関する認識との差異化を意図し、公的調査で初めて子どもたちの声を聴き取った。

森田たちの調査では、狭義の「登校拒否」ではなく、広義の学校からの離脱傾向としての「不登校」を調査対象とすることで、先行研究や文部省調査では可視化されなかった「不登校」を提示した。

1989年に発足した学校不適応対策調査研究協力者会議は、学校に行かない子どもに関する新たな認識が広がりを見せるなかで議論を進め、奥地圭子と山下英三郎のヒアリングを実施した。1992年に公表された協力者会議の報告書では、限定的にフリースクールが教育行政において位置づけられることになったが、この点については、学校に行かない子どもやフリースクールに詳しい『読売新聞』の永井順國が協力者会議のメンバーであったことが重要であった。

また同報告書は、「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」として学校に行かない子どもに関する認識を転換したが、それは事後対応から未然防止へと「学校不適応対策」が変容していくことを意味していた。

終章

1 本研究の総括

本研究では、学校に行かない子どもの研究が本格的に始まった 1960 年代から、学校に行かない子どもが社会問題として注目されるなかで教育行政の転換点となる学校不適応対策調査研究協力者会議が発足した 1980 年代までを主たる対象に、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程を考察した。

先行研究は、精神医学および臨床心理学における学校に行かない子どもへの対応の変遷（花谷・高橋 2004 など）、学校に行かない子どもに関する教育行政の変遷（加藤 2012 など）といった形で領域別に検討対象を設定した。しかし、これらは相互に関連しているため、領域横断的に捉えなければ精緻に全体像を掴むことはできない。本研究は、領域別になされてきた研究を総合し、新たな知見を加えながら、これまで十分に検討されてこなかった学校に行かない子どもや保護者および彼らを支援した学校外の学びの場の運営者や専門家の活動に着目した点に学術的意義がある。

本節では、まず事項別に先行研究に対して本研究が新たに明らかにしたことを確認する。次いで総合考察として、学校不適応対策調査研究協力者会議の報告を基に文部省が方針転換するに至る過程における、多様な人びとによる複雑な相互作用について整理する。

（1）本研究が明らかにしたこと

先行研究に対して本研究が新たに明らかにしたことは、以下の 4 点

にまとめられる。

第 1 に、学校に行かない子どもの研究と専門的対応の開始の実態である。Spector and Kitsuse (1977 = 1990) に依拠する朝倉 (1995) は精神科医などの専門家が学校に行かない子どもを明確に定義し、問題化したと記述する傾向があった。しかし実際には、学校に行かない子どもは、発症のメカニズムや治療方法の分からない曖昧な「病気」であった。共通理解は得られなかったが、便宜的な診断や強制的な施設収容が行われ、一部の専門家には問題視された。病院等で専門家たちが手探りで対応するなかで、学校に行かない子どもは専門的対応を要する「病気」として認識されるようになっていった。

第 2 に、学校に行かない子どもに関する新たな認識を生成した国府台病院における実践である。渡辺位が新たな認識を提示したことは関係者には知られているが、これまで明らかにされてこなかった渡辺の学校に行かない子どもに関する認識の変容過程、国府台病院における臨床経験の重要性について本研究は詳述した。また、学校に行かない子どもの保護者と渡辺との集団面接から始まった「希望会」(学校に行かない子どもの保護者の自助グループ)の重要性と同会に参加した母親たちの変容についても考察した。

第 3 に、稲村博による学校に行かない子どもの治療をめぐる論争である。学校に行かない子どもに関する認識と対応の転換点の一つとして、稲村による治療をめぐる論争は先行研究においても注目されてきたが、これまで検討されてこなかった稲村が閉鎖病棟での入院治療を推進するに至る経緯、入院治療に対する関係者の葛藤について本研究は考察した。また、稲村による治療を批判した奥地圭子の主張に対しても懸念が表明されていたことを明らかにした。

第4に、教育問題に対応する学校外の学びの場の成立過程である。フリースクールの草分けである東京シューレは1985年に開設されたが、それに先行する学校外における実践として、遠山啓や『ひと』の読者たちによる算数教室づくり、八杉晴実の補習塾における子ども支援が1970年代にあった。これらは学校に代わるものを目指したわけではなかったが、「落ちこぼし」という学校に起因する問題に自主的に学校外で取り組んだ実践であり、フリースクールに先行する学校外の学びの場づくりであったことを本研究は指摘した。関係者以外には知られていない八杉の補習塾については、学校に行かない子どもへの支援事例を検討しながら、その実態と意義を明らかにした。1980年代には大沼安史によって欧米のフリースクールが日本に紹介され、1983年にフリースクール研究会が発足した。その後、実際に新たな学びの場をつくる人びとが多く参加したフリースクール研究会は、新しい教育の孵卵器であったことを同会発行の『フリースクール通信』等を参照することにより明らかにした。さらにこれらの延長線上に位置づけられる東京シューレ開設の経緯、奥地圭子をはじめとするフリースクール関係者と松崎運之助をはじめとする夜間中学関係者、自由の森学園関係者、ジャーナリストなど、当時の人的交流関係についても明らかにした。

(2) 総合考察：文部省の方針転換に至る過程における相互作用

加藤（2012）などの先行研究は、主に教育行政の変遷に着目することにより、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程を検討した。これに対し本研究は、学校不適応対策調査研究協力者会議の報告書を基に文部省が方針転換するに至る過程においては、多様な人

びとによる複雑な相互作用があったことに着目した。

文部省は従来、「生徒本人に登校拒否の下地とも言える登校拒否を起ししやすい性格傾向ができており、それが何らかのきっかけによって登校拒否の状態を招く」（文部省編 1983, p.22）としていたが、1992年の文部省通知「登校拒否問題への対応について」¹では「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」という認識へと変化した。この変化に至る過程における相互作用は以下の3つにまとめられる。

第1に、当事者たちの活動である。第1章で述べたように、学校に行かない子どもの施設への強制収容は1960年代においても一部の専門家によって問題視されていたが、当事者からの異議申し立てはなされず、社会問題化することはなかった。第5章で述べたように、子どもの問題行動を「一種の病気」とする稲村の見解は1980年代前半から『朝日新聞』に掲載されていたが、大きな論争となったのは1988年であった。これは1988年に稲村の見解が『朝日新聞』の1面トップ記事として報道されたことが一因であったが、この報道に抗議する同年の「登校拒否を考える緊急集会」が東京シューレや「登校拒否を考える会」などの17団体によって共催されたように、異議を申し立てる当事者グループの活動が拡大したことも大きな要因であり、その中核は1985年に開設された東京シューレであった。「登校拒否を考える緊急集会」、東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」が大きな反響を呼び、学校不適応対策調査研究協力者会議による奥地圭子のヒアリングが実施されたが、これらは奥地の個人的資質にのみ帰する

¹ 1992年の文部省通知「登校拒否問題への対応について」は、学校不適応対策調査研究協力者会議の報告内容を各教育委員会等に通知したものである。文部科学省ウェブサイトを参照（2019年12月7日閲覧）。
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19920924001/t19920924001.html

ものではなく、無数の学校に行かない子どもたち、母親をはじめとする保護者たちの表面化していなかった異議申し立てが、渡辺位の影響を受けながら奥地が活動の中心を担うことによって社会に向けて表明されたものであった。その源流には、1970年代に「落ちこぼし」などの教育問題が顕在化するなかで、母親たちがリテラシーを高め、学校や社会に向けて意見表明する力を養う媒体となった参加型の教育雑誌『ひと』や希望会（自助グループ）の実践があった。当事者が語り合うなかで、オルタナティブな認識を生成し、社会に向けて発信したことは、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程において非常に重要な役割を果たした。

第2に、1980年代におけるオルタナティブな認識の提示である。第6章で述べたように、1988年に発表された文部省調査によれば、学校教員は学校に行かない子どもに最も多い類型は怠学であると考えていた。これに反発した東京シューレの子どもたちは学校に行かない子ども自身が回答する「登校拒否アンケート」を実施し、学校教員が回答した文部省調査とは異なる調査結果を1989年に発表した。同年に発表された法務省の「不登校児人権実態調査」、森田洋司たちの「生徒調査」も、子どもが回答したものであり、文部省調査とは異なる認識を提示したことが注目された。また、第3章で述べたように、1980年代前半からの保坂展人や大沼安史をはじめとするジャーナリストたちの活動によって、子どもの人権やフリースクールが注目されたことも重要であった。子どもの人権への関心の高まりによって、1980年代後半には日本弁護士連合会が子どもの人権擁護に取り組み、法務省は「不登校児人権実態調査」を実施した。大沼によるフリースクールの紹介はオルタナティブ教育への関心を高めると同時に、異なる教育のあり

方を模索することによって当時の教育に対する批判的視点を強めることになった。

第3に、学校不適応対策調査研究協力者会議への多様な人びとの関与である。学校関係者や学校復帰を指導する専門家が多く参加しているなか、学校に行かない子どもやフリースクールに詳しい永井順國（当時『読売新聞』論説委員）が同会議の委員を務め、奥地圭子（東京シューレ）のヒアリングを実施したことは重要であった。学校不適応対策調査研究協力者会議は「関係機関等との連携」を提唱し、フリースクールは学校復帰のための「民間の相談・指導施設」としてではあったが、初めて教育行政に位置づけられた。また、稲村博が学校不適応対策調査研究協力者会議に参加していたことも重要である。学校不適応対策調査研究協力者会議が発足する前月（1989年6月）に、渡辺位など児童青年精神医学会の会員5名が同学会に対し、稲村の治療に対する見解を求める要望書を提出するなど、稲村の入院治療は1980年代後半には問題視されていた。学校不適応対策調査研究協力者会議が「登校拒否はどの子どもにも起こりうる」と表明したことは稲村の主張が棄却されたようにも見えるが、同会議は潜在的リスクを抱えるすべての児童生徒の「学校不適応対策」を推進することも謳っており、学校に行かない子どもを「現代の国民病」（稲村1983）と捉える認識が文部省において依然として採用されたと解釈することもできる。このように学校不適応対策調査研究協力者会議の報告書には、学校に行かない子どもを異端視せず、フリースクール等との連携を進めるという面を持つ一方で、「学校不適応対策」の強化を基調とする両義性があるが、その要因として同会議への多様な人びとの関与が指摘できる。

(3) 結語

学校不適応対策調査研究協力者会議が提唱した「学校不適応対策」は、今日においても継続されている。文部科学省が2016年に発出した通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」²は、「不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない」と述べる一方で、「不登校が生じないような学校づくり」を強調している。不登校に関する認識には依然として一貫性を欠く面があるが、その基底には学校不適応対策調査研究協力者会議の報告書が孕む両義性がある。この両義性は、2016年に制定された「教育機会確保法」にも影響を与えている。つまり、学校に行かない子どもの人権保障としての教育機会確保であるとともに、「学校不適応対策」の強化でもあるという両義性である。この両義性があることを認識した上で、当事者の視点を十分に尊重しながら、改めて学校に行かない子どもをどのように捉えるかを再考し、今後の支援のあり方を考察していくことが求められている。

2 インプリケーション

本研究から得られたインプリケーションを3つ述べる。それらは「既成概念にとらわれない当事者への理解と研究」「支援の適切性に関する対話と第三者評価」「学校外の学びの場における学校に行かない子どもへの支援」である。

² 文部省科学省ウェブサイトを参照（2019年5月1日閲覧）。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1375981.htm

（１）既成概念にとらわれない当事者への理解と研究

学校に行かない子どもに関する認識は、時代や論者によって多様である。学校に行かない子どもと多く接した専門家であっても、どのような場で、どのような立場として出会うか、またどのように子どもに質問して話を聴くかによって異なるであろう。

森田洋司たちの「生徒調査」は、病院や相談機関に来院した子どもだけでなく、学級全体を大規模に調査対象とすることで、特定の子どもに限定されない広範な学校からの離脱傾向を指摘した。これは病院等に連れて来られる一部の子どもだけを調査対象とすることでは得られない新たな知見であった。特定の子どもを詳細に研究することで得られる知見も重要ではあるが、それは社会的視点から得られる全体像のなかに位置づけられることで、より適切に理解されるものである。

例えば近年、不登校と発達障害の因果関係が自明視されることは珍しくないが、不登校と発達障害の因果関係に関する大規模な学術調査は実施されていない³。子どもの発達診療センターなどの医療機関を受診した不登校の子ども数十人程度のなかに発達障害が疑われる者が多かったという報告はなされているが（小野 2012 など）、子どもの発達診療センターを受診した子どもに発達障害が疑われる者が多かったことを根拠として、学校に行かない子ども全体についても発達障害が多いという推論は成立し得ない⁴。学校に行かない子どもに誰が、どこ

³ 小野（2012）などを参照。森田たちが約 5600 人の中学生（抽出された学級の全生徒）を質問票の直接の回答者として全国規模で調査を実施したのに対し、不登校と発達障害の因果関係に関する学術調査のなかで最大規模の中野

（2009）は福島県内の学校に質問票を郵送し、学校から得られた回答を基に不登校の中学生 505 人（および小学生 130 人、高校生 128 人）を分析するに留まっている。管見の限り、その他の不登校と発達障害の因果関係に関する学術調査は概ね数十人規模である。なお中野（2009）の調査結果は、不登校の中学生のうち発達障害の疑いがあると学校が回答した者は 41 人（7.9%）であった。

⁴ 例えば鈴木ほか（2017）は、子どもの発達診療センターを受診した不登校児童生徒 80 名のうち、57%が広汎性発達障害や注意欠陥／多動性障害であったと

で、どのように接するかによって、学校に行かない子どもに関する認識は大きく異なり得ることが確認されなければならない⁵。

国府台病院に勤務した渡辺位は、かつては子どもが学校に行かない原因は子ども本人や保護者にあると考えていたが、学校に行かない子どもや保護者と交流するなかで、認識を新たにしていっていった。学校に行かない子どもや保護者に原因があるとする学説が有力であったが、渡辺は当事者と語り合うなかで、学校や社会の問題に着目していった。

対照的な例の一つとして平井信義を挙げておきたい。平井は有識者として、法務省の「不登校児人権実態調査」の調査票作成と結果分析を担当し、子どもが学校に行かない原因を「自発性の発達の遅滞」と判断した。しかし、平井の分析は、学校に行かない子どもに関する認識が変容しつつあった1980年代末において不適切なものと捉えられ、市販された調査結果報告書では、平井の分析は「参考」として収録された。平井は「自発性の発達の遅滞」という自説にとらわれ、「子どもの個別性」（渡辺 1976）を捉え損ねてしまったと言えよう。

一方、法務省の市販報告書の主たる内容として掲載された人権実務研究会による調査結果分析は、「自発性の発達の遅滞」の観点から子どもを裁断することなく、慎重な記述に徹している。そして、公的調査では唯一と思われるが、多くの子どもの自由回答をそのまま掲載することによって、子どもの声を聴き取っている。

学校に行かない子どもについての認識を深める際には、当事者を客

して、不登校児童生徒は発達障害を背景に持つことが多いと結論づけている。保護者または関係者が子どもの発達を心配し、発達診療センターを受診することが多いと推測されるが、仮にそうであれば発達障害が疑われる割合が高くなるのは当然である。子どもの発達診療センターを受診した不登校の子どもに発達障害が疑われる者が多かったことから不登校の子どもには発達障害が多いと推論することは、癌治療センターを受診した休職者に癌患者が多かったことから休職者には癌患者が多いと推論するようなものである。

⁵ この点に関連する研究には木村（2015）がある。

体として支援者に実態把握を依頼するのではなく、まずは子ども自身に聞いてみるのが重要である。東京シューレの子どもたちによる「登校拒否アンケート」は、学校教員が回答した文部省調査とは異なる認識を1980年代末に提示した⁶。森田たちの「生徒調査」も調査票に回答したのは子ども自身であった。子どものことを子どもに聞くことは、倫理的に望ましいだけでなく、学術的に実態把握をするためにも有効なのである。

専門的研究が重要であることは言うまでもないが、専門家は自身の限定された専門性によっては捉え損ねてしまうものがあり得ることを強く自覚すべきである。つまり、予見なく子どもの個別性を理解しようとする姿勢が重要なのである。安易な類型化を慎み、子どもや保護者、他の専門職の個々の声に耳を傾けることが、実践や研究の根本に位置づけられるべきである。

しかし、専門分化されたシステムのなかで、異なる領域の専門家が対話する機会は現状において乏しい。このような状況において、学際的研究である臨床教育学は大きな役割を果たし得る。特定領域においては通説であったとしても、他領域の視点からは妥当性を欠く面が浮かび上がることもあるだろう。臨床教育学は、測定可能性の精緻化を目指すだけでなく、それによって捉え損ねてしまうものを深く捉えなおすことも、その学問的使命としなければならない。そして、そのためには各研究領域の独自性が尊重されながらも、学際的な対話が成立する水平的に開かれた場をつくることが急務の課題である⁷。

⁶ 学校に行かない子どもと学校教員の認識の相違は今日においても続いているだろう。中学校の教育相談担当教諭への不登校の背景因子に関する聞き取り調査を実施した谷口・小柴（2013）は、教育相談担当教諭は不登校の背景に学校要因を読み取りにくい傾向があると指摘している。

⁷ また、専門家だけではなく、当事者との対話を深めることも重要である。近

(2) 支援の適切性についての対話と第三者評価

学校不適応対策調査研究協力者会議は、「学校不適応」への対策を検討した。しかし、子どもが学校に行かない要因の所在については十分に検討されなかった。

再び平井信義を例に挙げるならば、平井が作成した「不登校児人権実態調査」の調査票には、回答者への説明として「この調査は、あなたが学校に行かなければならない——と思いながらも、学校に行けなくて悩んでいる原因を探り、どうしたら学校に行けるようになるかをみんなで考えるものです」と書かれていた。また、稲村博は、学校に行かない子どもの学校からのドロップアウトを避けるために入院治療を行っていた。

教育関係者にとって学校に行かない子どもが学校に適應できるようにすること、医療関係者にとって学校に行かない子どもが再登校できるようにすることは自明であるかもしれない。しかし、支援される側の子どもにとって、それは自明なのだろうか。子どもが再登校を強く希望する場合もあるだろうが、学校での困難を抱える子どもが第一に望むことが再登校であることは少ないだろう。学校に行かない子どもへの支援にあたっては学校適應や再登校のみを目的とするのではなく、当事者との対話を通して、支援の目的が確認されなければならない。

しかし、子どもと専門家のあいだには非対称的な権力関係があることから、形式的な同意を求める「対話」となる危険性がある。専門家

年は当事者が自らを研究する「当事者研究」(石原編 2013 など)、当事者も専門家とともにカンファレンスに参加して方針を決定する「オープンダイアログ」(Seikkula and Arnkil 2006 = 2016 など)が注目されている。国府台病院における当事者と専門家の対話は、これらに先行する実践として位置づけることも可能であろう。

と保護者のあいだにおいても、知識や経験の多寡があり、専門家が子どもの処遇の決定権を有していることによって、非対称的な権力関係が生じやすい。

このため、「子どもオンブズパーソン」（喜多ほか編 2001）のように、当事者が相談できる常設の第三者機関があることが望ましい。現在においても教育委員会等による教育相談が実施されているが、学校を所管する教育委員会に当事者が学校でのトラブルを相談しにくい面がある。また、当事者の事情を聴き、エンパワーするだけでは解決が困難な問題も少なくない。第三者の相談機関が、関係者に聴取、勧告する強い権限を持つことが望ましい。

学校内においても、当事者が躊躇なく相談できる体制をつくることが重要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが「チーム学校」として学校復帰のみに注力するのではなく、子どもの人権のアドボカシーに取り組むことも必要である。また、当事者グループの設立や活動の継続を支援することも重要である。

入院治療については、かつてのような閉鎖病棟への収容は、自傷防止等を除いて少なくなったと考えられるが、今日においても生活リズム改善などを理由とする入院治療は実施されている。当事者の同意が原則ではあるが、前述のように非対称的な権力関係があり、医師が入院の必要性を説けば、保護者が否定することは困難である。子どもが保護者と医師から入院を促されれば、従わざるを得ない。服薬についても同様の面があり、当事者が自己責任で判断することは難しい。「登校拒否は病気じゃない」（奥地 1989）と主張されたが、2000年代以降、「再医療化」とも呼び得る状況において、かつてのようにハードではないが、ソフトな管理が進行しているとも言える。一概に不適切で

あるとは言えないが、当事者の意に沿わない治療が行われる可能性はある。当事者からの申し立て等によって、治療の適切性を評価する常設の第三者機関が設立されたならば、不適切な治療を防止する効果を期待できるであろう。治療が適切であったとしても、当事者の納得の上に治療が進められることが望ましいことから、第三者評価の実施は、治療する側／される側の双方にとって有意義なものとなり得る。

戸塚ヨットスクールが活動を続けているように、学校に行かない子どもの入所施設は現在も存在している。民間施設、公設施設いずれの場合であっても、外部の目が届きにくいことから、これらの施設における支援についても、必要に応じて第三者評価が実施されることが望ましい。

（３）学校外の学びの場における学校に行かない子どもへの支援

近年、学校外における教育機会の確保が推進されている。学校に行かない子どもが過去最多を更新している現状において、学校が誰もが通える場に変わることを望ましいとはいえ、長年の努力によっても達成されていないことを考慮すれば、学校復帰のみを目的とせず、学校外においても教育機会を保障することは妥当な方向性である。

教育機会確保法の制定過程においては、当初は一条校以外での就学義務の履行が検討されたが、最終的には就学義務の履行は一条校のみ、学校外における教育機会は不登校の子どものみ例外的に認めるという従来通りの枠組みとなった（フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会編 2017）。これは、学校復帰を原則として、やむを得ない場合は学校外における「相談・指導施設」の利用を認めるという学校不適応対策調査研究協力者会議が提示した基本方針

の踏襲であったと言えよう。文部科学省は 2017 年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定し、学校外における教育機会の確保を推進しているが、今後は学校外における教育機会の位置づけが問われることになるだろう。つまり、今後も学校外における教育機会を、例外的かつ補足的に学校適応を促進するための「相談・指導施設」と考えるか、あるいは学びの多様性を重視する観点から一条校と同等の選択肢として認めていくか、ということである⁸。

1990 年代以降、学校不適応対策が強化されるが、学校不適応対策は学校への適応を求めるものであり、学校や社会を問い直すという視点は乏しい。近年、学校に行かない子どもへの公的支援は拡充される傾向にあるが、学校適応あるいは学校外施設利用による社会適応のみを求めるのではなく、学校や社会のあり方を再考することも必要である。

教育機会確保法などによってフリースクールが注目されることで、新たなフリースクールの開設が相次いでおり、なかには学校復帰を目的に掲げる「フリースクール」もある。教育産業によって開設された「フリースクール」が潤沢な予算で広報を展開する一方、従来からの手づくりのフリースクールは苦戦を強いられる傾向もある。学校外の学びの場が持っていた対抗性は忘れられ、失われつつあると言える。

適応を主眼とする学校外の学びの場が主流となれば、学びの場が増えたとしても、学びの場の多様性は失われることになるだろう。学校で適応を求められ、学校外においても適応を求められることになれば、学校

⁸ 一条校以外での就学義務の履行については、教育の民営化などを危惧する反対意見が少なくないことが指摘されている（山本 2016 など）。今後、一条校以外での就学義務の履行を公認する場合は、営利を目的とする団体の参入防止など、適切な条件整備が重要となる。

に行かない子どもの困難は、より深まる可能性もある。学校外の学びの場のあり方についての基本理念が問われている。

仮に公設機関による学校に行かない子どもへの支援が今後も強化されるならば、フリースクールはその先駆的役割を終えつつあるという悲観的な見方もできるかもしれない。しかし、学校に行かない子どもや保護者の考え方やニーズは多様であるから、公設機関による一元的な支援システムだけでは十分に対応できない場合も生じ得る。そのため、今後の不登校生支援の制度設計にあたっては、フリースクール等の私設機関と公設機関を両存させることで、不登校生支援の多様性を担保することが適切であると考えられる⁹。

「フリースペースえん」（神奈川県川崎市、2003年開設）をはじめとする公設民営による不登校の子どもの居場所づくりが取り組まれており（西野 2006）、近年はフリースクール等と行政の協働が特に活発化している（山田 2017）。学校内においても、不登校生を支援してきた NPO が行政の委託を受けて、高校で「居場所カフェ」を開設し、高校中退予防に取り組む実践が広がりつつある（高橋 2017）。フリースクール等の実践から得られた知見は、公設機関や学校における実践においても役立てられるものである。

不登校やひきこもりの若者を支援している兵庫県立神出学園の学園長である小林剛（臨床教育学）は、筆者らのインタビューに応じて、つ

⁹ 公設機関においても、さまざまな実践があり、専門職のあいだでも見解の相違があるだろう。公設機関による不登校生支援についても、学校復帰だけを目的に支援システムを一元化するのではなく、さまざまな子どもに対応できるように、支援の多様性が重視されるべきである。

また、教育産業による新たな「フリースクール」の相次ぐ開設によって、手づくりで取り組まれてきた小規模なフリースクールが淘汰され、フリースクールの多様性が失われることを防止するために、独自性と自律性を損なわない形で、小規模なフリースクールの運営持続を支援する助成も望まれる。

ぎのように述べている¹⁰。「学校の枠をできるだけ広げて、子どもたちの発想やニーズに応える学びの場と理念が必要だと思います。「学校の枠をなくせ」ということではなくて、学校の枠をうんと広くとって、学校らしくない学校で、子どもたちがのびのび、いきいきと学び、関わり、成長する。これが、これからの学校のあるべき姿じゃないかと思います。……学校のいままでの姿をできるだけ乗り越えて、可能なかぎり広いかたちにしていくのは、これからの子どもたちのためには不可欠な条件になるのではないのでしょうか」（全国不登校新聞社編 2018, pp.779-780）。今後の教育のあり方を示唆する重要な発言である。

3 今後の課題

最後に、今後の課題を述べる。本研究では可能な限り資料蒐集に努めたが、今後も新たな資料を発見できる可能性がある。新たな資料の発見により、学校に行かない子どもに関する認識と対応の変容過程をさらに精緻に記述することが、まず挙げられる。

フリースクール等のほかに学校に行かない子どもが以前から通っていた場として夜間中学が挙げられるが、本研究では十分に考察することはできなかつた。フリースクールと夜間中学は、まったく異なるものと捉えられることもあるが、現在はともに「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会」とされている¹¹。また、1984年の

¹⁰ インタビューは全国不登校新聞社の「不登校 50 年証言プロジェクト」の一環として 2017 年 12 月 28 日に実施され、筆者はインタビュアーとして参加した。インタビューデータの使用については、「不登校 50 年証言プロジェクト」の了承を得ている。

¹¹ 近年は江口（2016）、太多和（2017）など、マイノリティの教育機会保障に関する研究が精力的に取り組まれている。

「登校拒否を考える会」の発足にあたっては、奥地圭子（フリースクール）と松崎運之助（夜間中学）のあいだに協力関係があった。マイノリティの教育保障についての歴史研究の進展のためには、このような協力関係がより詳しく検討されるべきだろう。

1960年代のアメリカでフリースクール運動が広がった背景には（第2章1節で言及したように）、社会システム全般の批判的再検討があった。日本におけるフリースクールの成立についても、先進国に広く見られた1960年代末の社会運動の文脈から、より深く捉える必要があるだろうが、本研究では学校外の学びの場づくりなど、学校に行かない子どもへの実際的な支援に着目したため、十分に検討することはできなかった。

東京シューレ開設（1985年）と同時期に、臨時教育審議会（以下「臨教審」と略記）が設置されている（1984～1987年）。両者は共鳴するものと捉えられることもあるが、管見の限りフリースクール運営者による臨教審への言及は1980年代に見られなかった。臨教審の側も進学塾の存在は意識していたであろうが、フリースクールに対する関心はほとんどなかったのではないかと思われる¹²。本研究では学校に行かない子どもに関する認識と対応を重視したため、臨教審に言及しなかったが、その後のフリースクールの制度化を考察するにあたっては、教育制度改革の原点としての臨教審についても考察する必要があるだろう。

1988年の「登校拒否を考える緊急集会」において石川憲彦が、自ら

¹² 1997年に大沼安史が翻訳した米国のチャータースクールに関する書籍（Nathan 1996 = 1997）が刊行されている。チャータースクールは新自由主義を支持する人びとの関心を集めたであろう。フリースクールと新自由主義の共鳴という認識の背景には、日本のフリースクールと米国のチャータースクールが混同されている可能性がある。

を精神障害ではないかと危惧した学校に行かない子どもに言及したことは重要である。筆者は、このような子どもに関連して二重のパラドックスがあるのではないかと考える。一つは **Conrad and Schneider (1992 = 2003)** が示唆するように、学校に行かない子どもへの対策の必要性の認識の高まりとともに、学校に行かない子どもが逸脱視、病理化されていくというパラドックスである。家庭、学校、社会が受容的であれば、子どもの自分自身の逸脱視は軽減されるだろう。しかし、子どもの逸脱視、病理化を避けつつ、グレーゾーンの「障害」のある子どもと共生するというもう一つのパラドックスがある。「明るい登校拒否」を語る子どもがいた一方、「障害」のある子どもの登校拒否は語られてこなかった。重要な点ではあるが、その実態は不明であるため、今後の課題としたい。

1990年代以降、奥地たちは不登校は「子どもの選択」であるという観点を提示するようになっていったが、貴戸（2004）によって批判された。貴戸は近年、「かつて「親や支援者の言葉であり当事者のリアリティからはずれる」と論じた「不登校は子どもの選択」という言葉に、大人たちのある腹のくくり方、この不登校をきつと選ぶに値するものにしてゆくぞという「決意表明」のようなものを見るようになった」（貴戸 2018, p.280）と述べている。また現在、不登校が社会的排除と結びつけられる一方、これからの時代に必要なコンピテンシーを養う場としてフリースクールに自主的に通う事例もある。奥地と貴戸の主張のそれぞれの重要性を改めて検討する必要があるだろう。

また、1990年代以降、適応指導教室の設置やスクールカウンセラーの配置など、不登校生支援が拡充され、フリースクールは教育制度に位置づけられるようになっていった（田中 2017b, 2018c）。本研究が対

象とする期間外であるため、不登校生支援やフリースクールの制度化について検討することはできなかったが、これらの考察にあたっては、その前提として日本における不登校とフリースクールの歴史が踏まえられなければならない。本研究は、今後の不登校やフリースクールに関する研究の一助となるだろう。

引用文献

- 阿部あかね, 2010, 「1970年代日本における精神医療改革運動と反精神医学」『Core ethics : 立命館大学大学院先端総合学術研究科紀要』6, pp.1-11.
- 秋葉昌樹, 2001, 「保健室登校からみる不登校問題——教育の臨床エスノメソドロジー研究の立場から」『教育社会学研究』68, pp.85-104.
- 天野秀徳, 1985, 「「わかる子をふやす会」の十年」八杉晴実編『さよなら学校信仰——自前の教育を求めて』一光社, pp.233-247.
- 浅井丈三, 2010, 「教育課程の今日的課題の一考察」『川村学園女子大学研究紀要』21(2), pp.91-107.
- 朝倉景樹, 1995, 『登校拒否のエスノグラフィー』彩流社.
- 麻生誠編, 1983, 『学校ぎらい勉強ぎらい』福村出版.
- Bereiter, C., 1973, *Must We Educate?*, Prentice-Hall., (= 1975, 下村哲夫訳『教育のない学校——全米を席卷した衝撃の脱学校論』学陽書房).
- Broadwin, I. T., 1932, “A contribution to the study of truancy,” *American Journal of Orthopsychiatry*, 2(3), pp.253-259.
- Conrad, P. and Schneider, J. W., 1992, *Deviance and Medicalization: From Badness to Sickness*, expanded edition, Temple University Press., (= 2003, 進藤雄三監訳『逸脱と医療化——悪から病いへ』ミネルヴァ書房).
- 堂本暁子, 1986, 「格子のなかの子供たちの悲鳴——水面下で進む人権侵害を伝える」『新聞研究』420, pp.42-46.
- 1987, 「子どもたちの告発」『法学セミナー増刊』37, pp.53-62.
- 江口怜, 2016, 「夜間中学政策の転換点において問われていることは何か——その歴史から未来を展望する」『〈教育と社会〉研究』26, pp.35-48.
- 遠藤豊吉編, 1982, 『お母さんの教育運動——私憤から公憤へ』太郎次郎社.
- Estes, H. R., Haylett, C. H. and Johnson, A. M., 1956, “Separation anxiety,” *American Journal of Psychotherapy*, 10(4), pp.682-695.
- 藤井誠二編, 1984, 『オイこら！学校——高校生が書いた“愛知”の管理教育批判』教育史料出版会.
- 藤井良彦, 2017, 『不登校とは何であったか？——心因性登校拒否、その社会病理化の論理』社会評論社.
- 藤掛永良・吉田猛, 1966, 「学校恐怖症の一時保護治療」日本臨床心理学会編『臨床心理学の進歩——1966年版』誠信書房, pp.100-111.
- 富士香織, 1989, 「なぜ、登校拒否に“隔離治療”か——稲村療法の体験記録」『ひと』195, pp.20-23.
- 藤本淳三, 1974, 「登校拒否は疾病か」『臨床精神医学』3(6), pp.35-40.
- 藤田克寿・福持裕・市川澄子・小西清三郎・吉田佳郎・石澤卓夫, 1988, 「入院治療を行った、中学生の登校拒否症 43 例の検討」『小児科臨床』41(5), pp.1179-1183.
- 藤田悟, 1985, 「フリースクールの運動から」日本の教育 1985 編集委員会編『日本の教育 1985』現代書館, pp.52-60.
- 福田みずほ, 1983, 『学校がおもしろい——落ちこぼれ・登校拒否のないアメリカのフリースクール』主婦の友社.
- 船岡三郎, 1962, 「登校拒否症状をもつ—高校生の治療過程」『関西臨床心理学者協会会報』3, pp.6-8.
- フリースクール全国ネットワーク・多様な学び保障法を実現する会編, 2017, 『教育機会確保法の誕生——子どもが安心して学び育つ』東京シュレー出版.
- 学校不適応対策調査研究協力者会議, 1992, 「登校拒否（不登校）問題について——児童生徒の「心の居場所」づくりを目指して」文部省.
- 学校解放新聞編集委員会編, 1984, 『学校解放宣言——学校解放新聞年鑑 '84』少年社.
- Goodman, P., 1964, *Compulsory Miseducation*, Horizon Press., (= 1979, 片岡徳雄監訳『不就学

- のすすめ』福村出版).
- 後藤浩子, 2007, 「音楽療法の草分け山松質文が残したもの」『大阪音楽大学研究紀要』46, pp.91-108.
- 花谷深雪・高橋智, 2004, 「戦後日本における「登校拒否・不登校」問題のディスコース——登校拒否・不登校の要因および対応策をめぐる言説史」『東京学芸大学紀要: 第1部門教育科学』55, pp.241-259.
- 原田智恵子, 1986, 『お母さんの手作り算数塾』北斗出版.
- 1993, 「地域の子どもは、地域の母親たちの手で育てたい——『お母さんの教育運動』(太田次郎社刊)のその後」『ひと』241, pp.102-110.
- 橋本あかね, 2018, 「フリースクール研究におけるナラティブ・アプローチの可能性——多様性と流動性を考慮した新たな研究に向けて」『人間社会学研究集録』13, pp.107-131.
- 畑山博, 1982, 「夢のない時代——いまなぜトットちゃんなのか?」『潮』276, pp.262-265.
- 樋田大二郎, 1997, 「不登校を克服することで一段と成長する」——登校の正当性をめぐる言論のたたかい」今津孝次郎・樋田大二郎編『教育言説をどう読むか——教育を語ることばのしくみとはたらき』新曜社, pp.185-206.
- 2010, 「不登校は公教育の責務で解決する」今津孝次郎・樋田大二郎編『続・教育言説をどう読むか——教育を語ることばから教育を問いなおす』新曜社, pp.214-243.
- 土方由起子, 2016, 「文部省の「不登校」概念採用をめぐる——『1992年報告』の意義」『奈良女子大学社会学論集』23, pp.108-119.
- 2017, 「法務省の「不登校」名称について——逸脱から人権擁護へ子どもの捉え方の変容」『近畿大学教育論叢』29(1), pp.13-29.
- 平井信義, 1968, 「思春期における登校拒否症」『小児の精神と神経』8(2), pp.117-125.
- 1989a, 『不登校児の実態について』法務省人権擁護局.
- 1989b, 「不登校児人権実態調査報告」法務省人権擁護局内人権実務研究会編『不登校児の実態について——不登校児人権実態調査結果報告』大蔵省印刷局, pp.61-171.
- 広田照幸, 1996, 「家族—学校関係の社会史——しつけ・人間形成の担い手をめぐって」井上俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『こどもと教育の社会学』岩波書店, pp.21-38.
- 2001, 『教育言説の歴史社会学』名古屋大学出版会.
- 法務省人権擁護局編, 1989, 『不登校児人権実態把握のためのアンケート調査結果報告——昭和63年11月~12月調査』法務省人権擁護局.
- 法務省人権擁護局内人権実務研究会編, 1989, 『不登校児の実態について——不登校児人権実態調査結果報告』大蔵省印刷局.
- Holt, J., 1981, *Teach Your Own: A Hopeful Path for Education*, Delacorte., (= 1984, 大沼安史訳『なんで学校へやるの——アメリカのホームスクーリング運動』一光社).
- 堀真一郎, 1984, 『ニールと自由の子どもたち——サマーヒルの理論と実際』黎明書房.
- 堀真一郎編, 1978, 『こんな学校もある——サマーヒル卒業生の手記』文化書房博文社.
- 1984, 『自由を子どもに——ニールの思想と実践に学ぶ』文化書房博文社.
- 1985, 『世界の自由学校——子どもを生かす新しい教育』麦秋社.
- 保坂展人, 1983, 『先生、涙をください! ——元気印レポート』集英社.
- 1984a, 『学校に行きたくない——元気印レポート2』集英社.
- 1984b, 『ガンバレ! はみだしっ子——チョコは学校に行かない』ポプラ社.
- 1984c, 『街で発光せよ——学校を超えて』筑摩書房.
- 1985, 『やったね! 元気くん——元気印レポート3』集英社.
- 1986, 『学校が消える日』晶文社.
- 保坂展人編, 1986, 『花を飾ってくださるのなら——奈々 十五歳の遺書』講談社.
- 保坂展人・トーキングキッズ編, 1990, 『先生、その門を閉めないで——告発・兵庫県立神戸高塚高校圧死事件』労働教育センター.
- 保坂亨, 2000, 『学校を欠席する子どもたち——長期欠席・不登校から学校教育を考える』東京大学出版会.

- 2010, 「脱落型不登校の実態調査」酒井朗編『不登校現象の社会・文化的多様性と支援ネットワーク構築に関する教育臨床社会学』平成19-21年度科学研究費補助金(基盤研究C)研究成果報告書, pp.10-18.
- Illich, I., 1970, *Deschooling Society*, Harper & Row., (= 1977, 東洋・小澤周三訳『脱学校の社会』東京創元社).
- 稲村博, 1971, 「精神病受刑者の犯罪と疾病経過」『犯罪学雑誌』37(2), pp.43-62.
- 1973a, 「殺人者の自殺」『犯罪学雑誌』39(2), p.72-73.
- 1973b, 「感応精神病による一家心中の1例」『犯罪学雑誌』39(4), pp.16-29.
- 1975, 「子殺しの研究」『犯罪学雑誌』41(1), pp.40-55.
- 1977, 『自殺学——その治療と予防のために』東京大学出版会.
- 1978, 『子どもの自殺』東京大学出版会.
- 1980, 『家庭内暴力——日本型親子関係の病理』新曜社.
- 1981, 『親たちの誤算——家庭内暴力・登校拒否・遊び型非行』朝日出版社.
- 1983, 『思春期挫折症候群——現代の国民病』新曜社.
- 1992, 「報告書に関する意見」『児童青年精神医学とその近接領域』33(1), pp.101-103.
- 石田美清, 1999, 「児童・生徒指導要録記入に関する調査研究——不登校児童生徒の扱いを中心として」『鳴門教育大学研究紀要(教育科学編)』14, pp.81-89.
- 石原孝二編, 2013, 『当事者研究の研究』医学書院.
- 石川充夫, 1973, 「デシリットルの指導——辻堂母親・子ども教室での実践」『ひと』3, pp.57-66.
- 石川憲彦, 1989, 「講演・「登校拒否の治療」とは」登校拒否を考える緊急集会実行委員会編『「登校拒否」とは』悠久書房, pp.75-88.
- 石川憲彦・内田良子・山下英三郎編, 1993, 『子どもたちが語る登校拒否——402人のメッセージ』世織書房.
- 石坂好樹, 2009, 「「児童青年精神医学とその近接領域」の変遷——前編」『児童青年精神医学とその近接領域』50(50周年記念特集号), pp.95-100.
- 伊藤悟, 1980, 『開成・東大十四年——「人間」をとりもどす闘いのなかで』一光社.
- 岩田弘志, 2015, 「1960年代アメリカフリースクール運動に関する一考察——A.S.ニールの思想受容の意味」『アメリカ教育学会紀要』26, pp.24-36.
- Johnson, A. M., Falstein, E. I., Szurek, S. A. and Svendsen, M., 1941, “School phobia,” *American Journal of Orthopsychiatry*, 11(4), pp.702-711.
- 門野晴子, 1986, 『少年は死んだ——中野・富士見中「いじめ地獄」の真実』毎日新聞社.
- 香川七海, 2016, 「1980年代における鳥山敏子の授業実践・再考——原発・屠殺・差別問題を起点として」『現代の社会病理』31, pp.39-57.
- 加藤美帆, 2012, 『不登校のポリティクス——社会統制と国家・学校・家族』勁草書房.
- 河合隼雄, 1995, 『臨床教育学入門』岩波書店.
- 河合洋編, 1991, 『不登校児の新しい生活空間』日本評論社.
- 貴戸理恵, 2004, 『不登校は終わらない——「選択」の物語から〈当事者〉の語りへ』新曜社.
- 2018, 『「コミュ障」の社会学——個人と社会を結びなおす』青土社.
- 菊池栄治・永田佳之, 2001, 「オルタナティブな学び舎の社会学——教育の〈公共性〉を再考する」『教育社会学研究』68, pp.65-84.
- 木村祐子, 2015, 『発達障害支援の社会学——医療化と実践家の解釈』東信堂.
- 金賛汀, 1980, 『ぼく、もう我慢できないよ——ある「いじめられっ子」の自殺』一光社.
- 喜多明人・吉田恒雄・荒牧重人・黒岩哲彦編, 2001, 『子どもオンブズパーソン——子どものSOSを受けとめて』日本評論社.
- 北村真也, 1988, 『学習塾がおもしろい——学生スタッフの塾が試みた自由な教育』一光社.
- 清原浩, 1992, 「不登校・登校拒否に関する研究の系譜——概念規定をめぐる歴史的展開を中心に」『季刊障害者問題研究』69, pp.4-12.
- 小林剛, 1996, 『子ども支援の臨床教育学——いじめ・不登校・中退問題への追跡』萌文社.
- 2002, 「教育・心理・福祉を包含した臨床教育学——武庫川女子大学の構想」小林剛・

- 皇紀夫・田中孝彦編『臨床教育学序説』柏書房, pp.27-41.
- 神戸新聞総合出版センター編, 2016, 『癒やしの丘で——兵庫県立神出学園の不登校支援』神戸新聞総合出版センター.
- 子どもの人権弁護団編, 1987, 『子どもの人権 110 番——子どもたちをどのように救済できるか』有斐閣.
- 子どもの人権に関する委員会, 1992a, 「登校拒否と人権——稲村博会員の「登校拒否症」治療に関する調査および見解」『児童青年精神医学とその近接領域』33(1), pp.77-101.
- 1992b, 「子どもの人権に関する委員会活動報告」『児童青年精神医学とその近接領域』33(3), pp.254-264.
- 国立教育研究所内塾問題研究会編, 1985, 『シンポジウム 塾と学校』ぎょうせい.
- 小中陽太郎, 1983, 「自由主義の力——黒柳徹子『窓ぎわのトットちゃん』」『思想の科学』7(31), pp.53-56.
- 子安文, 1986, 『私のミュンヘン日記——シュタイナー学校を卒業して』中央公論社.
- 子安美知子, 1975, 『ミュンヘンの小学生——娘が学んだシュタイナー学校』中央公論社.
- Kozol, J., 1982, *Alternative Schools: A Guide for Educators and Parents*, Continuum., (= 1987, 石井清子訳『自分の学校をつくろう』晶文社).
- 工藤宏司, 1994a, 「不登校研究の展望と課題」『公民論集』2, pp.29-54.
- 1994b, 「「不登校」の社会的構築——モノグラフの試み(上)」『大阪教育大学教育実践研究』3, pp.79-94.
- 1995, 「「不登校」の社会的構築——モノグラフの試み(下)」『大阪教育大学教育実践研究』4, pp.85-102.
- 2002, 「社会問題としての「不登校」現象」『人間科学論集』31/32, pp.21-57.
- 2006, 「不登校と医療化」森田洋司・進藤雄三編『医療化のポリティクス——近代医療の地平を問う』学文社, pp.165-179.
- 工藤定次, 1982, 『学習塾の可能性——福生・タメ塾の記録』ユック舎.
- 黒柳徹子, 1981, 『窓ぎわのトットちゃん』講談社.
- 久徳重盛, 1979, 『母原病——母親が原因でふえる子どもの異常』教育研究社.
- Leventhal, T. and Sills, M., 1964, "Self-image in School Phobia," *American Journal of Orthopsychiatry*, 34(4), pp.685-695.
- 毎日新聞社会部, 1977, 『乱塾時代』サイマル出版会.
- 牧野禎夫・中島靖浩・服部祥子・辻村哲夫, 1989, 「登校拒否を考える」『文部時報』1346, pp.8-21.
- 間宮正幸, 2018, 「教育臨床心理学・臨床教育学の研究と教育——北大教育学部の歴史から」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』132, pp.5-24.
- 真仁田昭・堀内聡, 1973, 「情緒障害児のキャンプ療法に関する研究」『教育相談研究』13, pp.13-32.
- 松井幹夫, 1973, 「苦手な子のための一週間の算数教室——トランプ遊びによる正負の数」『ひと』3, pp.47-54.
- 1987, 『若者たちは学びたがっている——寺小屋から自由の森学園へ』太郎次郎社.
- 松崎運之助, 1976, 『夜間中学の歴史』東京都夜間中学校研究会資料室.
- 1985, 『青春——夜間中学界限』教育史料出版会.
- 2014, 『路地のあかり——ちいさなしあわせ はぐくむ絆』東京シューレ出版.
- 文部省編, 1983, 『生徒の健全育成をめぐる諸問題——登校拒否問題を中心に(中学校・高等学校編)』大蔵省印刷局.
- , 1997, 『登校拒否問題への取組について(小学校・中学校編)』大蔵省印刷局.
- 文部省初等中等教育局中学校課, 1989, 「児童生徒の問題行動の実態と文部省の施策」『文部時報』1346, pp.52-65.
- Montgomery, P. and Korn, C., 1984, *Free School: Reality and Dream*, unpublished in English., (= 1984, 吉柳克彦・大沼安史訳『フリースクール——その現実と夢』一光社).
- 森村桂, 1981, 「人間を励ますひとことの重み——『窓ぎわのトットちゃん』を読んで」『月刊教育

- の森』6(9), pp.54-60.
- 1984, 『もうひとつの学校』角川書店.
- 森田次朗, 2007, 「現代日本における「欧米型」フリースクールの変容に関する社会学的考察——京都市における事例 Z を通して」『京都社会学年報』15, pp.169-184.
- 森田洋司, 1989a, 「はじめに」森田洋司編『「不登校」問題に関する社会学的研究』昭和 63 年度・平成元年度科学研究費補助金（一般研究 A）研究成果報告書, 頁番号なし.
- 1989b, 「研究の枠組と調査の方法」森田洋司編『「不登校」問題に関する社会学的研究』昭和 63 年度・平成元年度科学研究費補助金（一般研究 A）研究成果報告書, pp.1-11.
- 1991, 『「不登校」現象の社会学』学文社.
- 森田洋司編, 2003, 『不登校—その後—不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』教育開発研究所.
- 森田洋司・松浦善満編, 1991, 『教室からみた不登校——データが明かす実像と学校の活性化』東洋館出版社.
- 村上義雄・中川明・保坂展人編, 1986, 『体罰と子どもの人権』有斐閣.
- 村山士郎・久富善之・佐貫浩, 1986, 『中学生いじめ自殺事件——青森県・野辺地中学校のケースを追う』労働旬報社.
- 永井順國, 1988, 「学校を選ぶ自由・つくる自由」『こころの科学』18, pp.61-67.
- 永田佳之, 1996, 『自由教育をとらえ直す——ニールの学園＝サマーヒルの実際から』世織書房.
- 中野明德, 2009, 「発達障害が疑われる不登校児童生徒の実態——福島県における調査から」『福島大学総合教育研究センター紀要』6, pp.9-16.
- Nathan, J., 1996, *Charter Schools: Creating Hope and Opportunity for American Education*, Jossey-Bass., (= 1997, 大沼安史訳『チャータースクール——あなたも公立学校が創れる』一光社.
- Neill, A. S., 1960, *Summerhill: A Radical Approach to Child Rearing*, Hart Publishing., (= 1962, 霜田静志訳『人間育成の基礎』誠信書房).
- Nichols, K. A. and Berg, I., 1970, “School Phobia and Self-evaluation,” *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 11(2), pp.133-141.
- 日本弁護士連合会, 1987, 『子どもの人権救済の手引』日本弁護士連合会.
- 日本教育社会学会編, 2018, 『教育社会学辞典』丸善出版.
- 日本臨床心理学会編, 1966, 『臨床心理学の進歩——1966 年版』誠信書房.
- 西野博之, 2006, 「不登校とフリースペースの歩み——「たまりば」から公設民営の「えん」へ」『子どもの権利研究』8, pp.35-38.
- 丹羽敬子, 1973, 「おかあさんの私塾づくり運動」『ひと』3, pp.25-44.
- 小川捷之・平井信義・神保信一・渡辺位・小泉英二, 1982, 「座談会——学校ぎらいにさせないためにどうしたらよいか」稲村博・小川捷之編『学校ぎらい』共立出版, pp.165-188.
- 荻野達史, 2000, 「文化変動の組織化（上）——『ひと』運動の研究」『人文論集』51(1), pp.47-75.
- 2001, 「文化変動の組織化（下）——『ひと』運動の研究」『人文論集』51(2), pp.39-82.
- 小此木啓吾, 1978, 『モラトリアム人間の時代』中央公論社.
- 奥地圭子, 1976, 「母親教師って、いいわよ」『ひと』42, pp.12-23.
- 1983, 「学校とはなにか、子育てとはなにかを問われて」渡辺位編『登校拒否・学校に行かないで生きる』太郎次郎社, pp.78-115.
- 1987, 「わが子の登校拒否が私を変えた」登校拒否を考える会編『学校に行かない子どもたち——登校拒否・新しい生き方の発見』教育史料出版会, pp.13-45.
- 1989, 『登校拒否は病気じゃない——私の体験的登校拒否論』教育史料出版会.
- 1991, 『東京シューレ物語——学校の外で生きる子どもたち』教育史料出版会.
- 1992, 『学校は必要か——子どもの育つ場を求めて』日本放送出版協会.
- 2005a, 『東京シューレ——子どもとつくる 20 年の物語』東京シューレ出版.
- 2005b, 『不登校という生き方——教育の多様化と子どもの権利』日本放送出版協会.
- 2015, 『フリースクールが「教育」を変える』東京シューレ出版.
- 2019, 『明るい不登校——創造性は「学校」外でひらく』NHK 出版.

- 小野昌彦, 2012, 「不登校状態を呈する発達障害児童生徒の支援に関する研究動向」『特殊教育学研究』50(3), pp.305-312.
- 大沼安史, 1982, 『教育に強制はいらない——欧米のフリースクール取材の旅』一光社.
- 大沼安史編, 1982, 『続・教育に強制はいらない——パット・モンゴメリー女史来日の記録』一光社.
- 押谷由夫, 1980, 「教育的浪費」新堀通也編『日本の教育地図——県別教育診断の試み・学校教育編』ぎょうせい, pp.307-342.
- 大多和雅絵, 2017, 『戦後夜間中学校の歴史——学齢超過者の教育を受ける権利をめぐる』六花出版.
- 大塚千野, 1987, 『サマーヒル少女日記——やっぱり自由が好き!』晶文社.
- 大山洋子, 1989, 「元気な登校拒否ばかりなんて?——テレビ・新聞の報道への危惧」『ひと』195, pp.33-35.
- Partridge, J. M., 1939, "Truancy," *The Journal of Mental Science*, 85, pp.45-81.
- Reimer, E., 1971, *School is Dead: An Essay on Alternatives in Education*, Doubleday., (= 1985, 松居弘道訳『学校は死んでいる』晶文社).
- 佐伯胖・黒崎勲・佐藤学・田中孝彦・浜田寿美男・藤田英典編, 1998, 『いじめと不登校』岩波書店.
- 佐川佳之, 2006, 「不登校経験について「語らない」ということ——コミュニケーション空間としてのフリースクールに関する一考察」『一橋論叢』135(2), pp.258-278.
- 2009, 「フリースクール運動のフレーム分析——1980~1990年代に着目して」『〈教育と社会〉研究』19, pp.46-54.
- 齊藤万比古, 2009, 「不登校」『児童青年精神医学とその近接領域』50(50周年記念特集号), pp.145-155.
- 蔡敏雄・向山徳子・松井猛彦ほか, 1981, 「気管支喘息児にみられた登校拒否症の13例」『小児保健研究』40(5), pp.476-479.
- 齊藤環, 2003, 『ひきこもり文化論』紀伊國屋書店.
- 酒井朗, 2010, 「学校に行かない子ども」荻谷剛彦・濱名陽子・木村涼子・酒井朗『教育の社会学——〈常識〉の問い方、見直し方〔新版〕』有斐閣, pp.2-65.
- 坂本昇一, 1989, 「学校不適応の本質と指導のあり方」『文部時報』1346, pp.4-7.
- 坂元良江, 1984, 『世界でいちばん自由な学校——サマーヒル・スクールとの6年間』人文書院.
- 佐田智子, 1980a, 「何が子どもの心を蝕むのか——「いま学校で」9年間の取材から」『ひと』88, pp.3-15.
- 1980b, 「序列主義とのたたかい——みずからの生を考えさせられる」『ひと別冊(追悼特集号) 遠山啓——その人と仕事』太郎次郎社, pp.184-189.
- 佐藤淳一・今井恭平・大西愛美・岩田嘉光・齋藤真結子・星野光紀・小出奈津子, 2011, 「不登校研究の展望——国内における70年代までの「学校恐怖症・登校拒否」」『上越教育大学研究紀要』30, pp.123-132.
- 佐藤淳一・岩田嘉光・齋藤真結子・星野光紀・橋本賢司・秋山佳子, 2012, 「不登校研究の展望(II)——国内における1980年代の臨床心理学の事例論文から」『上越教育大学研究紀要』31, pp.169-179.
- 佐藤守, 1957, 「八郎潟漁村における長欠現象の分析——秋田県南秋田郡昭和町野村部落の場合」『教育社会学研究』11, pp.79-93.
- 佐藤修策, 1959, 「神経症的登校拒否行動の研究——ケース分析による」『岡山県中央児童相談所紀要』4, pp.1-15.
- 1996, 『登校拒否ノート——いま、むかし、そしてこれから』北大路書房.
- 佐藤洋作, 1998, 『君は君のままがいい——10代との対話と共同』路臺書房.
- Seikkula, J. and Arnkil, T. E., 2006, *Dialogical Meetings in Social Networks*, Karnac Books., (= 2016, 高木俊介・岡田愛訳『オープンダイアログ』日本評論社).
- 青少年指導研究会, 1964, 「在学非行青少年の指導に関する教育社会学的研究」『教育社会学研究』

- 19, pp.5-55.
- 瀬戸知也, 2001, 「「不登校」ナラティブのゆくえ」『教育社会学研究』68, pp.45-64.
- Shimizu, K., 2011, “Defining and Interpreting Absence from School in Contemporary Japan: How the Ministry of Education Has Framed School Non-attendance,” *Social Science Japan Journal*, 14(2), pp.165-187.
- 霜田静志, 1929, 「新人ニイルの學校——自由教育と不良児の救済」『教育週報』222, p.4.
 ———— 1959, 『ニイルの思想と教育』金子書房.
- 下村博文, 1984, 『「塾」そのありのままの姿——コミュニティ塾創造を目指して』学陽書房.
- 下村哲夫, 1978, 『先きどり学校論——「壁のない学校」から「学校のない社会」まで』学陽書房.
- 新堀通也, 1975, 「現代教育の病理——教育病理学の構造」『教育社会学研究』30, pp.17-27.
 ———— 1996, 『教育病理への挑戦——臨床教育学入門』教育開発研究所.
- 新堀通也編, 1980, 『日本の教育地図——県別教育診断の試み・学校教育編』ぎょうせい.
- 塩澤実信・植田康夫編, 1982, 『『トットちゃん』ベストセラー物語』理想出版社.
- Silberman, C. E., 1970, *Crisis in the Classroom: The Remaking of American Education*, Random House., (= 1973, 山本正訳『教室の危機——学校教育の全面的再検討』サイマル出版会).
- Spector, M. and Kitsuse, J. I., 1977, *Constructing Social Problems*, Cummings Publishing Company., (= 1990, 村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社).
- 杉村省吾・谷重美・藤坂由起子, 1977, 「登校拒否症 School refusal の臨床的アプローチ——小児病院での実践を通して」『武庫川女子大学紀要：教育学科編』25, pp.31-41.
- 住田征夫, 1972, 「不登校児からみた教育に関する精神医学的一考察」『名古屋市立大学医学会雑誌』22(4), pp.556-572.
- 鷺見たえ子・玉井収介・小林育子, 1960, 「学校恐怖症の研究」『精神衛生研究』8, pp.27-56.
- 鈴木菜生・岡山亜貴恵・大日向純子ほか, 2017, 「不登校と発達障害——不登校児の背景と転帰に関する検討」『脳と発達』49(4), pp.255-259.
- 鈴木康久・田中幸治・駒木明仁・増田久美子・綿引一男, 1984, 『ぼくたちの朝——登校拒否児が書いた青春記』教育史料出版会.
- 高木隆郎, 1962, 「いわゆる登校拒否の一例——その生育史と神経症的傾向をめぐる症状論的考察」『関西臨床心理学者協会会報』3, pp.4-5.
 ———— 1984, 「登校拒否と現代社会」『児童青年精神医学とその近接領域』25(2), pp.63-77.
 ———— 2010, 「不登校」『児童青年精神医学とその近接領域』51(3), pp.200-221.
- Takagi, R., 1963, “Mental Mechanisms of School Phobia and Its Prevention,” *Acta Paedopsychiatrica*, 39, pp.131-146.
- 高木隆郎・川端利彦・田村貞房ほか, 1959, 「長欠児の精神医学的実態調査」『精神医学』1, pp.403-409.
- 高木四郎, 1961, 「パネル・ディスカッションを司会して」『児童精神医学とその近接領域』2(1), pp.114-116.
- 高橋寛人, 2017, 「交流相談カフェの意義と効果——困難を抱える高校生に「居場所カフェ」を」『月刊高校教育』50(9), pp.32-35.
- 高橋良臣, 1980, 『よみがえった仔羊——デンマーク牧場から』たいまつ社.
 ———— 1981, 『子どもたちの復活——登校拒否をのりこえて』あすなる書房.
- 高山龍太郎, 2017, 「不登校は教育課程の問題か——教育機会確保法をめぐる議論を振り返る」『日本教育社会学会第69回大会発表要旨集録』pp. 218-219.
- 竹川郁雄, 1993, 『いじめと不登校の社会学——集団状況と同一化意識』法律文化社.
- 滝川一廣, 1994, 『家庭のなかの子ども 学校のなかの子ども』岩波書店.
- 詫摩武俊・稲村博編, 1980, 『登校拒否——どうしたら立ち直れるか』有斐閣.
- 田中佑弥, 2016, 「日本における「フリースクール」概念に関する考察——意識としての「フリースクール」とその濫用」『臨床教育学論集』8, pp.23-39.
 ———— 2017a, 「表現としての子どもの「問題行動」——戦後初期のケース記録「映画狂の精神

- 薄弱児」に着目して』『臨床教育学論集』9, pp.15-27.
- 2017b, 「フリースクールの制度化に関する考察——不登校生支援のあり方をめぐる論争を中心に」『臨床教育学研究』23, pp.13-22.
- 2018a, 「公立の「フリースクール」」『不登校新聞』477, p.4.
- 2018b, 「フリースクール開設以前の奥地圭子の教育観——『ひと』における「母親教師」としての記述に着目して」『臨床教育学論集』10, pp.25-37.
- 2018c, 「フリースクールへの通学定期券制度の準用過程——フリースクールと行政の関係性に着目して」『社会文化研究』20, pp.73-88.
- 2020, 「1980年代の補習塾における不登校生支援——八杉晴実の実践に着目して」『臨床教育学論集』11, pp.61-69.
- 谷口清・小柴孝子, 2013, 「長期欠席と不登校の背景因子——相談担当者への聞き取り調査から」『人間科学研究』35, pp.121-129.
- 鑪幹八郎, 1963, 「学校恐怖症の研究(1)——症状形成に関する分析的考察」『児童精神医学とその近接領域』4(4), pp.221-235.
- 東海テレビ取材班, 2011, 『戸塚ヨットスクールは、いま——現代若者漂流』岩波書店.
- 登校拒否を考える緊急集会実行委員会編, 1989, 『「登校拒否」とは』悠久書房.
- 東京シューレ編, 2000, 『フリースクールとはなにか——子どもが創る・子どもと創る』教育史料出版会.
- , 2015, 『東京シューレ30周年記念誌』東京シューレ.
- 東京シューレの子どもたち編, 1991, 『学校に行かない僕から学校に行かない君へ——登校拒否・私たちの選択』教育史料出版会.
- 富田竹三郎, 1951, 「漁村及び農村中学校の長期缺席生徒について」『教育社会学研究』1, pp.133-140.
- 友兼清治, 2017, 『遠山啓——行動する数楽者の思想と仕事』太郎次郎社エディタス.
- 遠山啓, 1976, 『競争原理を超えて——ひとりひとりを生かす教育』太郎次郎社.
- 遠山啓・石田宇三郎・板倉聖宣・遠藤豊吉・白井春男, 1973, 「まず、第一歩を」『ひと』1, p.1.
- 外山恒一・はやしたけし, 1990, 『校門を閉めたのは教師か——神戸高塚高校校門圧殺事件』駒草出版.
- 辻悟・高橋哲郎・小澤勲・清水将之・村上靖彦・河合洋・西田博文, 1969, 「思春期心性とその病理」『児童精神医学とその近接領域』10(3), pp.131-159.
- 内田良子, 1989, 「登校拒否は治療の対象か——登校拒否の新しい局面」『ひと』195, pp.4-12.
- 宇津木悦子・板橋登美, 1957, 「登校を嫌がる女兒とその母親——女兒に対する遊戯治療と母親に対する社会治療の経過について」『児童のケースワーク事例集』9, pp.73-99.
- 和田修二・皇紀夫編, 1996, 『臨床教育学』アカデミア出版会.
- 和田修二・皇紀夫・矢野智司編, 2011, 『ランゲフェルト教育学との対話——「子どもの人間学」への応答』玉川大学出版部.
- 若林実, 1990, 『エジソンも不登校児だった——小児科医からみた「登校拒否」』筑摩書房.
- 若林慎一郎・伊東秀子・伊東忍, 1965, 「学校恐怖症または登校拒否児童の実態調査」『児童精神医学とその近接領域』6(2), pp.77-89.
- 渡辺位, 1966, 「登校拒否とその治療」『児童心理』20(9), pp.128-134.
- 1967, 「登校拒否について」『医療』21(2), pp.216-223.
- 1976, 「青春期の登校拒否」『臨床精神医学』5(10), pp.1255-1260.
- 1978, 「家庭内暴力のメカニズム」『児童心理』32(13), pp.231-237.
- 1980, 「学校をこぼんだ子らとともに——登校拒否の原因と、その対応」『ひと』94, pp.3-17.
- 1983, 「まえがき」渡辺位編『登校拒否・学校に行かないで生きる』太郎次郎社, pp.2-5.
- 1992a, 『不登校のこころ——児童精神科医40年を生きて』教育史料出版会.
- 1992b, 『自然に学ぶ子育て——登校拒否の子と親から教えられたこと』教育史料出版会.
- 渡辺位編, 1983, 『登校拒否・学校に行かないで生きる』太郎次郎社.

- Wong, S. W., 2008, *Reframing Futoko (school non-attendance) in Japan: A Social Movement Perspective*, Doctoral Dissertation, University of Adelaide.
- 山田銀河, 2017, 「不登校支援における連携ネットワークとアクター間の関係——「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」の事例から」『東京大学大学院教育学研究科教育行政学論叢』37, pp.145-162.
- 山田潤, 2002, 「「不登校」だれが、なにを語ってきたか」『現代思想』30(5), pp.233-247.
- 山岸竜治, 2018, 『不登校論の研究——本人・家庭原因説と専門家の社会的責任』批評社.
- 山松質文・畠瀬稔・鑪幹八郎, 1962, 「シンポジウムの感想と問題点」『関西臨床心理学者協会会報』3, pp.12-16.
- 山本宏樹, 2008, 「不登校公式統計をめぐる問題——五数要約法による都道府県較差の検証と代替案の吟味」『教育社会学研究』83, pp.129-148.
- 2016, 「教育機会確保法案の政治社会学——情勢分析と権利保障実質化のための試論」『〈教育と社会〉研究』26, pp.5-21.
- 山本昭二郎, 1966, 「学校恐怖症の収容治療」日本臨床心理学会編『臨床心理学の進歩——1966年版』誠信書房, pp.283-292.
- 山本哲士, 1979, 『学校・医療・交通の神話——イバン・イリイチの現代産業社会批判』新評論.
- 山本哲士編, 1986, 『小さなテツガクシャたち——杉本治君・尾山奈々さんの自死から学ぶ』新曜社.
- 山崎まどか, 1986, 『ビバ！ 私はメキシコの転校生——「幸福」をおしえてくれた自由学校』偕成社.
- 山崎満喜子, 1981, 『メヒコの自由学校』現代書館.
- 山崎洋子, 1998, 『ニイル「新教育」思想の研究——社会批判にもとづく「自由学校」の地平』大空社.
- 山登敬之, 2005, 「極私的不登校闘争二十年史序説」『こころの科学』123, pp.64-70.
- 八杉晴実, 1975, 『算数ぎらいが好きになる——家庭でできるDIG式つまずき発見法』徳間書店.
- 1979, 『子供たちを落ちこぼすのは誰か——教育・弱者の論理』啓明書房.
- 1982, 「西ドイツのシュタイナー学校——十二年間一貫制・生徒自作の教科書」『月刊教育の森』7(10), pp.76-82.
- 1983, 『人間が好き——塾 東進会の学び・愛・喜び』新声社.
- 1985a, 『学力おくれ学校ぎらい』教育史料出版会.
- 1985b, 「学校の外の風景」八杉晴実編『さよなら学校信仰——自前の教育を求めて』一光社, pp.9-52.
- 1990, 『全国子ども支援塾ガイド——ビューティフル「家族ネットワーク」の広がりのために』一光社.
- 八杉晴実編, 1985, 『かけこみ塾ふれあい日記——学校の外で学ぶ子どもたち』有斐閣.
- 横田正雄, 1989, 「登校拒否論の批判的検討——母子分離不安論の登場まで」『臨床心理学研究』27(2), pp.56-61.
- 1990a, 「登校拒否論の批判的検討〈その2〉——登校拒否の社会的広がりに至るまで」『臨床心理学研究』27(3), pp.2-8.
- 1990b, 「登校拒否論の批判的検討〈その3〉——分離不安論の新たな展開とその反作用」『臨床心理学研究』28(1), pp.2-11.
- 1991, 「登校拒否論の批判的検討〈その4〉——分離不安論から自己像脅威論へ」『臨床心理学研究』28(3), pp.2-10.
- 1992, 「登校拒否論の批判的検討〈その5〉——日本に登校拒否が現われた頃の社会的状況と初期の登校拒否論」『臨床心理学研究』30(1), pp.11-19.
- 1994, 「登校拒否論の批判的検討〈その6〉——イギリスでの登校拒否の多発という現象を踏まえて」『臨床心理学研究』31(3), pp.30-39.
- 全国不登校新聞社編, 2018, 『不登校50年証言プロジェクト』全国不登校新聞社.
- 全国情緒障害教育研究会編, 1975, 『登校拒否児』日本文化科学社.

参照 URL

『朝日新聞』（聞蔵Ⅱビジュアル）	https://database.asahi.com/index.shtml
フリースクールわく星学校	http://www2.gol.com/users/kosa/syukai.html
フリースペースたまりば	http://www.tamariba.org/
関西青少年自立支援センターNOLA	http://www.nponola.com/r27seisokyo.htm
神戸フリースクール	http://kfa.freeschool.jp/page/about_school/
越谷らるご	http://k-largo.org/?page_id=424
『毎日新聞』（毎索）	https://mainichi.jp/contents/edu/maisaku/
文部科学省	http://www.mext.go.jp/b_menu/b005.htm
『読売新聞』（ヨミダス歴史館）	https://www.yomiuri.co.jp/database/rekishikan/

（上記 URL がアクセス可能であることは 2020 年 3 月 12 日に確認した）